

山辺町地域防災計画

令和4年7月
山辺町防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災の基本方針	3
第 3 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第 4 節	山辺町の地勢と災害要因、災害記録	22
第 5 節	既往の地震災害と想定	43

第 2 編 風水害等対策編

第 1 章	災害予防計画	54
	<災害に強い施設等の整備>	54
第 1 節	風水害等に強いまちづくり	54
第 2 節	建築物等の予防対策	59
第 3 節	地盤災害予防計画	61
第 4 節	ライフライン施設等の予防対策	64
	<迅速かつ円滑な災害応急対策への備え>	72
第 5 節	職員の配備体制	72
第 6 節	気象等観測体制整備計画	74
第 7 節	情報通信連絡網の整備	75
第 8 節	相互応援体制・受入体制の整備	77
第 9 節	消防体制の整備	78
第 10 節	医療救護体制の整備	80
第 11 節	輸送体制の整備	82
第 12 節	避難行動と避難収容対策	85
第 13 節	孤立集落対策計画	95
第 14 節	食料の調達・確保及び防災資機材等の整備	97
	<防災行動力強化の促進>	100
第 15 節	防災訓練の実施	100
第 16 節	防災知識の普及	103
第 17 節	自主防災組織等の育成	109
第 18 節	要配慮者の安全確保	115
第 19 節	ボランティア受入体制の整備	121
第 2 章	災害応急対策計画	124
	<活動体制の確立>	124
第 1 節	応急活動体制の確立	124

第2節	情報伝達体制の確立	140
第3節	災害救助法の適用に関する計画	144
第4節	広域応援計画	148
第5節	被災県等への広域応援計画	152
第6節	広域避難計画	154
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	157
第8節	県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの活用	161
第9節	ボランティアとの連携	162
	<警戒避難期の応急対策>	164
第10節	気象予警報等の収集・伝達	164
第11節	災害情報・被害情報の収集・伝達	177
第12節	広報	183
第13節	水防活動	186
第14節	土砂災害等の防止対策	193
第15節	消防活動	195
第16節	避難指示、誘導	199
第17節	救助・救急	212
第18節	交通の確保及び規制	214
第19節	災害警備計画	216
第20節	緊急輸送	217
第21節	医療救護	220
第22節	要配慮者への緊急支援	224
第23節	竜巻・突風対策計画	229
	<事態安定期の応急対策>	231
第24節	避難所の開設・運営	231
第25節	食料の供給	236
第26節	給水	238
第27節	生活必需品の供給	242
第28節	防疫・保健衛生対策	244
第29節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	248
第30節	遺体等の捜索及び処理等	251
第31節	住宅の供給確保	253
第32節	文教対策	259
第33節	ライフライン施設の応急対策	264
第34節	危険物等施設応急計画	271
第35節	義援金品・義援物資の受入・配分	274
第36節	農林漁業災害の応急対策	276
第3章	災害復旧・復興計画	278

第1節	災害復旧・復興	278
第2節	被災者の生活再建等への支援	281
第3節	産業復興の支援	285
第4節	激甚災害の指定	287

第3編 震災対策編

第1章	災害予防計画	289
	＜震災に強い施設等の整備＞	289
第1節	地震に強いまちづくり	289
第2節	建築物等の予防対策	293
第3節	地盤災害の予防対策	298
第4節	ライフライン施設等の予防対策	301
	＜迅速かつ円滑な震災応急対策への備え＞	312
第5節	職員の配備体制	312
第6節	地震に関する調査研究計画	314
第7節	地震情報収集体制の整備計画	315
第8節	情報通信連絡網の整備	315
第9節	相互応援体制・受入体制の整備	315
第10節	消防体制の整備	315
第11節	医療救護体制の整備	315
第12節	輸送体制整備計画	316
第13節	避難行動と避難収容対策	316
第14節	孤立集落対策計画	316
第15節	積雪期の地震災害予防計画	317
第16節	食料の調達・確保及び防災資機材等の整備	318
	＜防災行動力強化の促進＞	319
第17節	防災訓練の実施	319
第18節	防災知識の普及	322
第19節	自主防災組織等の育成	327
第20節	要配慮者の安全確保	327
第21節	ボランティア受入体制の整備	327
第2章	災害応急対策計画	328
	＜活動体制の確立＞	328
第1節	応急活動体制の確立	328
第2節	情報伝達体制の確立	335
第3節	災害救助法の適用に関する計画	336
第4節	広域応援計画	336
第5節	被災県等への広域応援計画	336

第6節	広域避難計画	336
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	336
第8節	県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの活用	336
第9節	ボランティアとの連携	337
	<初動期の応急対策>	338
第10節	地震情報等の収集・伝達	338
第11節	災害情報・被害情報の収集・伝達	343
第12節	広報	343
第13節	水防活動	346
第14節	土砂災害等の防止対策	346
第15節	消防活動	347
第16節	避難指示、誘導	347
第17節	救助・救急	348
第18節	交通の確保及び規制	348
第19節	災害警備計画	348
第20節	緊急輸送	348
第21節	医療救護	349
第22節	要配慮者への緊急支援	349
	<事態安定期の応急対策>	350
第23節	避難所の開設・運営	350
第24節	食料の供給	350
第25節	給水	350
第26節	生活必需品の供給	350
第27節	防疫・保健衛生対策	350
第28節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	351
第29節	遺体等の捜索及び処理等	351
第30節	住宅の供給確保	351
第31節	文教対策	351
第32節	ライフライン施設の応急対策	353
第33節	危険物等施設応急計画	353
第34節	義援金・義援物資の受入・配分	353
第35節	農林漁業災害の応急対策	353
第3章	災害復旧・復興計画	354
第1節	災害復旧・復興	354
第2節	被災者の生活再建等への支援	354
第3節	産業復興の支援	354
第4節	激甚災害の指定	354

第4編 個別災害対策編

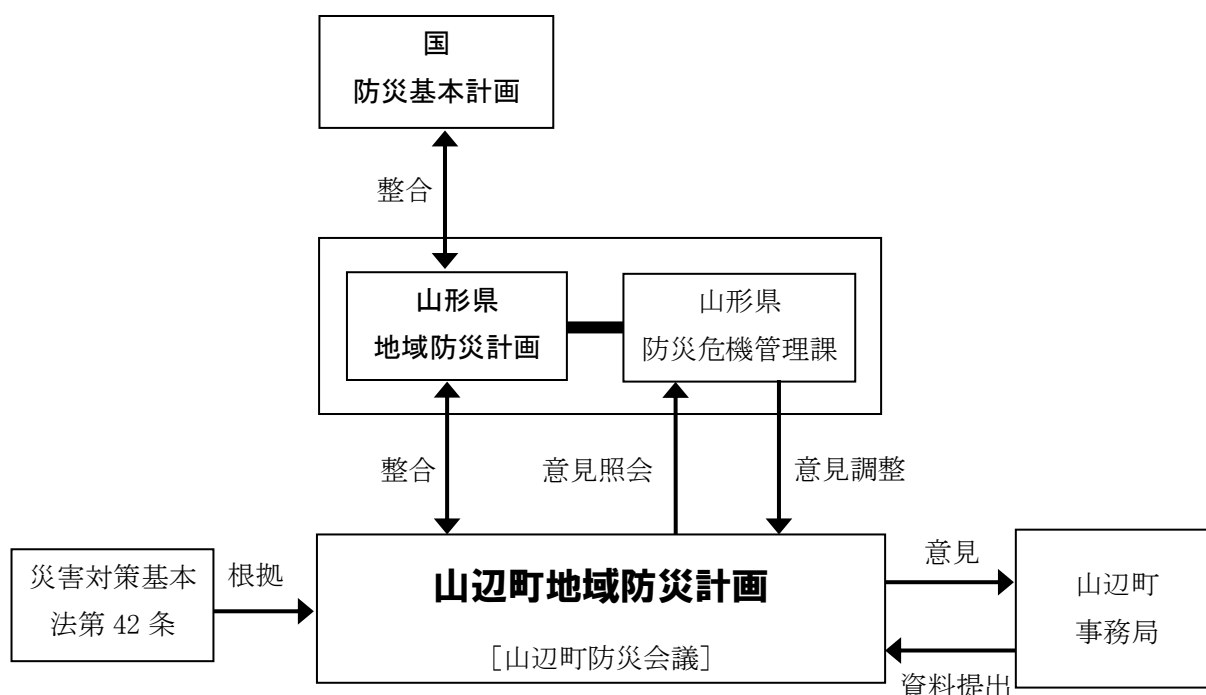
第1章 雪害対策	355
第1節 災害予防計画	355
第2節 災害応急対策計画	359
第2章 道路上における交通災害対策	362
第1節 災害応急対策計画	362
第3章 鉄道災害対策	364
第1節 災害応急対策計画	364
第4章 航空災害対策	366
第1節 災害応急対策計画	366
第5章 危険物等災害対策	368
第1節 災害予防計画	368
第2節 災害応急対策計画	369
第6章 林野火災対策	371
第1節 災害予防計画	371
第2節 林野火災応急計画	374
第7章 大規模土砂災害対策計画	376
第8章 原子力事故災害対策計画	379
第1節 総則	379
第2節 原子力災害予防計画	382
第3節 原子力災害応急計画	384
第4節 災害復旧計画	387
第9章 火山災害対策計画	388

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的と位置付け

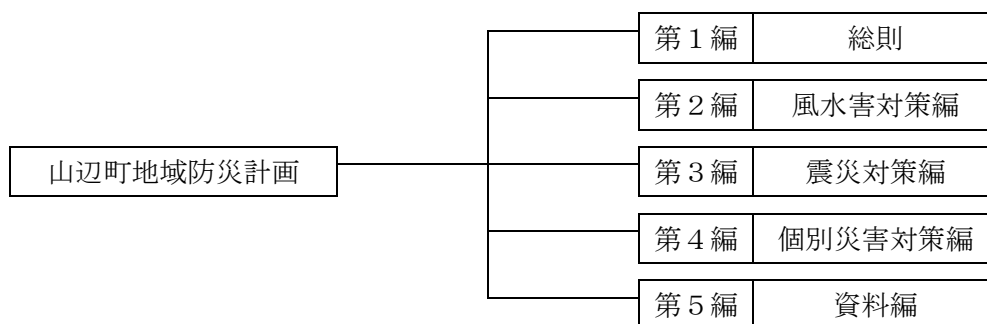
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山辺町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、町民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに土地の保全を目的とする。

【計画の位置付け】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧、復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、山辺町地域防災計画（以下「本計画」という。）に必要な資料関係等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町民、町職員、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町及び防災関係機関は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

山辺町は、第5次山辺町総合計画において、「みんながつながる 協働のまち やまのべ ～未来につなぐ 自慢のまち～」を基本理念とし、町民と行政によるパートナーシップに基づく協働のまちづくりを推進している。

災害対策基本法が平成24年6月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

平成25年6月の法改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、平成26年11月の改正では大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成27年8月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成28年5月には大規模災害による放置車両対策を強化する改正等が行われた。

平成30年6月には、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることを明確にした改正等が行われた。

また、土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、広域大規模災害を想定した備え等の対策が盛り込まれた。

令和元年5月及び令和2年5月の改正では最近の災害対応の教訓を踏まえた改正が行われた。

令和3年5月には、個別避難計画作成の努力義務化や、避難勧告・避難指示の一本化に関する改正とともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた改正が行われた。

県においては、東日本大震災、熊本地震や度重なる大規模風水害等の課題を踏まえ、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和3年度に山形県地域防災計画が改訂され、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、本計画を改訂するものとする。

本節では、災害から町民の生活と地域を守り、安心して快適な住みよいくらしを実現するための防災ビジョンを提示するものとする。

さらに、本計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあわせて災害対策に取り組むものとする。

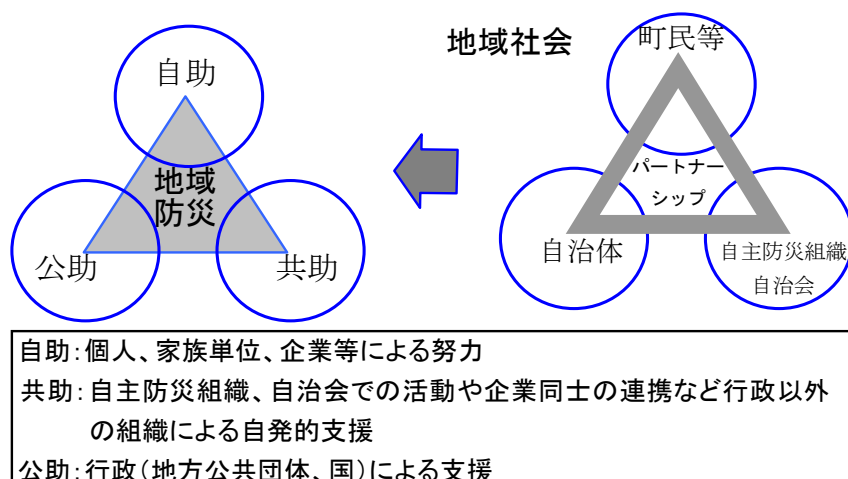
1 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、町民、自主防災組織、事業所、地域団体等が連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

近年発生した災害の状況から、「公助」による応急活動だけでは、大規模災害時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、行政主導のハード対策・ソフト対策には限界があることを踏まえ、「公助」のみならず、町民、事業所、自主防災組織、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。さらに、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、町民向けの防災教育訓練により、防災意識の向上を推進する。

また、町民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を推進する。

町民・団体が緊急対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る方策を進めるとともに、町民と行政によるパートナーシップに基づく地域防災力の向上を目指していく。



2 自主防災組織の育成支援

町民の生活を災害から守り地域を保全していくためには、町と関係機関・団体、町民が一体となった取組みが重要である。

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。

そのために、町民の地域連帯感に支えられた自主防災組織を育成し、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を高め、有事の際の体制を確立するとともに、防災体制を強化していくものとする。

また、災害時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災組織の育成支援を図る。

3 消防事務委託に基づいた消防活動

町の消防に関しては、平成 23 年 12 月から消防事務が山形市に委託され常備消防となったことにより体制強化が図られ、消防力が充実した。

消防、救命、救助に当たっては、事務委託時に結ばれた「山形市と山辺町との間の消防事務に関する規約」（資料 1－9）及び「山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定書」（資料 1－10）

に基づき活動を行う。

4 風水害対策

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

特に、本町の丘陵山麓部や中山間地域は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。

このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進を図るとともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、令和元年6月から運用が開始された5段階の警戒レベルによる避難情報・防災気象情報を含め、避難情報の判断基準の的確な運用を図っていくとともに、地域住民の主体的な避難行動を一層促進していくため、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを行うとともに、ソフト対策については、要配慮者等の避難体制の整備や自主防災組織の強化、ハザードマップ、防災ガイドブック、行動マニュアル等の作成活用・周知徹底と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

(1) 土砂崩壊地対策・中山間地域の防災対策

本町は総面積の約60%が山地である。このため、地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険地域も多く、その区域内に建てられている住家等も少なくなく、豪雨のたびに土砂崩れ等の被害が発生している。

特に、西部中山間地帯は、白鷹山より北方に至る出羽丘陵中山間地域であって、西黒森山、東黒森山、鳥海山等の山々を有している。そのため、集中豪雨時には災害発生の危険があり、土砂崩壊地対策や治水対策を重点的に行う必要がある。

これらの点を踏まえ、砂防えん堤建設や急傾斜地崩壊防止対策、土砂災害危険区域住宅の移転事業等ハード面の対策に加え、被害を未然に防止するために町民と行政の連携を深め、予防・警戒・避難体制の確立を図るものとする。

また、過疎化、高齢化の進行により地域の防災機能も年々低下してきており、自主防災組織等を中心に総合的な対策や広域的な組織づくりを講ずる必要がある。

(2) 治水対策

本町には、舟引山に源を発する須川をはじめ、玉虫沼より発し須川に注ぐ小鶴沢川、白鷹山から流出し最上川に注ぐ鶴川、沢上川、送橋川等がある。このような河川を有する本町にとって、治水対策は生活基盤整備の重要な課題であり、今後とも河川管理者による町内の河川の護岸改修事業等を積極的に実施又は要望していくものとする。

また、須川については河川改修工事により、災害は着実に減ってきてはいるものの、町民の災害に対する意識も年々低くなる傾向であり、治水対策を進めるうえで、意識向上を図る研修等が必要である。

5 地震災害対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。山辺

町では震度5弱を記録したが大きな災害は発生しなかったものの、1日以上停電が続き、燃料不足もあり、町民生活に大きな影響を及ぼした。ほかにも本町に影響を及ぼした地震といえば、平成15年7月26日に発生した宮城県北部地震があり、このとき、本町において1名の負傷者が出た。また、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震、令和元年6月18日の山形県沖の地震も記憶に新しいところである。

本町にも山形盆地断層帯があり、直下型地震が高い確率で発生することが懸念されている。地震の予知は難しく、このような予測が難しい自然災害に際しては、町と地域の総力を挙げた対応が重要である。

このため平常時から災害に備え、備蓄や訓練を重ね地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

平成28年4月の熊本地震においては、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の応急対応に支障をきたしており、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、町業務継続計画の策定等により、業務継続の確保を図っていく。

さらに、災害時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、臨時ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、上下水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入体制の整備を図っていく。

町民・事業所は「自助」の取組みとして、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

また、「共助」の取組みとして、自主防災組織の育成と支援を行うとともに、防災訓練等を実施し、災害時には地域全体で助け合う体制づくりを進める。

6 火災対策

村山平野の一角を占める東部平坦地域は、平坦地に集落が形成されており、西部中山間地域と比較すると自然災害の発生の確率は低いが、木造家屋が多く、火災等に対する防災機能は充分とはいえない。このため、町民の防火思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織等の育成を図る必要がある。

また、今後都市的機能の整備を進める中で、多様化する災害に対する防災機能をも合わせ持った居住環境の整備を進める。

7 雪害対策

除雪は、冬期間の雪からの町民の生活を守る重要な事業であり、特に自家用車の増加等から、その役割はますます重要になってきている。

町では、地域の特性に応じた克雪町づくりを推進するとともに、日常生活に密着した国、県、町道の除排雪を徹底し、スムーズな交通の確保を図るものとする。

さらに、冬期間の積雪やなだれ、道路以外の家屋の雪等の危険性に対し、町及び関係機関は、要配慮者世帯等への支援を含めた雪害防止対策に努める。

8 住民支援体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」、「避難所開設運営マニュアル」の整備・活用を図る。

また、防災マップ、ハザードマップ、防災ガイドブック等の周知・活用によって、危険区域を認知してもらうなど、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

9 災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

情報の受伝達や広報については、防災放送による伝達、広報車による広報、緊急速報メール、ホームページやSNS等の伝達体制を確立するとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

また、町内の中山間地域や一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を充実していく。

10 要配慮者対策

本町において、高齢人口の増加、核家族化とともに、単身の高齢者や高齢世帯、さらには寝たきりや認知症の高齢者等の要介護者の増加など、要配慮者の割合が年々増えており、防災上重要な課題となっている。このため、民生委員・児童委員、要配慮者利用施設の管理者、自主防災組織等と連携・協議して、災害時の避難誘導體制や医療救護体制を整備しておく必要がある。

特に、要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳等を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

また、社会福祉施設等における要配慮者対策として、要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう必要な支援や働きかけを行う。

11 事業所、団体等との連携強化

事業所等との協力を得ながら、速やかな防災活動が展開されるよう誘導し、それらが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の策定により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

12 その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、竜巻・突風、航空機事故、鉄道事故、道路災害、林野火災、原子力事故対策等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、山辺町及び山形県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山辺町	(1) 山辺町防災会議に関する こと。 (2) 町域における公共的団 体及び町民の自主防災組 織の育成指導に関するこ と。 (3) 災害及び防災に関する 科学的研究とその成果の 実現に関すること。 (4) 防災に係る気象、地象及 び水象の観測、予報その他 の業務に関する施設、設備 及び組織の整備、並びに災 害の予報及び警報伝達の 改善に関すること。 (5) 防災意識の高揚及び災 害安全運動に関すること。 (6) 防災に係る教育及び訓 練に関すること。 (7) 通信施設及び組織の整 備に関すること。 (8) 水防、消防、救助その他 の災害応急に関する施設 及び組織の整備並びに物 資及び資機材の備蓄に関 すること。 (9) 治山治水その他町の地	(1) 山辺町災害対策本部の設置 及び運営に関すること。 (2) 指定地方行政機関の長等及 び県知事に対する職員の派遣 要請、並びに他の市町村長に対 する応援の要求に関すること。 (3) 県知事の委任を受けて行う、 災害救助法に基づく被災者の 救助に関すること。 (4) 損失及び損害補償並びに公 的徴収金の減免等に関するこ と。 (5) 災害情報の収集に関するこ と。 (6) 災害広報に関すること。 (7) 災害予警報等の情報伝達、並 びに避難指示及び警戒区域設 定に関すること。 (8) 被災者の救助に関すること。 (9) 山形市消防本部と連携した 消防活動及び浸水対策活動に 関すること。 (10) 緊急輸送の確保に関するこ と。 (11) ライフラインの確保に関す ること。 (12) 公共土木施設、農地・農業	(1) 被災者のための相 談に関すること。 (2) 見舞金等の支給等 に関すること。 (3) 雇用の安定に関す ること。 (4) 住宅対策に関する こと。 (5) 租税の特例措置に 関すること。 (6) 農林漁業者及び中 小企業等に対する金 融対策に関すること。 (7) 公共施設等の災害 復旧に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	域の保全に関すること。 (10) 建物の不燃堅ろう化その他町の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 (11) 災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。	用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 (14) 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。 (15) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 (16) 被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。 (17) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。	

2 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形市消防本部	(1) 「山形市と山辺町との間の消防事務に関する規約」及び「山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定」に基づいた活動に関すること。		
山辺町消防団	(1) 山辺町消防計画に基づいた活動に関すること。		

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	(1) 山形県防災会議に関すること。 (2) 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 (3) 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 (4) 防災に係る気象、地象及	(1) 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 (3) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関	(1) 被災者のための相談に関すること。 (2) 見舞金等の支給等に関すること。 (3) 雇用の安定に関すること。 (4) 生活関連物資の需給・価格状況の調査等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</p> <p>(5) 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>(6) 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>(7) 通信施設及び組織の整備に関すること。</p> <p>(8) 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>(9) 治山治水その他県土の保全に関すること。</p> <p>(10) 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>(11) 災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>(12) 在宅の要配慮者対策に関すること。</p> <p>(13) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及びその他の土砂災害防止に関する事業に関すること。</p>	<p>すること。</p> <p>(5) 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>(6) 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</p> <p>(7) 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>(8) 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</p> <p>(9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>(10) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>(11) 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>(12) 災害広報に関すること。</p> <p>(13) 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>(14) ライフラインの確保に関すること。</p> <p>(15) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>(16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>(17) 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>(18) 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>(19) 被災児童生徒等に対する応</p>	<p>に関すること。</p> <p>(5) 住宅対策に関すること。</p> <p>(6) 租税の特例措置に関すること。</p> <p>(7) 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</p> <p>(8) 公共施設等の災害復旧に関すること。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		急の教育に関する事。 (20)被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。 (21)その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関する事。	
山形警察署	(1)災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関する事。 (2)災害警備の教養訓練に関する事。 (3)防災広報に関する事。	(1)災害情報及び交通情報の収集に関する事。 (2)被災者の救助及び避難誘導に関する事。 (3)交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関する事。 (4)行方不明者の調査及び遺体の検視に関する事。 (5)犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関する事。	

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		(1)災害状況の把握と報告連絡に関する事。 (2)警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 (3)関係職員の派遣に関する事。 (4)関係機関との連絡調整に関する事。	
東北財務局 (山形財務事務所)			(1)金融機関の業務運営の確保に関する事。 (2)県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			(3) 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 (4) 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。
東北厚生局		(1) 被害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。	
東北農政局 (山形県拠点)	(1) 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	(1) 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 (2) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。	(1) 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉾害復旧事業、災害金融に関すること。
東北森林管理局 (山形森林管理署)	(1) 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。	(1) 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	(1) 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
東北経済産業局		(1) 工業用水の応急対策に関すること。 (2) 災害時における生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握に関すること。	(1) 工業用水の復旧対策に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材の需給に関すること。 (3) 被災事業者等への支援に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
関東東北産業保安監督部東北支部	(1) 電気、都市ガス（山辺町は対象外）、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関すること。 (2) 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること。	(1) 災害時における危険物等保安確保に関すること。 (2) 電気、都市ガス（山辺町は対象外）の復旧対策に関すること。 (3) 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること。	(1) 電気、都市ガス（山辺町は対象外）の災害復旧に関すること。 (2) 鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること。
東北運輸局	(1) 緊急輸送、代替輸送の実施体制の整備等に係る関係事業者等への指導・助言及び防災訓練の実施並びに交通施設等の安全確保に関すること。	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。	(1) 電気、都市ガスの災害復旧に関すること。 (2) 鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること。
仙台管区気象台 （山形地方気象台）	(1) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること。 (2) 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。	(1) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。 (2) 非常通信に関すること。	(1) 有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること。
山形労働局 （山形労働基準監督署・山形公共職業安定所）	(1) 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。 (2) 企業における防災の促進に関すること。	(1) 二次災害発生の防止に関すること。 (2) 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。	(1) 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 (3) 雇用安定等の支援

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			に関すること。
東北地方整備局 (山形河川国道事務所・緊急災害対策派遣隊(TECFORCE)・リエゾン)	<p>(1) 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること。</p> <p>(2) 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。</p> <p>(3) 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること。</p> <p>(4) 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。</p> <p>(5) 官庁施設の災害予防措置に関すること。</p> <p>(6) 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。</p>	<p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。</p> <p>(3) 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。</p> <p>(4) 緊急災害対策派遣隊(TECFORCE)による災害対策機械(排水ポンプ車・照明車など)の派遣要請や復旧資材の提供に関すること。</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>(6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。</p>	<p>(1) 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。</p>
東北防衛局		<p>(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</p>	
東北地方測量部		<p>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</p>	<p>(1) 復旧測量等の実施に関すること。</p>
東北地方環境事務所		<p>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。</p>	

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		(2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 (5) 愛玩動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。	

※指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第六師団	(1) 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	(1) 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 (2) 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 (3) 診察、防疫の支援に関すること。 (4) 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の	(1) 自衛隊法第 100 条に基づく土木工事等の受託に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		支援に関する事。 (5) 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事。	

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
・東日本旅客鉄道株式会社 ・日本貨物鉄道 (山形支店) ・日本貨物鉄道株式会社 (山形オフレーション)	(1) 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する事。 (2) 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関する事。	(1) 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する事。 (2) 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関する事。 (3) 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関する事。 (4) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関する事。	(1) 線路等鉄道施設の災害復旧に関する事。
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	(1) 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	(1) 大津波警報・津波警報の伝達に関する事。 (2) 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関する事。	(1) 避難情報により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事。 (2) 電気通信施設の災害復旧に関する事。
電気通信事業者(株式会社NTTドコモ東北(山形支店)、KDDI株式会社、ソフト	(1) 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事。	(1) 災害時における移動通信の確保に関する事	(1) 移動通信設備の災害復旧に関する事

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
バンク株式会社等			
日本銀行 (山形事務所)		(1) 通貨の供給の確保に関する こと。 (2) 金融上の措置の実施に関する こと。 (3) 金融上の措置の広報に関する こと。	
日本赤十字社 (山形県支部)		(1) 災害時における傷病者の医療救護に関する こと。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関する こと。 (3) こころのケアに関する こと。 (4) 赤十字ボランティアの活動の指導に関する こと。 (5) 義援金の募集受付に関する こと。	
日本放送協会 (山形放送局)	(1) 災害予防の放送に関する こと。	(1) 防災気象情報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する こと。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する こと。	(1) 放送施設の災害復旧に関する こと。
日本通運株式会社 (山形支店)		(1) 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する こと。 (2) 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する こと。	
東北電力ネットワーク株式会社 (山形電力センター)	(1) 変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する こと。	(1) 災害時における電力供給の確保及び調整に関する こと。	(1) 電力供給施設の災害復旧に関する こと。
日本郵便株式会社 (山辺・相)	(1) 災害時の郵政事務の運営確保体制整備に関する こと。		(1) 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する こと。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
模・作谷沢郵便局及び大蔵簡易郵便局)			ること。 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
・山形放送株式会社 ・株式会社山形テレビ ・株式会社テレビユー山形 ・株式会社さくらんぼテレビジョン ・株式会社エフエム山形	(1) 災害予防の放送に関すること。	(1) 防災気象情報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
・山交バス株式会社 ・第一貨物株式会社 ・公益社団法人山形県トラック協会		(1) 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
・最上川中流 土地改良区 ・最上堰土地 改良区	(1)水門、水路、ため池及び 農道、その他農業用施設の 整備及び維持管理に関す ること。	(1)農地及び農業用施設の被災 状況調査に関すること。	(1)農地及び農業用施 設の災害復旧事業に 関すること。
天童市東村 山郡医師会		(1)災害時における医療救護に 関すること。	

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
・山形県商工会議 所連合会 ・山形県商工会連 合会 ・山辺町商工会		(1)災害時における物価安定に ついての協力及び徹底に関する こと。 (2)救助用物資の確保について の協力に関すること。	(1)復旧資材の確保に ついての協力及び幹 旋に関すること。
・農業協同組合 ・農業共済組合 ・農業関係団体 ・地方森林組合		(1)共同利用施設の応急対策に 関すること。	(1)共同利用施設の復 旧に関すること。 (2)被災組合員に対す る融資及び幹旋に関 すること。
一般診療所・病院		(1)災害時における収容患者に 対する医療の確保に関するこ と。 (2)災害時における負傷者等の 医療救護に関すること。	
一般社団法人山 形県LPガス協 会東南村山支部		(1)LPガスの供給及び保安措 置に関すること。 (2)被害施設の調査に関するこ と。	(1)被災者のガス料金 納期の延伸等料金の 特例に関すること。 (2)被害施設の災害復 旧に関すること。
最上川中部水道 企業団	(1)災害に強い施設等 の整備及び体制の整 備に関すること。	(1)災害時における応急給水及 び給水機械の確保に関するこ と。 (2)災害時における応急復旧体 制の確立に関すること。	(1)被害施設の災害復 旧に関すること。
山辺町社会福祉			(1)被災生活困窮者に

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
協議会			対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 災害ボランティアに関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。	(1) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。	
建設業協会等建設業者		(1) 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 (2) 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。	
一般運輸事業者		(1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。	
山辺町危険物安全協会		(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。 (2) 燃料の優先供給に関すること。	
町内会等、自治組織		(1) 地域における町民の避難誘導、被災者の救援、防犯等に対する協力に関すること。 (2) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。	
自主防災組織	(1) 地域巡回や安全点検、避難路の点検等に関すること。 (2) 防災意識の普及啓発、広報に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。 (5) 要配慮者の把握と対応に関すること。	(1) 情報の収集・伝達に関すること。 (2) 初期消火に関すること。 (3) 救出救護に関すること。 (4) 避難誘導に関すること。 (5) 応急給食・給水に関すること。	

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	(6) 防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修に関すること。		
民間団体		(1) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。	
協定締結事業者及び団体等		(1) 協定に基づく物資・サービス等の提供及び協力等に関すること。	
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア等)		(1) 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。	
町民	(1) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。		

第4節 山辺町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 本町の概況

(1) 山辺町の位置及び面積

本町は、山形県の内陸部南西側にあり、北東部が山形盆地の須川に接し、県都山形市から北西へ約9.0kmの位置にある。

面積は61.45km²で、山形市をはじめ、南陽市、中山町、朝日町、大江町、白鷹町の各市町に接している。

土地利用の状況

令和4年1月1日現在

地目	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (km ²)	61.45	7.00	4.51	3.31	0.26	34.26	2.73	4.06	5.32

(資料：税務課課税台帳)

(2) 山辺町の地形、地質

本町の地形は、南西に出羽丘陵の白鷹山(994m)、西黒森山(847m)、東黒森山(766m)、西に鳥海山(531m)があり、これらの山々から南北に流れる最上川の支流である須川に向かい傾斜している。

東部地域は、標高100m～250mの平坦地帯にあり、市街地の北部には出羽丘陵の白鷹山系を源とする最上川水系の小鶴沢川が、また南部には摺鉢沢川、後明沢川が流れている。これらの河川に沿って耕地が開けている。

西部地域は、出羽丘陵の標高250m～650mの中山間地帯にあり、白鷹山系を源とする沢上川の豊富な流水は朝日町を経て最上川に注ぎ、その流域には耕地が開けている。

本町の地質は、出羽丘陵の東端の一角を占める西部の丘陵山岳地帯が含油第3紀隆起層で、その陵麓と平坦地帯は第4紀層である。この第4紀層のうち、洪積層は主として丘陵の麓地帯に発達し、須川の河川堆積物である沖積層は須川沿いの平坦地帯に分布している。

(3) 山辺町の気象の特性

本町の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し、日本海側気候に分類されている。

内陸性及び盆地的特性を示し、夏季には時折著しく気温の高い日がある。山形地方気象台(山形市)の観測データによると、年平均気温の平年値は12.1℃、年降水量の平年値は1206.7mmとなっている。

東部平坦地帯の積雪量は、雪国山形県の中でも少ない地域にあたり、季節風もあまり吹かないことから気象災害は少なく、比較的恵まれている。西部中山間地帯は平均気温が東部平坦地帯より低く、町で設置している玉虫観測点データ(過去5箇年分)によると、平均最大積雪深は132cmの豪雪地帯となっており、夏季には冷害等の気象災害が時折発生することがある。

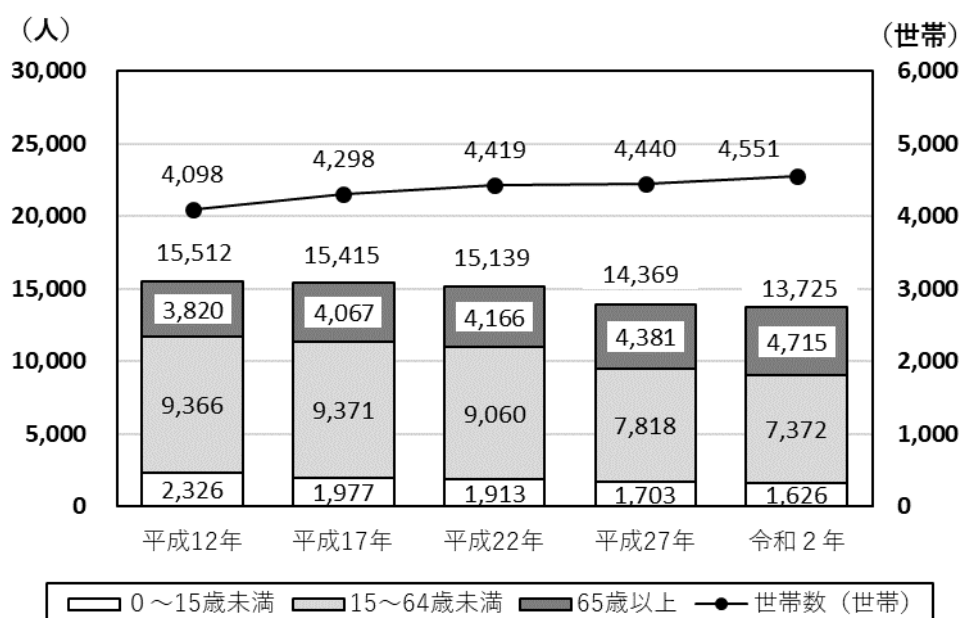
(4) 人口

本町の人口と世帯数は国勢調査（令和2年10月1日現在）によると、人口は13,725人、世帯数4,551世帯で、一世帯あたり人員は3.02人となっている。

人口は、平成27年から令和2年は約4.5%減しており、県の約5.0%減と比べて下回っているが、減少傾向になっている。年齢階層別人口は、平成12年から令和2年まで年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳未満）ともに人数、構成比率ともに減少傾向にある。高齢者人口（65歳以上）は人数、構成比率ともに増加傾向にある。

世帯数は平成12年から令和2年まで増加傾向にあり、一世帯あたりの人員が、平成12年の3.79人から令和2年には3.02人に減っており、徐々に少子化、核家族化が進んでいる。

人口・世帯数の推移（各年10月1日）



(単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～15歳未満	2,326	1,977	1,913	1,703	1,626
15～64歳未満	9,366	9,371	9,060	7,818	7,372
65歳以上	3,820	4,067	4,166	4,381	4,715
総数	15,512	15,415	15,139	14,369	13,725
世帯数 (世帯)	4,098	4,298	4,419	4,440	4,551
一世帯あたり人員	3.79	3.59	3.43	3.24	3.02

※総数は「年齢不詳」を含む（平成27年は467人、令和2年は12人）。

(資料：国勢調査)

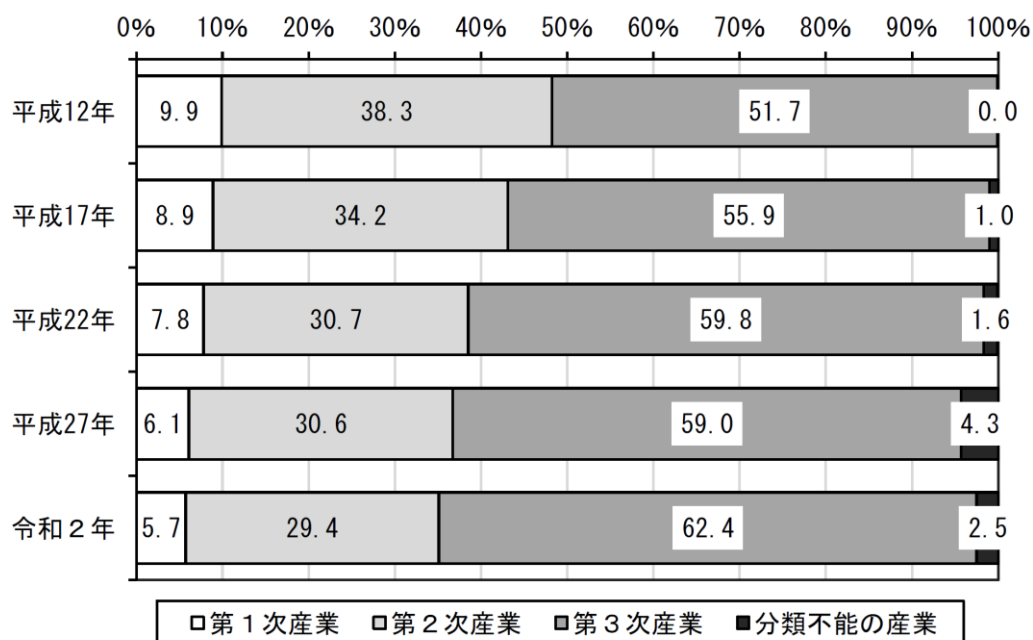
(5) 産業

本町の産業別就業人口の割合は、令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）によると、第一次産業5.7%、第二次産業29.4%、第三次産業62.4%となっており、第一次産業、第二次産業は、減少傾向で推移している。

農業については、果樹、水稻、畜産、野菜、花き等が生産されているが、都市化の進行等により農用地面積は年々減少している。経営規模別では、1ha未満の農家がほとんどで、山形市に隣接している地域特性等により、第2種兼業農家の比率が高く、農業従事者の減少及び高齢化が進んでいる。

商業は繊維を中心とした一般卸売業及び飲食料品小売業の占める割合が高い。

また、山形市などの町外に通勤・通学している者が多く、昼間の人口の流出は、町域の防災力の低下につながるため、防災対策を講ずるうえで考慮する必要がある。



(資料：国勢調査)

2 本町の気象概況

春

(1) 急速な季節の進み

風雪や厳冬をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。また、時折寒波の戻りがあるが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

(2) 消雪の状況

平年中山間地域では4月中旬、平坦地域では3月中旬には消える。

(3) 天気の変動的な変化

4月から5月にかけては1年中で最も天気の変化が激しく、天気は3～4日ぐらいの周期で変

化する。また、低気圧が通過するときには突風や雷が発生し、急に気温も上がる。

(4) 融雪洪水

本町を流れる須川水系の融雪期は3月中旬頃である。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、強い南風による気温の上昇や雨のため融雪が進み水位が上昇することもある。

(5) 空気の乾燥

4月～5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いので、火災が発生しやすい。

夏

(1) 気温の上昇

日平均気温が20℃を超える時期は6月中旬からである。

(2) 梅雨入り

梅雨入りの平年は6月12日頃で、低温と曇りや雨のうっとうしい日が多い。梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。

(3) 梅雨末期の大雨と梅雨明け

梅雨末期の梅雨前線を低気圧が通過する際は、雷を伴って大雨を降らせることが多い。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。梅雨明けの平年は7月24日頃である。

(4) 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。

秋

(1) 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の通過する進路により本町の気象状況も大きく変わる。台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈や出羽山地などに大雨を降らせることが多く、日本海を通るときは雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。

(2) 秋の長雨

秋の初めには、日本付近に前線（秋雨前線）が停滞して梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。本町では梅雨時ほどはっきりしないが、9月中旬から10月初めにかけてである。

(3) 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

秋の長雨が終わると、大陸からの移動性高気圧と低気圧が交互に通過するようになり、周期的な天気の変化になる。

(4) 初霜

本町で初霜を見るのは山間地域で10月下旬頃、中山間地域及び平坦地域では10月下旬から11月上旬頃である。

(5) 強風の日の増加

10月に入ると風の強い日が増加し、北西の季節風が吹き始める。

(6) 初雪

本町で最低気温が0℃以下になるのは、平均して12月上旬頃からである。本町で初雪を見るのは山間地域と中山間地域及び平坦地域とで大きな差はなく、11月中旬下旬頃である。

冬

(1) 北西の季節風

12月になると風の強い日が著しく多くなり、北風の強い季節風はおおむね2～3日位で終わるが、ときには1週間も吹き続け、強い寒波の場合は連日雪になる。

(2) 根雪になる時期

根雪になる時期は、中山間地域では12月上旬で、平坦地域ではそれよりも遅れ12月下旬である。また、根雪日数は前者が平均して120日を超え、後者は70日以下である。

3 本町の災害に係わる事象別誘因

(1) 風水害

ア 風水害発生状況

本町の風水害は4月～10月に多く発生しており、中でも前線の活動が活発になる6月下旬から9月にかけてが最も多い。

イ 台風

山形県に災害をもたらす台風のコースは、次の2つのタイプに分けられる。

(ア) 暴風による強風害の発生するコース

県の北西部又は日本海沖を通過し北北東に進んだ場合、強風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。

(イ) 豪雨に伴う災害が発生するコース

県の南東部又は太平洋沿岸を通過し北北東に進んだ場合、大雨に伴う浸水、土砂崩壊等の被害が発生することが多い。

ウ 風（台風を除く。）

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、竜巻等の激しい突風等があり、強風害を発生させる。

エ 大雨

雨による被害が発生する誘因は、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な雷雨現象と融雪期の降雨があるが、本町では特に注意をしなければならないのは、梅雨末期に降る大雨である。

山地及び傾斜地の多い山間地域や中山間地域では、融雪及び大雨に伴う土砂災害に注意しなければならない。

(2) 雪害等

雪による被害が発生する気象現象は、シベリア寒気団の影響を受ける西高東低（冬型）の気圧配置に伴う季節風による場合及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがある。降雪期間は11月から4月上旬までで、1月～2月に大雪となりやすい。

ア 積雪害

山形県では、大雪により1～2月を中心に建造物の倒壊等の被害、雪下ろしや排雪に伴う事故が発生しやすい。なお、11～12月及び3月には湿った雪による農林業、通信施設、交通機関への被害などが発生することがある。

イ 融雪害

本町の融雪期は、例年3月中旬～4月中旬頃である。この時期に日本海を低気圧が通過し降雨が重なると、融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

ウ 雪崩

山間部が多い本町では、雪崩による災害にも注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の二つに分けられる。

(ア) 新雪（表層）雪崩

積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に数10 cm以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多い。

(イ) 全層雪崩

積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇したとき、又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬から4月にかけて多い。

(3) その他の気象災害

ア 霜

霜の時期は、4月～5月と10月頃であるが、本町では農作物に対する被害があり、特に果樹の被害が発生する。

イ 雹（ひょう）

ひょう害は、寒冷前線の通過時及び上空の寒気により大気が不安定となり強い雷雨に伴って発生するもので、本町では5月～7月と10月頃に発生し、農作物への被害が多くみられる。

ウ 落雷

落雷時の気象は寒冷前線の通過及び上空の寒気により大気が不安定となったときに多く発生する。

時期的には4月～10月にかけて発生し、8月が最も多い。

エ 冷害・干害

冷害・干害は、それぞれ次の気象条件により発生するが、本町においても農作物に被害を及ぼす場合がある。

(ア) 冷害

a オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った冷涼な北東風（やませ）が吹き、県内全域で日照時間が少なく低温が続く。特に中山間地域に影響を与える場合がある。

b 日本の上空に偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気が東北地方に流入して、日照時間が少なく、低温が続く場合がある。

(イ) 干害

a 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合。

b 日本付近で高気圧が東西に帯状に連なって持続する場合。

(4) 社会的災害（大火災等）

大火の原因となる空気の乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のようなものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

ア 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置……北西の突風、太平洋側でフェーン現象による突風

イ 日本海に発達した低気圧や台風がある南高北低の気圧配置……南寄りの風、日本海側でフェーン現象による乾燥した熱風

ウ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が日本付近をおおう気圧配置……連日晴天、空気が乾燥し、実効湿度が低下

また、風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する。特に風は延焼と密接な関係があり、風速が強くなるにつれその比率も上昇する傾向にあり、暴風雨に近い降雨中の強風時でも大火になることがある。

本町においても、例外ではなく、最近においては消防力の強化、防火思想の普及などにより大火に至る火災は少ないが、木造家屋の密集と石油・ガス等の使用が多くなっていることや、家族構成の老齢化に加え老人夫婦世帯の増大などから、火災に至る危険性を多分に含んでいる。

4 災害記録

(1) 自然災害

昭和 51 年以降の山辺町管内における主な自然災害発生状況は、次のとおりである。

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
昭和 54 年 3 月 31 日	暴風・大雨	家屋被害 (住家被害) 半壊 2 棟 一部破損 81 棟 (非住家被害) 公共建物 20 棟 その他 40 棟 文教施設 3 箇所 被災世帯 2 棟 被災者数 9 人 農林業施設被害 36 箇所	町全域
昭和 54 年 7 月 28 日～ 7 月 29 日	大雨	農林被害 水稲 19 ha りんご 4.1 ha 農業用施設欠壊 4 箇所 道路欠壊(公共) 21 箇所 交通安全施設 10 箇所	町全域
昭和 55 年～昭和 56 年(冬期)	大雪	人的被害 死者 1 名 負傷者 2 名	町全域

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
		建物被害 (全壊) 公共物 1 箇所 その他 3 箇所 (一部破損) 住家 10 棟 非住家 7 棟 その他 3 棟 農林被害 (樹体) 道路被害 (公共) 22 箇所 交通安全施設 10 箇所	
昭和 59 年 7 月 25 日	大雨	家屋被害 床上浸水 5 戸 床下浸水 53 戸 農地冠水 田 3 ha 畑 2 ha 農林業施設被害 農道 4 箇所 用水路 4 箇所 道路被害 (町道) 8 箇所	町全域
昭和 59 年 9 月 7 日	突風・雷雨	農林被害 ハウス小屋倒壊 7 箇所 田 19 ha りんご 25 ha	町全域
昭和 61 年 8 月 5 日	大雨	農林被害 農地冠水 田 6.2 ha 畑 5.5 ha 道路被害 (町道) 12 箇所	町全域
平成 3 年 9 月 30 日	台風	家屋被害 一部破損 3 棟 農林被害 果樹 126 ha 農作物	町全域
平成 5 年 7 月 15 日	大雨	農林被害 農地冠水	町全域

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
		田 3.3 ha 道路被害（町道）3箇所 河川護岸欠損 1箇所	
平成7年 8月10日	大雨	農林被害 農地流失・埋没 田 0.1 ha 農地冠水 田 1 ha 畑 6 ha 道路被害（町道）1箇所 河川護岸欠損 2箇所	町全域
平成8年 2月	大雪	人的被害 負傷者 1名 農林被害（樹体）	町全域
平成9年 6月28日	台風	家屋被害 住居被害 全壊 2棟 半壊 1棟 農林水産被害 道路被害（町道）8箇所 河川護岸欠損 2箇所	町全域
平成10年 8月6日	大雨	農林被害 農地冠水 田 1.0 ha 畑 2.0 ha 道路被害（町道）2箇所 河川護岸欠損 2箇所	町全域
平成10年 1月	大雪	農林被害 ハウス 半壊 1棟 果樹	町全域
平成10年 8月27日	大雨	道路被害 2箇所	町全域
平成10年 10月16日	大雨	道路被害 1箇所	畑谷
平成11年 9月15日	台風	道路被害 2箇所	町全域
平成12年	強風	非住居被害	畑谷

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
12月19日		全壊 1棟	
平成13年 1月	大雪	人的被害 負傷者 2名 建物被害 (非住家) 全壊2棟 一部破損1棟 農林被害 ハウス 27棟 果樹 10ha	町全域
平成14年 7月11日	台風	農業被害 農地冠水 田 0.9ha 畑 16ha 法面崩壊 田 2.5ha 道路被害(農道) 1箇所 農業用施設被害 1箇所	町全域
平成16年 6月20日	台風	農林被害 花卉 1.0ha	畑谷
平成16年 7月10日	大雨	農林被害 法面崩壊 畑 2箇所 農業用施設被害 1箇所	町全域
平成16年 8月20日	台風	農林被害 果樹 12.9ha 花卉 0.4ha 農業用施設被害 6箇所	町全域
平成16年 8月31日	台風	非住家一部破損 3棟	町全域
平成16年 10月23日	地震	震度4 文教施設一部破損	町全域
平成17年12月～ 平成18年2月	大雪	農林被害 施設被害	町全域
平成20年1月～ 3月	大雪	人的被害 負傷者1名	
平成22年12月～ 平成23年3月	大雪	住家被害 農林被害 樹体被害、施設被害	町全域

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
平成 23 年 3 月 11 日	地震	建物被害 住家被害 半壊 2 棟 一部損壊 34 棟 非住家被害 全壊 3 棟 一部損壊 8 棟 全戸停電	町全域
平成 23 年 12 月～ 平成 24 年 3 月	大雪	建物被害 住家被害 一部損壊 5 棟	
平成 24 年 4 月 3 日～5 日	暴風	建物被害 住家被害 一部損壊 2 棟 非住家被害 全壊 1 棟 農林被害 施設被害 全壊 1 棟	町全域
平成 24 年 1 月～ 3 月	大雪	建物被害 住家被害 一部損壊 14 棟 公共施設 1 件	
平成 25 年 7 月 18 日～27 日	大雨	建物被害 住家被害 半壊 1 棟、 床下浸水 3 戸 非住家被害 全壊 3 棟 道路被害 道路崩落・損壊 県道 1 箇所 町道 1 箇所 道路欠損 町道 3 箇所 農道 1 箇所 農林被害 農地冠水 畑 93 a	町全域
平成 29 年 4 月 19 日	強風	人的被害 1 名	
平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 3 月	大雪	人的被害 1 名	
平成 30 年 8 月 28 日	大雨	道路被害 道路欠所 町道 1 箇所	町全域

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
		法面崩壊 1箇所	
平成30年12月～ 平成31年3月	雪害	人的被害 2名	
令和元年 10月12日～13日 (令和元年東日本 台風)	台風	道路被害 道路施設 町道 1箇所 農林被害 ネギ 0.3 ha 家畜被害 蜂箱 20箱 農業用施設被害 5箇所	町全域
令和2年 7月28日～29日 (令和2年7月豪 雨)	大雨	建物被害 住家被害 一部損壊 1棟 床上浸水 1棟 床下浸水 46棟 非住家被害 浸水 31棟 道路被害 道路欠壊 県道 6箇所 道路欠損 町道 30箇所 教育関連施設 浸水 1件 商工業関係施設 浸水 16件 農作物被害 冠水被害 0.6 ha 樹木の枝折れ被害 0.9 ha 施設被害 半壊 1件 農業用機械 10台 農業用施設 農地被害 65箇所 法面崩落 11箇所 農道 10箇所 水路損壊 17箇所 頭首工損壊 3箇所 森林関係	町全域

発生年月日	災害の種類	被害内容	被害地区
		森林公園内通路崩落 1 箇所 林道法面崩落 3 箇所 停電 14 戸	
令和 2 年 12 月～ 令和 3 年 3 月	雪害	人的被害 3 名 建物被害 非住家被害 全壊 1 棟	
令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 3 月	雪害	人的被害 2 名 建物被害 非住家被害 一部損壊 1 棟	

(2) 社会的災害

昭和 51 年以降の山辺町管内における主な社会的災害発生状況は、次のとおりである。

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
昭和 51 年 7 月 29 日	建物火災	田中	全焼 4 棟 (119.8 m ²) 部分焼 3 棟		団 264 人
昭和 53 年 4 月 17 日	建物火災	長嶋 3	半焼 1 棟 (28.9 m ²)	3 名	団 250 人
昭和 53 年 5 月 1 日	建物火災	大塚 4	半焼 1 棟 (64.35 m ²)		団 212 人 応 6 人
昭和 53 年 6 月 16 日	建物火災	田小路	半焼 1 棟 (59.5 m ²)		団 240 人 応 6 人
昭和 55 年 3 月 13 日	建物火災	大寺 (熊沢)	全焼 3 棟 (127.14 m ²)		団 259 人
昭和 55 年 7 月 2 日	建物火災	畑谷 (坊の 前)	全焼 3 棟 (252.05 m ²) 半焼 1 棟 (60 m ²)	1 名	団 259 人 応 20 人
昭和 55 年 11 月 19 日	建物火災	西町	半焼 2 棟 (93.15 m ²)		団 267 人
昭和 55 年 11 月 26 日	建物火災	田小路	半焼 1 棟 (126.36 m ²)	1 名	団 262 人 応 16 人
昭和 56 年 4 月 20 日	建物火災	大寺 (西ノ 表)	半焼 1 棟 (147.1 m ²)		団 265 人 応 18 人
昭和 56 年 9 月 21 日	建物火災	上宿	半焼 1 棟 (85.73 m ²)		団 272 人
昭和 57 年 4 月 4 日	建物火災	前の内	全焼 2 棟 (564.3 m ²) 部分焼 2 棟	4 名	団 273 人
昭和 57 年 6 月 4 日	建物火災	北山 (軽井 沢)	全焼 3 棟 (159 m ²)		団 75 人
昭和 58 年 3 月 31 日	建物火災	長嶋 3	全焼 1 棟 (125.78 m ²)		団 239 人
昭和 58 年 11 月 5 日	建物火災	北ノ宿	半焼 1 棟 (49.54 m ²)		団 197 人
昭和 58 年 12 月 19 日	建物火災	北山 (上狭)	全焼 1 棟 (147.09 m ²)		団 103 人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
		山)			
昭和 59 年 1 月 9 日	建物火災	東高楯	全焼 1 棟 (101 m ²)		団 269 人
昭和 60 年 3 月 7 日	建物火災	大門 2	全焼 1 棟 (388.76 m ²)		団 228 人 心 35 人
昭和 60 年 4 月 14 日	建物火災	大塚 2	半焼 1 棟 (41.32 m ²)		団 268 人 心 15 人
昭和 61 年 4 月 11 日	建物火災	北作 (上芦沢)	全焼 1 棟 (528 m ²)		団 15 人
昭和 62 年 5 月 5 日	建物火災	築沢 北作	全焼 23 棟 (2,269 m ²) 半焼 7 棟 (37 m ²)	4 名	団 687 人 心 524 人
	林野火災	築沢 北作	山林 (40.31 ha)		自衛隊 315 人
昭和 62 年 12 月 1 日	建物火災	大門 1	全焼 1 棟 (108.6 m ²) 半焼 1 棟 (32.5 m ²)		団 278 人
昭和 63 年 7 月 9 日	建物火災	北作 (沢下)	全焼 4 棟 (569 m ²)	死者 1 名	団 327 人 心 9 人
平成元年 4 月 3 日	建物火災	大塚 4	全焼 1 棟 (140.49 m ²)		団 219 人
平成元年 4 月 3 日	建物火災	北ノ宿	半焼 1 棟 (54.04 m ²)		団 156 人 心 21 人
平成 2 年 7 月 26 日	建物火災	高楯	全焼 1 棟 (138.6 m ²)		団 249 人 心 15 人
平成 3 年 2 月 28 日	建物火災	畑谷 (土木山)	全焼 1 棟 (142.21 m ²)		団 119 人
平成 4 年 1 月 18 日	建物火災	上野	半焼 1 棟 (506.58 m ²)		団 241 人 心 6 人
平成 4 年 2 月 25 日	車両火災	立道	全焼 1 台		団 34 人 心 3 人
平成 4 年 5 月 6 日	林野火災	大蕨	山林 (8,000 m ²)		団 230 人 心 9 人
平成 4 年 12 月 14 日	建物火災	弾正淵	部分焼 1 棟 (16.2 m ²)		団 106 人 心 13 人
平成 5 年 4 月 18 日	林野火災	築沢	山林 (2.5 ha)		団 378 人 心 177 人
平成 5 年 4 月 24 日	林野火災	大寺	山林 (0.25 ha)		団 207 人 心 4 人
平成 5 年 4 月 29 日	建物火災	上田小路	部分焼 1 棟 (2 m ²)		団 8 人
平成 5 年 5 月 2 日	建物火災	西町	部分焼 1 棟 (1.5 m ²)		団 0 人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
平成5年5月30日	建物火災	西高楯	部分焼 1棟 (1 m ²)		団 82人 応 3人
平成5年7月23日	建物火災	築沢	全焼 1棟 (408.48 m ²)		団 127人 応 7人
平成6年2月20日	建物火災	要害	全焼 2棟 (104.53 m ²)		団 213人 応 27人
平成6年3月19日	建物火災	上宿	全焼 1棟 (71.76 m ²)	死者 1名	団 227人 応 8人
平成6年5月3日	車両火災	畑谷	部分焼 1台		団 6人 応 9人
平成6年5月14日	林野火災	大寺	山林 (0.2 ha)		団 176人
平成6年5月22日	林野火災	大蕨	山林 (0.05 ha)		団 34人
平成6年5月24日	林野火災	大寺	山林 (0.1 ha)		団 153人
平成6年8月16日	林野火災	大蕨	山林 (0.03 ha)		団 73人
平成6年8月17日	林野火災	杉下	山林 (0.01 ha)		団 56人
平成6年11月11日	建物火災	東高楯	半焼 1棟 (6.61 m ²)		団 123人
平成7年1月16日	車両火災	大塚	部分焼 1台		応 21人
平成7年4月2日	林野火災	北山	原野 (0.00 ha)		団 12人
平成7年4月29日	林野火災	大蕨	山林 (0.02 ha)		団 11人
平成7年4月29日	林野火災	大門	原野 (1 ha)		団 160人
平成7年5月1日	林野火災	大寺	山林 (0.2 ha)		団 102人
平成7年5月3日	林野火災	大寺	山林 (0.04 ha)		団 275人
平成7年5月8日	その他火災	上野	メリヤス機 1台		団 2人
平成7年5月10日	林野火災	大蕨	山林 (0.05 ha)		団 96人
平成7年5月11日	建物火災	新町2	部分焼 1棟 (3.3 m ²)		団 1人
平成8年4月28日	林野火災	大蕨	山林 (0.01 ha)		団 28人
平成8年4月29日	林野火災	大蕨	山林 (0.1 ha)		団 44人
平成8年5月3日	林野火災	大寺	山林 (0.1 ha)		団 275人
平成8年5月4日	林野火災	根際	山林 (0.05 ha)		団 137人
平成8年5月31日	車両火災	畑谷	全焼 1台 山林 (0.00 ha)	死者 1名	団 65人 応 5人
平成8年6月2日	林野火災	北山	山林 (1 ha)		団 180人 応 5人
平成8年7月22日	建物火災	大寺	部分焼 1棟 (10 m ²)		団 33人
平成8年8月11日	林野火災	北作	山林 (0.04 ha)		団 30人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
平成8年9月23日	建物火災	北ノ宿	部分焼 1棟 (44 m ²)		団 193人 応 13人
平成8年12月31日	建物火災	要害	全焼 1棟 (113.22 m ²)		団 238人 応 13人
平成9年4月27日	林野火災	畑谷	山林 (0.01 ha)		団 50人
平成10年5月22日	車両火災	中央公園	全焼 1台		団 245人
平成10年7月15日	建物火災	大寺	全焼 1棟 (115.7 m ²)		団 42人 応 70人
平成10年10月5日	建物火災	北山	全焼 1棟 (64.46 m ²)	3名	団 207人 応 19人
平成10年11月14日	建物火災	弾正淵	半焼 1棟 (164.2 m ²)	1名	団 230人 応 13人
平成10年12月11日	建物火災	西町	半焼 1棟 (105.37 m ²)	死者 1名	団 173人
平成11年4月17日	その他火災	東高楯	畑 (0.23 ha)		団 25人
平成11年5月23日	林野火災	大蕨	山林 (0.3 ha)		団 187人 応 21人
平成12年1月11日	建物火災	築沢	全焼 1棟 (79.33 m ²) 半焼 1棟 (5 m ²)	3名	団 185人 応 10人
平成13年2月15日	建物火災	大蕨	ぼや 1棟 (6 m ²)		団 0人
平成13年3月18日	建物火災	鍛冶町2	全焼 1棟 (224.21 m ²)	死者 1名 負傷者 3名	団 236人 応 15人
平成13年4月3日	建物火災	東町	全焼 1棟 (107.43 m ²)		団 232人 応 8人
平成13年4月28日	建物火災	長嶋2	部分焼 1棟 (19.87 m ²)		団 146人 応 8人
平成13年4月29日	林野火災	北山	山林 (2ha)		団 272人 応 79人
平成13年11月6日	建物火災	大門4	部分焼 1棟 (4 m ²)		団 14人
平成14年3月14日	建物火災	三河尻	半焼 1棟 (1.65 m ²)		団 89人
平成14年4月3日	その他火災	大門河川敷	河川敷 (1 ha)		団 132人 応 19人
平成14年5月2日	その他火災	立道	休耕田 (0.1 ha)		団 23人
平成14年6月8日	その他火災	駅前	鉄道敷 (21 m ²)		団 78人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
					応 3人
平成14年8月12日	車両火災	東高楯	全焼 1台		団 115人 応 5人
平成14年11月17日	建物火災	清水町	部分焼 1棟 (0.82 m ²)		団 8人
平成15年4月4日	その他火災	立道	休耕田 (0.35 ha)		団 44人
平成15年4月17日	その他火災	北作	畑・原野 (0.12 ha)		団 107人
平成15年5月5日	その他火災	大寺	山林 (0.3 ha)		団 188人
平成15年5月18日	建物火災	北山	全焼1棟 (1,932.60 m ²)		団 251人 応 11人
平成15年11月2日	建物火災	清水町	全焼 1棟 (4.32 m ²)		団 213人 応 9人
平成16年2月9日	建物火災	要害3	部分焼1棟 (5.04 m ²)		団 29人
平成16年3月31日	その他火災	三河尻	原野 (1,600 m ²)		団 78人 応 26人
平成17年1月18日	建物火災	畑谷	全焼 1棟 (135.58 m ²)		団 215人 応 5人
平成17年4月19日	その他火災	大寺	廃材 (120 m ²)		団 189人 応 6人
平成17年5月4日	その他火災	北山	原野 (16 m ²)		団 23人
平成17年5月4日	林野火災	大寺	山林 (1.5 ha)		団 193人
平成17年5月4日	林野火災	大蔵	山林 (0.1 ha)		団 232人 応 4人
平成17年5月5日	車両火災	大蔵	全焼 1台		団 23人
平成17年8月2日	その他火災	根際	公D(草) (25 m ²)		団 56人
平成18年2月27日	建物火災	弾正淵	全焼 1棟 (81.81 m ²)	死者 1名	団 179人 応 7人
平成18年6月6日	建物火災	荒宿	全焼 1棟 (154.22 m ²)		団 123人 応 4人
平成18年9月8日	建物火災	天神	物置全焼1棟 (19.83 m ²) 住宅部分焼1棟(6.61 m ²)		団 73人 応 3人
平成18年12月20日	車両火災	県民の森	全焼 1台		団 2人
平成19年1月16日	車両火災	中央公園	全焼 1台		団 62人
平成19年3月3日	その他火災	清水町	畑 (2,608 m ²) 物置全焼1棟 (4.97 m ²)		団 60人
平成19年3月20日	建物火災	本町	全焼 1棟 (210.33 m ²) 部分焼 1棟 (3.3 m ²)	死者 2名	団 204人 応 13人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
平成 19 年 5 月 29 日	林野火災	県民の森	山林 (0.6 ha)		団 11 人
平成 19 年 8 月 12 日	建物火災	長嶋 3	住宅全焼 1 棟 (116.75 m ²) 物置部分焼 1 棟 (2 m ²)	4 名	団 189 人 心 4 人
平成 19 年 8 月 20 日	建物火災	南組 1	部分焼 1 棟 (33 m ²)		団 134 人 心 4 人
平成 20 年 4 月 15 日	林野火災	湯舟	原野 (300 m ²)		団 189 人
平成 21 年 3 月 18 日	林野火災	三河尻	原野 (250 m ²)		団 68 人
平成 21 年 5 月 25 日	林野火災	上堰	山林 (268 m ²)		団 115 人 心 3 人
平成 21 年 12 月 23 日	建物火災	南町 2	部分焼 1 棟 (1 m ²)		団 108 人
平成 22 年 1 月 20 日	建物火災	湯舟	住宅全焼 2 棟 (158 m ²) 物置全焼		団 136 人
平成 23 年 5 月 7 日	その他火災	鶴田河川敷	河川敷 (315 m ²)		団 24 人
平成 23 年 7 月 22 日	建物火災	南町 3	部分焼 (0.6 m ²)		団 2 人
平成 23 年 7 月 23 日	その他火災	芦沢	物置 (7.5 m ²)		団 9 人
平成 23 年 10 月 15 日	車両火災	根際 6	トラクター (4.0 m ²)		団 11 人
平成 23 年 11 月 21 日	車両火災	大手町	自家用車 (0.5 m ²)		団 24 人
平成 23 年 12 月 24 日	建物火災	大門 2	工場兼倉庫 (1,500 m ²)		団 167 人 署第 3 出動
平成 24 年 2 月 9 日	建物火災	芦沢	住宅 カセットコンロ爆発		団 4 人 署第 1 出動
平成 24 年 5 月 10 日	建物火災	近江 3	住宅 (45 m ²) 半焼		団 197 人 署第 1 出動
平成 24 年 5 月 27 日	その他火災	鶴田	畑 (67.25 m ²)		団 98 人 署第 1 出動
平成 24 年 6 月 2 日	林野火災	嶽原	原野 (4 m ²)		団 22 人 署第 1 出動
平成 24 年 6 月 26 日	建物火災	湯舟	作業小屋、住宅小屋 3 棟 (544.19 m ²)	2 名	団 175 人 署第 1 出動
平成 24 年 8 月 12 日	建物火災	大寺小倉山	作業小屋 4 棟 (452.59 m ²)	1 名	団 192 人 署第 1 出動
平成 24 年 8 月 18 日	車両火災	近江 1	自家用車		団 16 人 署第 1 出動
平成 25 年 3 月 30 日	野火火災	諏訪	畑 (600 m ²)		団 109 人 署第 1 出動

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
平成 25 年 4 月 12 日	共同住宅	近江 1	共同住宅		団 54 人 署第 1 出動
平成 25 年 6 月 1 日	その他火災	上野	枯草等 (2.2 m ²)		団 1 人 署第 1 出動
平成 25 年 6 月 2 日	建物火災	荒宿	住宅・小屋 (302.47 m ²)	1 名	団 185 人 署第 2 出動
平成 25 年 11 月 10 日	建物火災	北作	作業小屋		団 142 人 署第 1 出動
平成 26 年 4 月 8 日	山林火災	蓮台寺	山林 (1,100 m ²)		団 92 人 署第 1 出動
平成 26 年 4 月 28 日	野火火災	鶴田河川敷	枯草 (2,800 m ²)		団 11 人 署第 1 出動
平成 26 年 5 月 7 日	その他火災	要害 1	建築廃材等 (40 m ²)		団 69 人 署第 1 出動
平成 26 年 6 月 16 日	車両火災	畑谷	軽自動車 1 台焼損 携帯電話 3 台焼損		団 0 人 署 3 人
平成 26 年 10 月 26 日	野火火災	大塚 2	枯草 (12.5 m ²)		団 1 人 署第 1 出動
平成 27 年 3 月 27 日	その他火災	上野	枯草等 (138 m ²)		団 34 人 署第 1 出動
平成 27 年 4 月 28 日	車両火災	宿	スポーツスプレー		団 57 人 署 9 人
平成 27 年 5 月 14 日	その他火災	新町 3	植木棚		団 21 人 署第 2 出動
平成 27 年 5 月 23 日	山林火災	畑谷	山林 (329 m ²)		団 22 人 署 15 人
平成 27 年 5 月 30 日	山林火災	畑谷	山林 (2,600 m ²)		団 38 人 署 18 人
平成 27 年 10 月 27 日	車両火災	大塚	自走式ロールベイダー		団 0 人 署第 1 出動
平成 27 年 12 月 20 日	車両火災	大寺	乗用車		団 24 人 署第 1 出動
平成 28 年 3 月 20 日	建物火災	大門	住宅・小屋 (65.68 m ²)	1 名	団 162 人 署第 1 出動
平成 28 年 4 月 24 日	その他火災	鬼ノ目	山林 (1,990 m ²)		団 171 人 署 16 人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
平成 28 年 4 月 27 日	林野火災	蓮台寺	竹林 (200 m ²) 伐採後竹残材		団 46 人 署 17 人
平成 28 年 4 月 27 日	車両火災	大門	軽トラック (1 台) 枯草等 (578 m ²)		団 16 人 署 20 人
平成 28 年 5 月 4 日	建物火災	北山	廃家電 (1 台)		団 92 人 署 11 人
平成 28 年 6 月 1 日	建物火災	小針生	住宅全焼 (207.2 m ²) 旧牛舎全焼 (99.0 m ²) 薪小屋全焼 (16.5 m ²) 5 棟及び山林 作業小屋全焼 (85.02 m ²) 小屋全焼 (9.9 m ²) 山林 焼損 (824.875 m ²) (1,242.525 m ²)	2 名	団 146 人 署 26 人
平成 28 年 9 月 23 日	建物火災	北の宿	スチール製物置内教室用 机 2 台		団 0 人 署 7 人
平成 28 年 11 月 13 日	車両火災	畑谷	トラクターコンバイン 小型トラクター 1 台全焼 1 台部分焼 1 台部分焼		団 33 人 署 21 人
平成 29 年 10 月 24 日	建物火災	荒谷	住宅 162.52 m ² の内 35.27 m ²		団 29 人 署 38 人
平成 29 年 11 月 5 日	車両火災	荒谷	普通自動車 1 台焼損		団 37 人 署 21 人
平成 30 年 7 月 29 日	林野火災	要害	原野 306 m ² 焼失 原野 1,394 m ² 焼失		団 65 人 署 64 人
平成 31 年 4 月 13 日	建物火災	長嶋 1 丁目	木造 2 階建て家屋 143.45 m ² 全焼		団 133 人 署 24 人
平成 31 年 4 月 22 日	野火火災	上野	山辺町大字山辺 伐採した木約 30 本、廃材 約 5.76 m ²		団 45 人 署 7 人
令和 2 年 5 月 8 日	建物火災	北山	堆肥舎 122.4 m ² 焼失 物置 43.9 m ² 焼失		団 66 人 署 26 人
令和 2 年 8 月 3 日	建物火災	大門	住宅 0.517 m ² 焼失 (換気扇のみ)		団 0 人 署 5 人
令和 3 年 4 月 28 日	建物火災	北山	作業場 403.63 m ² 全焼	1 名	団 48 人

発生 年月日	発生災害	被害状況			
		地区名	焼失状況	負傷者	出動人員
			22.96 m ² 部分焼		署 44人
令和3年9月14日	建物火災	大寺	作業場 484.41 m ² 焼失 小屋 12.5 m ² 全焼 破砕機全焼 移動式クレーン半焼		団 97人 署 68人
令和4年3月7日	建物火災	北山	養畜舎（肉豚舎）1,280 m ² 全焼 養畜舎（肉豚舎）100 m ² 部分焼		団 72人 署 40人
令和4年3月27日	建物火災	弾正淵	1階車庫 30.74 m ² 焼失 自動車1台焼損 収容物焼損		団 114人 署 27人
令和4年4月7日	建物火災	新町1	住宅2階 0.4 m ² 焼損 収容物焼損		団 10人 署 33人
令和4年4月21日	その他火災	大寺	畑 (1,963 m ²) 原野 (283 m ²) その他 (437 m ²)		団 54人 署 40人

第5節 既往の地震災害と想定

1 過去の地震記録と被害概況

山形県及びその付近に起こった地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
1	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
2	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。また、陸地隆起(最大2m位)して、象潟湖干潟となる。
3	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境で潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登までに及んだ。
4	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸、余震多し。
5	1896年8月31日 17時6分 (明治29)	陸羽地震 (羽後・陸中 境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
6	1897年2月20日	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
	5時50分 (明治30)					
7	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	三陸沖地震	39.2	144.5	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損壊7（庄内4村山3）、その他軽被害。
8	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	40.1	139.5	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。
9	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度：山形3（震源地付近震度：6）。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり、地鳴りを伴い余震多数。
10	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島沖	40.3	139.0	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
11	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：酒田5、新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者91人、住家全壊486戸、半壊1,189戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42,077戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人。
12	1968年5月16日	1968年十勝	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形3、新庄

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
	9時48分 (昭和43)	沖地震				3。被害は、非住家被害(中山町)1、停電(上山市・中山町)約1,800戸。
13	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県中部	38.6	140.0	5.3	震度:酒田3、新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
14	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	1978年宮城県沖地震	38.2	142.2	7.4	震度:新庄5、山形4、酒田4、被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
15	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	昭和58年(1983年)日本海中部地震	40.4	139.1	7.7	震度:酒田4、山形3、新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路破損1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電(酒田市)560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。
16	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田県内陸南部	38.5	140.4	6.1	震度:新庄4、酒田・金山3。負傷者(最上町)12人、住家一部破損(最上町・尾花沢市)8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
17	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田沖	39.1	139.5	5.3	震度:遊佐5弱、酒田・八幡・平田4、住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸、(酒田市)、断水113戸の被害があった。(公共施設1施設と停電以外はすべて遊佐町に被害が集中)

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
18	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度：中山町5弱。村山市・最上町5弱。負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
19	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県北部	38.4	141.2	6.4	震度：中山町・村山市・新庄市・最上町4。負傷者(山形市、山辺町)2人の被害があった。
20	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	平成16年 (2004年) 新潟県中越 地震	37.3	138.9	6.8	震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。 人的・物的被害なし。
21	2005年8月16日11 時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度：上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町4。 負傷者(天童市)1人 住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。
22	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	平成19年 (2007年) 新潟県中越 沖地震	37.5	138.	6.8	震度：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市ほか15市町村3被害なし。
23	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内	39.2	140.53	7.2	震度：最上町5弱、鶴岡市、酒田市、山辺町ほか19市町村4。県人3名が宮城県栗原市内で

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
		陸地震				死亡、ほか2名が行方不明。県内での被害は重傷者1、住家1、非住家3、道路被害5、にごり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など。
24	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県沿岸 北部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町4、山形市、米沢市、新庄市、山辺町ほか24市町村3。重傷者2、非住家被害1。
25	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震 『東日本大震災』	38.1	142.9	9.0	震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市5強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市、山辺町ほか12市町村5弱、山形市、寒河江市、長井市ほか8町村4。県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。 余震(2011年4月7日) 最大震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町。山辺町4。県人1名が尾花沢市内で死亡。 余震(2011年4月11日) 最大震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町5弱 その他重傷者10、軽傷者35、住家被害(半壊14、一部損壊1,279)、非住家124などの被害があった。
26	2019年6月18日 22時22分	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び 被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
	(令和元)					庄市、上山市ほか19市町村4、 山形市、寒河江市、天童市ほか 6市町3重傷者3名、軽症者25 名、住家半壊4棟、一部破損940 棟の被害があった。

(資料：山形県地域防災計画より)

2 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える大きな被害がもたらされ、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を大規模災害に有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯の長期評価」及び「庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

3 被害想定のかえ方

(1) 地震規模の設定

ア 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸地震を想定した。

イ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

ウ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

エ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km

※ 新庄盆地断層帯については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

(3) 発生ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、RC造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性 (長期間(1か月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
河川構造物	河川堤防、ため池	地震水害発生危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数

4 想定被害の概要

(1) 被害の規模

4つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

< 冬季早朝における想定被害の状況（県全体） >

想定地震 想定項目	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地西縁 断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

(2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。

(3) 本町における被害の規模

< 想定被害の状況 (山辺町) >

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5弱、最大で震度5強		
建物被害	全壊計 (棟、%)	0 (0.0)		0 (0.0)
	半壊計 (棟、%)	11		11
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯、%)	0 (0.0)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯、%)	0 (0.0)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	0.1		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	6		
	下水道被害率 (%)	0.31		
	下水道排水困難人口 (人)	42		
	停電世帯 (世帯、%)	0 (0.0)		
	電話不通世帯 (世帯、%)	0 (0.0)		
人的被害	死者 (人)	0	0	0
	負傷者 (人)	0	0	0
	避難者：昼間 (人、%)	22 (0.1)		
	避難者：夜間 (人、%)	34 (0.2)		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6弱、最大で震度6強		
建物被害	全壊計 (棟、%)	299 (3.8)		274 (3.5)
	半壊計 (棟)	893		819
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯、%)	4,054 (95.8)		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯、%)	3,284 (77.6)		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	15.1		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	635		
	下水道被害率 (%)	4.18		
	下水道排水困難人口 (人)	568		
	停電世帯 (世帯、%)	746 (17.3)		
	電話不通世帯 (世帯、%)	432 (8.6)		
人的被害	死者 (人)	9	20	7
	負傷者 (人)	201	343	170
	避難者：昼間 (人、%)	723 (4.7)		
	避難者：夜間 (人、%)	1,042 (6.7)		

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度5強		
建物被害	全壊計 (棟、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	半壊計 (棟、%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地震火災	出火件数 (件)	0	0	0
	焼失棟数 (棟)	0	0	0
	焼失率 (%)	0.00	0.00	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯 (世帯、%)	4 (0.1)		4 (0.1)
	下水道排水困難世帯 (世帯、%)	0 (0.00)		
	停電世帯 (世帯、%)	17 (0.4)		17 (0.4)
	電話被害加入者 (件、%)	6 (0.1)		6 (0.1)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人、%)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	重傷者数 (人、%)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	負傷者計 (人、%)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	り災者 (人、%)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	避難所生活者 (人、%)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6弱、最大で震度7		
建物被害	全壊計 (棟、%)	781 (11.0)		613 (8.6)
	半壊計 (棟、%)	1,044 (14.6)		938 (13.2)
地震火災	出火件数 (件)	7	3	1
	焼失棟数 (棟)	11	4	1
	焼失率 (%)	0.15	0.05	0.01
ライフライン被害	上水道の断水世帯率 (%)	100.0		100.0
	下水道排水困難世帯 (世帯、%)	2 (0.16)		
	停電世帯 (世帯、%)	1,493 (38.6)		1,399 (36.2)
	電話施設被害加入者 (人、%)	1,247 (26.5)		1,110 (23.6)
人的被害	死者 (人、%)	43 (0.35)	52 (0.35)	32 (0.26)
	負傷者 (人、%)	572 (4.68)	651 (4.34)	469 (3.84)
	り災者 (人、%)	3,148 (25.75)	3,136 (20.88)	2,661 (21.76)
	避難所生活者 (人、%)	1,487 (12.16)	1,479 (9.85)	1,225 (10.02)

第1章 災害予防計画

＜災害に強い施設等の整備＞

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害等に強いまちづくり

町は、地域特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、大雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から町民の生命、身体、財産等を守ることに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。なお、地すべり、土石流、がけ崩れ等の地盤災害対策については、本章第3節「地盤災害予防計画」によるものとする。

1 水害予防対策

(1) 各施設に共通する災害予防対策

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

ア 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

イ 災害危険地区の調査及び町民への周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区及び浸水等による危険地域等（資料4参照）を調査し、災害危険箇所について町民へ周知する。

ウ 防災体制の整備

災害時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアル及び情報連絡体制等を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

エ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

オ 施設の点検・整備

災害時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

カ 施設の構造強化修繕・補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事等を実施し、施設の維持及び機能の回復を図る。また、構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

キ 民間事業者との災害協定等の締結

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(2) 治山施設等の災害予防対策

町は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の実整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の実整備を計画的に進める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、町民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するよう努めるものとする。

ウ 林道施設の実整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、利用可能な林道の維持管理に努める。

(3) 砂防設備等の災害予防対策

土石流による災害の発生が予想される溪流を重点的に砂防ダム、床固工、流路工等を実施して、土石流による災害防止と整備を進める。

また、国及び県は、次により砂防設備等による災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

ア 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を適切に管理するため、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地区域における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

イ 砂防設備等の整備

(ア) 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者

利用施設の対策箇所等を優先的に整備する。

(イ) 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防えん堤、遊砂地等の整備を実施する。

ウ 地すべり防止施設の整備

(ア) 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に行い、必要に応じ修繕等を行う。

エ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(4) 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

ア 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。また、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

イ 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等、管理体制の整備徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項をあらかじめ定め、山辺町防災マップの周知を図る。

(5) 浸水拡大を抑制するための災害予防対策

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 風害予防対策

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、台風、雷雨性突風、竜巻等の激しい突風があり、強風害を発生させる。このため、建造物や農作物に大きな被害を及ぼすことが予想される風害について、気象情報の収集伝達等予防措置並びに指導を行う。

3 農林水産業災害予防対策

(1) 各施設に共通する災害予防対策

各施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

ア 防災体制の整備

災害時に迅速に対応できるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制

の整備と徹底を図る。

イ 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

ウ 施設の点検

災害時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

エ 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

オ 復旧資機材等の確保

災害時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

カ 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

キ 既存のため池については、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、ため池施設や水路等の施設整備充実を進め、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 農道施設の災害予防対策

町管理の農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を進める。

(3) 用排水施設の災害予防対策

主要な樋門、樋管等用排水施設は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

(4) ため池施設の災害予防対策

町及び国、県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。さらに、防災重点ため池については、データベースの整備やため池ハザードマップを整備する。

(5) 地区の安全確保

地区の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道及び農村公園、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用水施設等について、整備を推進する。

(6) 農業気象対策の推進

農業気象業務について、県、農業団体等との密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、災害を未然に防止する。

(7) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(8) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、経営技術の確立を図る。

(9) 林業対策

ア 森林病虫害防除対策

(ア) 防除器具の整備

防除器具の整備に努めるとともに、常時防除器具の点検整備を図り適切な防除を実施する。

(イ) 防除体制の整備

防除体制については、森林組合等と提携して森林病虫害防除対策の組織化を推進するとともに、防除技術の研究、指導など防除体制の強化に努める。

(10) 水産業対策

関係機関の協力を得て、防災体制の整備を図る。

水産業関係機関と連携し、警報発令時においてはその周知に努め、予防措置を速やかに実施できるように努める。

第2節 建築物等の予防対策

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、役場庁舎、医療施設及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、改善指導を推進し、町はこれに協力する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設（役場庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、町は山形市消防本部及び電気・ガス等保安団体と連携し、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 災害時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業施設における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業施設における個々のテナントに対する、災害時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

町及び県は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- イ 落下物等による災害の防止
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ウ 水害常襲地の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第3節 地盤災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

町は、県が実施する、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

町は、基礎調査の結果により県が指定する「土砂災害警戒区域」（土砂災害が発生した場合には町民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域）、「土砂災害特別警戒区域」（建築物に損壊が生じ町民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域）等について、町民に情報を提供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により町民への周知徹底を図る。

2 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により町民への周知徹底を図るほか、町は、これらの「山地災害危険地区」を本計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

3 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町は、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、町は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町、国、県及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等自然現象の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

(3) 警戒避難体制と避難経路の整備

町は、本計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

第1編第2節「9 災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実」を参照する。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第2編第1章第12節「3 避難場所及び避難所の指定と事前周知」を参照する。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

第2編第1章第15節「2 訓練の種類及び内容の整備」を参照する。

エ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

資料編4-3「土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設」を参照する。

オ 救助に関する事項

第2編第2章第18節「救助・救急」を参照する。

カ その他必要な警戒避難体制に関する事項

第4編第9章「4 警戒避難体制の整備」を参照する。

また、本計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（山辺町防災マップを作成済）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

4 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進し、町はこれに協力する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法令名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域※
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

※災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進し、町はこれに協力する。

(3) 緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不同沈下を防止する。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導體制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、風水害に伴い発生する大規模な土砂災害時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図るものとし、町はこれに協力する。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図れるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設の予防対策

町は簡易水道及び小規模水道の管理・保全に努める。また、水道事業者（最上川中部水道企業団）は、災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるため、管理している水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 組織体制の確立

災害時に水道施設の復旧に直ちに着手できるよう所要の組織体制毎に体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 水道事業者による職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難所及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう県警察との連絡調整を図るなど、災害時における関係機関との連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

町及び水道事業者は、災害時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

(8) 防災広報活動の推進

町及び水道事業者は、災害発生後の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により町民、町内会、自主防災組織等に対し、防災体制及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 町民に対する広報、啓発活動

町民に対し、広報紙等を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 町内会、自主防災組織等への防災活動の研修

町内会、自主防災組織等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施すること等により、緊急時における町内会、自主防災組織等の支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)について広報、指導に努める。

(9) 上水道施設の災害予防措置

町及び水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

ア 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

(ア) 軟弱地盤における地盤改良

(イ) 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

(ウ) 配水池容量(12時間貯水容量)の増加及び緊急遮断弁の設置

(エ) 老朽管路の計画的な更新

イ 代替性の確保

水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保、ダウンサイジングを進める。

ウ バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化や広域連携を図る。

(ア) 重要施設の複数配置による危険分散の強化

(イ) 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

(ウ) 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

(エ) 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(オ) 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

(ア) 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

(イ) 水道用薬品の適正な量の備蓄

オ 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(10) 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- (ア) 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- (イ) 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- (ウ) 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- (エ) 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- (オ) 作業員の安全装備等の常備

(11) 生活用水水源の把握

町は、町内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

2 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、次の災害予防対策を検討する。

(1) 組織体制の確立

災害時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制毎に体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団（消防団）や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

(9) 広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

(10) 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

(11) 耐水対策の計画、設計及び施工

ポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造を採用する等、計画・設計時に十分考慮する。

(12) 雨水処理

水害対策の雨水処理について、今後検討するものとする。

(13) 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

(14) 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変化が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

(15) 維持補修工事及び補修記録の整備

災害時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(16) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対策として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を提携することを検討する。

イ 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

(17) 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

3 電力供給施設の予防対策

電気事業者（東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社）は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電力設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(6) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(7) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(8) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(9) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の選定に努める。

4 ガス供給施設の予防対策

ガス供給事業者は、災害による簡易ガス施設の被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかに復旧措置を行うために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の安全性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講じる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の安全性と基礎の構造・強度等を十分に検討し、ガス事業法等関係法令に基づき合理的な設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、安全性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。

また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 安全性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化の危険性、活断層の位置等)を勘案して、安全性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 供給所

(ア) 検知・警報装置(漏えい検知器及び火災報知器等)を設置し、緊急対策を行うべき基準を決めておく。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。

(ウ) 防火・消火設備を整備する。

(エ) 発災直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。

(オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

(ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。

(イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。

(ウ) 供給区域内の被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

(4) 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資機材を整備しておく。また、復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

5 電気通信施設の予防対策

電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）は、災害時においても、可能な限り重要通信を確保できるように、信頼性の高い通信設備の設計・設置を行うとともに、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又はまひしないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 防災体制の整備

ア 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

イ 災害時組織体制の確立

事業者の対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の確保

大規模な災害に備え、防災体制を確立するとともに、応急復旧要員の非常招集及び受入体制を確保する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

(ア) 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。

(イ) 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

(ウ) 町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況

及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(3) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- エ 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(4) 災害対策機器の配備

災害時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他の応急復旧用諸装置

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(6) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には、速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

＜迅速かつ円滑な災害応急対策への備え＞

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第5節 職員の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、町は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員配備体制の強化

職員を災害発生 of 初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

町は、職員が災害後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

(動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照)

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 避難所の迅速な開設運営に資するため、避難所開設運営マニュアルを作成する。
- (3) 勤務時間外における災害の発生についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、緊急連絡網の整備を図り、対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。(災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照)

- (1) 警報等の発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく、災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 職員が災害時に的確な活動を行い得るよう、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 防災放送ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、町と防災関係機関の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報伝達・連絡が行えるように、次の対策を推進する。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町は防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

町は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

町は、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、相互応援に関する協定を締結しているが、さらに協定等の締結により体制の整備充実を図る。

第6節 気象等観測体制整備計画

災害時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、気象等観測体制の整備を推進する。

1 町の気象等観測体制の整備・強化

(1) 町の気象観測体制

町は、気象観測体制の整備に努めるとともに、防災関係機関の協力を得ながら気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等のデータを随時収集し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

町及び防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置したときは、設置の日から30日以内に山形地方気象台長に届け出る。また、観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

第7節 情報通信連絡網の整備

町が、災害時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

1 町防災通信施設の整備状況

町は、災害時に町民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報等及び地震情報の町民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

（1）消防無線

消防無線を通じて消防情報を入手する。

（2）防災行政無線等

防災行政無線等の整備を推進する。ただし、デジタル化推進時等に多様な方向性を検討し整備。

ア 同報系無線

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

（3）防災放送及びIP告知システム

町民への周知を目的とした防災放送、及び各公共施設のIP告知システムについて、施設の維持に努める。

（4）文字情報配信システム

事前の登録制メール等を活用して、文字情報の伝達手段の整備を進める。

2 通信施設の災害予防措置

（1）町及び県は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

（2）町及び県は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における混線の回避に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信混線時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信混線時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町及び県は、様々な環境下にある町民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、山辺町登録制メール、ワンセグ、ソーシャルメディア等（以下、「SNS」という。）を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信機器の必要数の確保及び非常用発電設備の整備

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

さらに停電時の電源を確保するため、非常用発電設備等の整備を推進する。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町及び県は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、町民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、SNS、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町、県及び防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用通信機器等についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP告知システム

I P 告知システムを利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第8節 相互応援体制・受入体制の整備

大規模な災害時には、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域からの協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

1 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は既に締結している応援協定以外に必要なに応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。相互応援協定を締結する場合には、特に次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

ア 災害時における連絡担当部局の選定

イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

ア 主な応援要請事項の選定

イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

(3) 町の協定締結状況については、資料編を参照する。

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ近隣市町間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第9節 消防体制の整備

1 消防団の整備

「山辺町消防計画」に基づき消防団の整備を図る。

2 町民の出火防止・初期消火体制の整備

(1) 一般対策

ア 町は消防機関と連携し、広報活動により防火思想の普及啓発に務める。

イ 町は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

(2) 家庭に対する指導

町は消防機関と連携し、家庭や自主防災組織等に対して火災発生防止対策、消火器の整備と取扱い指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 災害時の対策

(ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

(イ) ガスにあっては、元栓を締める。

(ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

(ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置

(イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

(ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

町は消防機関と連携し、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 地域での初期消火体制

ア 地域住民や自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに山形市消防本部、町等に通報する体制を確立する。

イ 地域住民や自主防災組織は、消火器や消火栓等を使用し、又、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

町は、防火管理者をおく事業所以外の事業所及び町民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 町及び消防団による消防施設等の整備

山辺町消防計画に定めるところに従い、「消防力の整備指針」を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性防火貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

自主防災組織は、防災関連資機材及び施設等の整備に努める。

第10節 医療救護体制の整備

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

1 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する医療関係施設は、次の業務を行う。

(1) 医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ※及び応急処置を行う。また、病院への搬送については、消防機関が行う。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む。）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

医療施設及び医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 町民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害の規模等を想定した設置数とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 山形県医療機関情報ネットワーク

町、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

3 初期医療体制の整備

町は、災害時の電話、道路交通等の混乱、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置場所を定め、町民に周知を図る。
- (2) 医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 医療品、医療資器材等確保の整備

町は、災害時に医療救護所等で必要となる医薬品・医療資機材・輸血用血液製剤等を確保するため、優先的な供給について業者に協力を依頼するよう努める。この際、必要とする医療救護所等に速やかに提供できるよう、物資拠点を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

5 医療体制の整備

(1) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的な行動指針となるマニュアルを整備する。

町は、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送について、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合のヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との連携体制づくりを行う。なお、医療施設については、資料8-1を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、訓練を実施する。

第11節 輸送体制の整備

災害時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町等が実施する輸送体制の整備について定める。

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生時、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

町は、関係機関と協議し災害後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、県が指定する「緊急輸送道路」と、町内の拠点施設（役場庁舎、避難所等）を結ぶ道路について「緊急輸送道路」に指定し、町内における緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

災害時の建築物の倒壊や土砂災害等により、道路が塞がれて緊急車両の通行や町民の避難の妨げになることがないように緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、沿道の建築物、道路施設の防災化について関係機関と連携し、整備に努める。なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(3) 連携体制の強化

緊急輸送ネットワークで接続される輸送施設（道路・鉄道・ヘリポート等）、輸送拠点、物資拠点、防災施設等の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

3 物資拠点候補地の選定

町及び県は、地域の社会的・地理的状況、災害による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補地として次の施設を選定する。

屋内ゲートボール場（すぱーく山辺）

4 物資拠点の環境整備等

(1) 町は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、関係機関と連携して以下の環境整備を図る。なお、町は町職員を物資拠点に派遣する。

- ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
 - イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
 - ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- (2) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送避難者の輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

5 臨時ヘリポートの設定

町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポートを設定する。なお、選定に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の必要予定数及び調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、町及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が、保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両や規制除外車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて輸送業者等と協定を締結する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

町は、自動車運転者に対し、災害時のとるべき措置について、県、道路管理者及び県警察と協力して次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- (ア) 落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに県警察又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

- (イ) 停車する際は、できるかぎり安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道などでは地盤がゆるんでいることがあるので路肩に寄せ過ぎないように注意すること。
- (ウ) 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (エ) 車両において避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われた場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難なとき、車両をできる限り道路の左側端に沿って緊急車両の妨害とならない方法により駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示が受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第12節 避難行動と避難収容対策

これまでの避難行動は、避難所への移動が一般的であり、危険な状況での移動が生命を危うくするおそれがあり、避難所への移動以外の避難の考え方を整理する。

また、大規模な災害発生時における避難者の収容のため、町は事前に、緊急に避難する場所としての緊急避難場所、また、ある程度の設備が整っている公民館等の避難所、及び避難所へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、避難体制の準備について実施計画を定めておく。

1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。命を脅かす危険性の認識と避難行動を取るための事象を明確にする。

- (1) 災害種別毎の脅威がある場所を特定すること。
- (2) それぞれの脅威に対する避難行動の方法を明確にすること。
- (3) 避難行動を取るタイミングを明確にすること。

2 避難行動

避難情報の対象とする避難行動は、避難所への移動のみでなく、次の行動を避難行動とする。

- (1) 立ち退き避難（水平避難）
 - ア 指定避難所への移動
 - イ 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
 - ウ 近隣の高い建物等への移動
- (2) 緊急安全確保（待避）

避難所への移動の好機を逃し、屋外が危険な状態であるため屋内の高い位置に移動して安全を確保（垂直避難）する。土砂災害への対処は、高い階で斜面と反対側の部屋に移動する行動。これらは、リスクがある避難行動であり、早くからの立ち退き避難を行うように周知する。

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、町民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この節において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、本計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める

ものとする。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた町民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した場所をいう。

イ 指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、学校及び公民館等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ本計画で指定した施設をいう。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定（資料6参照）に当たっては、次の事項に留意する。

ア 原則、土砂災害等の危険区域以外において地区別に指定し、どの地区の町民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、可能な限り、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害時において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ 発生が想定される地区の避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて受入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。（避難場所で2㎡/人程度、避難所で4㎡/人程度を目安とし、町が適当と認める場所とすること。）

オ 浸水、延焼及び地すべり、土砂災害等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 公園等を指定緊急避難場所に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さ

を確保すること。

キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

ケ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

コ 給水、給食等の活動が可能であること。

サ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

シ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

ス 学校等教育施設を指定避難所等として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校等教育施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

セ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

タ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等に至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）等の点検に努め、その結果を町民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が災害時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を町民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

ウ 浸水想定区域については、標識の設置も検討する。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を指定したときは、次の方法等により町民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難所案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成に当たっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ ホームページへの掲載等による周知

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス等感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難情報発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難情報を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難情報の発令の判断及び伝達を適切に行うため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難情報の発令基準等について本計画に記載する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。この際、避難所の迅速な開設・運営に資するため、事前に避難所担当職員を選出する。

(3) 国や県との連携

町は、避難情報の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効

性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、国及び県は、町に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

(4) 避難情報の発令基準の設定

ア 避難情報の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項目	洪水	土砂災害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ〔防災マップ〕等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難情報の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難情報の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難情報の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難情報の発令を判断する。

イ 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する町民の警戒避難体制として、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により

具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、土砂災害に対する町民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

マニュアルの作成に当たっては、災害の特性と町民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段に関して留意するとともに、町民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

ウ 避難情報の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・町長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 本計画への反映

	項目	内容	根拠法令等
洪水・土砂	避難情報の発令基準	避難情報の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：水位到達情報、指定河川洪水予報、洪水警報、大雨警報（浸水害）、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） ・土砂：大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、記録的短時間大雨情報、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導體制等を記載	水防法 第15条第1項第2号 土砂災害防止法 第8条第1項

	項目	内容	根拠法令等
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法 第15条第2項第2号 土砂災害防止法 第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段:防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報:洪水予報、水位到達情報など	水防法 第15条第1項第1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法 第15条第1項第2号
	要配慮者利用施設等の名称及び所在地等	浸水想定区域ごとに規定 ・要配慮者利用施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を記載 ・本計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 【本計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】 ○要配慮者利用施設 ・避難確保計画の策定 ・避難確保のための訓練の実施 ・自衛水防組織の設置（努力義務）	水防法 第15条第1項第4号 水防法 第15条の3
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	1) 土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速	1) 土砂災害防止法 第8条第1項 (法定)

	項目	内容	根拠法令等
		<p>な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>⑤救助に関する事項</p> <p>⑥その他必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>2) 本計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。</p> <p>3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ [防災マップ]）の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>【本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】</p> <p>○避難確保計画の策定</p> <p>○避難確保のための訓練の実施</p>	<p>2) 土砂災害防止法 第8条第2項 (法定)</p> <p>3) 土砂災害防止法 第8条第3項 (法定)</p> <p>土砂災害防止法 第8条の2</p>

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等を整備するとともに、必要に応じ電力容量の拡大に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や混線時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースを含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス等感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備
- (3) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者、女性及び子ども等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス等感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

6 避難行動要支援者の個別避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するとともに、自主防災組織、地区委員や民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者個々の個別計画を継続的に整備する。

7 避難誘導體制の整備

町は、避難情報が発令された場合に町民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、自主防災組織等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から町民等への周知徹底に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

- エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法
 - オ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設等との連携
 - カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- (2) 不特定多数の者が利用する施設

スーパー、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難場所等に係る町との事前調整

9 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のために必要に応じて「福祉避難所」として指定避難所を指定するように努める。

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設や受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に指定避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、指定避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（おおむね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

10 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

第13節 孤立集落対策計画

本町の中山間地域では、大雨等の際、崖崩れや地すべり等土砂災害などによる交通途絶により、孤立するおそれのある集落もあることから、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

1 孤立するおそれのある集落の把握

町は、大雨等に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」という。）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、山形市消防本部及び県警察との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線等や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の町民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに町民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

町は、土砂災害警戒区域などの危険箇所における町民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ町民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、町民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

3 孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

町は、町民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所等との連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第14節 食料の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害が発生した場合に、町民の生活や安全を確保するため、町が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

1 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 町、県及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 町は、町民の備蓄を補完するため、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 町は、災害時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 町は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料等の確保品目

(1) 食料

町は、食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障がい、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用ミルク等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 飲料水

ア 町は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努め、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

イ 水道事業者は、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備や、町の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。

(3) 生活必需品

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具関係	毛布、簡易ベッド、テント、敷マット等
外衣・肌着	下着

区分	品目例（特に重要な品目）
身の回り品	タオル
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器
医薬品	常備薬、救急箱
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング、体温計
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋
トイレ	簡易トイレ
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤

(4) 燃料

ガソリン、灯油等

3 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の町民の生活を確保するため、町は食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

(1) 物資の備蓄（資料9-1参照）

被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、町は、備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。

令和2年10月1日の国勢調査による本町の人口は13,725人、世帯数は4,551世帯である。

広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約3日かかることを想定し、本町では当面、1,000人分の食料を3日×3食分備蓄しておくこととする。各食料は保存期間に合わせて整備、更新する。

また、炊き出しに必要な食器類、避難時に必要となる毛布、懐中電灯、ラジオ、簡易トイレ、等も備蓄する。

(2) 物資の調達先の確保

公的備蓄と併せ、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。

(3) 町民への啓発

町民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。

イ 自主防災組織等による、緊急物資の地域内備蓄を進める。

4 飲料水等の確保

(1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について情報収集に努める。

(2) 災害時における応急給水計画を作成する。その際、避難所、医療機関や社会福祉施設・要配慮者利用施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した

応急復旧順序等についても検討する。

(3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。

(4) 町民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

ア 町民における貯水

(ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを目安とし、世帯人数の7日分を目標とする。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

(イ) 災害時に利用も想定される井戸、湧水、貯水槽等の水は、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

(ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

(5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者

(労務、機械、資材等)との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。

(6) 日頃から、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水者等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

5 医療品等の確保

町は、災害時に備え、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動に必要な医薬品や医療品等の必要物資の確保・調達に努める。

6 防疫対策

(1) 町は防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 町は防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町職員、医師、衛生技術者、保健師又は看護師等をもって編成する。

7 し尿処理対策

(1) 町は必要とされる仮設トイレや簡易トイレについて、その数量の把握、確保、配備方法等について計画の策定に努める。また関係業者と協定締結等を行い確保に努める。

(2) 町は日頃から、浄化槽等のし尿処理施設の復旧及びし尿収集者等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

＜防災行動力強化の促進＞

町は、風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、日頃より、町民や防災機関と連携し防災知識の普及啓発、防災訓練を実施していくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第15節 防災訓練の実施

災害時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

1 訓練実施及び参加

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を以下の点に留意して実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等可能な限り多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (4) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するよう努めること。
- (5) 図上訓練等を実施するよう努めること。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (7) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (8) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (9) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (10) 新型コロナウイルス等感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

2 訓練の種類及び内容の整備

町は、突発的な災害に備え、町内の防災体制の確立を図るため訓練を定期的又は随時に実施する。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

水防団（消防団）は、大雨等による出水や洪水を未然に防止するため、水防技術を錬磨し、水防工法を習得し、併せて水防資材の点検、重要水防箇所の確認を目的に、水防法第28条の規

定により、おおむね年1回水防訓練を実施する。

実施期間・方法等は水防団（消防団）と十分協議のうえ、計画する。

イ 火災防ぎょ訓練

消防団は、円滑及び充実した消防活動を行い、実践的能力を涵養するため、関係機関・地域住民の協力を得て、強風下、水利不足等あらゆる状況下における火災に対処するため、おおむね年1回火災防ぎょ訓練を行う。

実施期間・方法等は消防団と十分協議のうえ、計画する。

ウ 土砂災害の避難訓練

町は、災害対策基本法第48条第1項に基づく防災訓練として、土砂災害を想定した避難訓練をハザードマップ等を利用して、土砂災害警戒区域ごとにおおむね年1回実施する。

エ 非常通信訓練

町は、災害が発生した場合に、防災放送、防災行政無線及び衛星携帯電話が十分な効果を発揮できるよう、平常時からその訓練を行っておく。

オ 消防団員の教育訓練

町は消防団員の技術向上のため、消防学校で行われる教育訓練に計画的に派遣する。

(2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、年1回、次の訓練内容を包含した総合的な訓練を実施する。

- ・ 防災気象情報の伝達訓練
- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救急救護訓練
- ・ 災害対策本部設置運営訓練
- ・ 山形市消防本部と連携した訓練
- ・ 水防訓練
- ・ ボランティアセンター開設訓練
- ・ 通信手段確保訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 災害情報収集伝達訓練
- ・ 非常通信訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 避難所開設運営訓練
- ・ その他必要な訓練

3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

4 保育所、認定こども園等の乳幼児施設、幼稚園、小中学校、高校の防災訓練

保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高校の管理者は、幼児、児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

(1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

- (2) 幼児・児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 水害・土砂災害等、地域災害特性を考慮した避難訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関・福祉施設並びにスーパー等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、医療機関・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び山形市消防本部との緊密な連携のもと、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

7 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第16節 防災知識の普及

町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、町全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

(1) 町における防災教育

災害時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、本計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。また、職員としての的確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- ア 気象災害に関すること
- イ 災害の種別と特性に関すること
- ウ 町の防災対策（本計画など）に関すること
- エ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関すること
- オ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）に関すること
- カ 家庭及び地域における防災対策に関すること
- キ 防災対策の課題に関すること

なお、上記エ及びオについて、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

2 町民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、町民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、被害の防止、軽減の観点から、町民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、理解と協力を得るものとする。また、災害時に町民が的確な判断に基づき自

ら行動できるよう、防災訓練や啓発活動等を通して防災に関する知識の普及啓発を図る。また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

なお、町は、町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法: 普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(コ) マイタイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ ハザードマップ（防災マップ）の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示したハザードマップ等を町民に周知するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認するよう促す。周知に当たっては、居住地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行くことがないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 避難行動の周知

町は、指定避難所のみへの避難から、危険区域からの避難のあり方や段階的な避難行動（屋外が危険状況の屋内避難、垂直避難）を示す。

エ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、避難情報発令時にとるべき行動

- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス※等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
※都合の悪い情報を無視したり、「自分は大丈夫」「今回は大丈夫」「まだ大丈夫」などと過小評価するなどして、逃げ遅れの原因となる。
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (カ) 応急救護の方法
- (キ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ク) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ケ) ライフライン途絶時の対策
- (コ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (サ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (シ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発の方法

町は関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、山形市市民防災センター、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施期間）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、町民に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、PTA、芸術文化・スポーツ団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に関する意識を高める。

ア 啓発の内容

- (1) 啓発内容に準ずるほか、各団体等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るため啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

(5) 不特定多数の者が利用する施設への啓発

大規模小売店、体育館、町民プール、山辺温泉保養センター、ゴルフ場等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

(6) 町民の責務

町民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 施設の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、毛布等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(カ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ ハザードマップ（防災マップ）の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示したハザードマップ等を事業所等に周知するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認するよう促す。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、避難情報発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避

難場所、避難経路

- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (オ) 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
 - (カ) 応急救護の方法
 - (キ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (ク) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (ケ) ライフライン途絶時の対策
 - (コ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (サ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (シ) 生活の再建に資する行動（事業所が被災した際に、片付けや修理の前に事業所の内外の写真を撮影する等）
- (2) 啓発方法

町は関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、山形市市民防災センター、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

4 学校教育における教育

(1) 児童生徒等に関する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、県及び町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること（指定避難所、避難経路の確認、防災知識の普及啓発等）。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料等の教材を活用し指導するとともに、山形市市民防災センター等の活用により防災教育を推進すること。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

エ 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と併せた防災教育を実施するよう努めるものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況、児童生徒等の発達段階や地域の特性等に応じた避難行動等に関する研修等に努める。

イ 校長は、教職員が災害発生時に、適切かつ主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、定期

的にマニュアル等を用いて校内研修を実施する。

5 要配慮者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮し、次の事項について自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援者等の協力を得ながら実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布の検討
- (2) 障がい者、高齢者の常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、福祉施設及び大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、LPガス等の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店、体育館、町民プール、山辺温泉保養センター、ゴルフ場等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

第17節 自主防災組織等の育成

災害時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

1 自主防災組織の育成

（1）育成の主体

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

町及び国、県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力、支援に努めること。

（2）育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している街区等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 大雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

（3）自主防災組織の規模

自主防災組織は、町民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ア 住宅地における自治会、町内会単位、あるいは中山間地域・農村地域における地区単位等、町民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、町民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

（4）育成強化対策

ア 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する町民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

- （ア）編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏り防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
- b 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)。
- c 防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)。
- d 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- e 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
- f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
- h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。

イ 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、日頃から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力の強化に努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、日頃から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

自主防災組織は、防災資機材を整備し、地域防災活動の拠点、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行い、災害時に効果的に活動できるよう努める。

オ 自主防災会連絡協議会の活動促進

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災会連絡協議会の活動を促進する。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、平常時及び災害時において次の活動を行う。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ等、浸水想定箇所、危険物等施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
- エ 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- キ 避難場所及び医療救護施設の確認
- ク 火気使用設備・器具等の点検
- ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- コ 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
- サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

(2) 災害時の活動

- ア 出火防止及び初期消火活動の実施
- イ 地域住民の安否の確認
- ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- オ 地域住民に対する避難情報の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 要配慮者の避難活動への支援
- ク 避難所運営管理チームへの参加及び協力
- ケ 避難生活に関する協力(要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応)
- コ 給食・給水活動及びその協力
- サ 救助物資等の配布及びその協力
- シ その他避難所運営管理チームで定めた事項への協力

(3) 関連団体との連携

自主防災組織は、消防団、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等の関係団体と連携を図

る。

3 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

（1）事業所等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

（ア）多数の者が出入し又は居住する施設

（イ）石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

（ウ）多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

（ア）消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震特有の対応事項を含めた防災管理が適切に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

（イ）自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織等の主な活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

（ア）平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 各種防災訓練の実施等

（イ）災害時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、県、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 自発的な防災活動の推進

自主防災組織など一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援

体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の設定

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第18節 要配慮者の安全確保

災害時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の町民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、要配慮者についてあらかじめ民生委員・児童委員等の協力を得て、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする要配慮者のリストを作成して災害時の救助活動等に活用する。特に、災害対策基本法により町へ作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、名簿の活用に関して平常時から避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことで、対象者の範囲は次ページ「(2) イ避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲」に該当する者とする。

(ア) 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び町内会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

(イ) 町は、災害時に備えた避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、災害時に避難行動要支援者名簿を活用できるように努める。なお、個人情報に該当する部分については、町個人情報保護条例等に則り、適切に取扱うものとする。また、役場庁舎に被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、

災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(エ) 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(オ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(ウ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難支援等関係者となる者

- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 自主防災組織
- ・ 自主防災組織のない町内会等
- ・ 消防団
- ・ その他（山形市消防本部、県警察、山辺町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、町長が支援者として依頼すべきと判断した方）

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で次のいずれかの条件に該当する方で、避難に当たって自力避難が困難で家族等の支援を受けられない方

- ・ 要介護3以上の方
- ・ 視覚障がい者、聴覚障がい者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級

の方

- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する単身者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・名簿への掲載希望のあった方で、町において掲載が適当であると判断した方
- ・その他、町長が掲載する必要があると判断した方

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 必要な個人情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、地区名（町内会名）、電話番号その他緊急連絡先、避難支援を必要とする事由（介護や障がい等の程度）、同意・不同意の区分、その他避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項。

(イ) 入手方法

福祉等町関係課、県、関係団体等より情報提供を受ける。

エ 名簿の更新に関する事項

名簿は年1回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

個人情報は目的以外に使用せず、情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者が個人情報について情報提供を希望した場合の提供に当たっては、守秘義務、情報の適正保管、必要以外の複製禁止等必要事項を記した協定書等を取り交わすなどにより情報の適正管理を行う。

町は個人情報について適正に管理するとともに、個人情報を提供する場合は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

カ 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生又は発生するおそれがあり、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、防災放送、携帯用無線、広報車、緊急速報メール、SNSなど複数の情報伝達手段を組み合わせる。また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段としての活用を検討する。

避難行動要支援者に情報が確実に届くよう、分かりやすく的確な情報伝達に努めるとともに、避難支援等関係者にはできる限り早い段階で速やかに連絡するように努め避難行動要支援者の避難支援にあたる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援に当たってのルール等を決めておく等により避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(3) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

町は要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達、避難誘導體制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

町は、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々

の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。また町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(4) 要配慮者に適した避難所等の確保

町は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報紙等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(6) 公共施設等の安全性強化

町は、災害時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(7) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、町内会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう啓発を図る。

(8) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉担当課を中心とした横断的な組織を設ける。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。

町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

町等との非常通報体制の整備に努めるほか、必要に応じて、消防機関、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決め協定の締結などにより、災害時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

エ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

オ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ家族等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

カ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

キ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。（ローリングストック法の活用）

ク 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

(2) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互

間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また町は、水防法・土砂災害防止法の改正（平成29年6月改正）に伴い、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

3 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

町は、福祉関係職員等の状況に応じ、県に対し山形県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

4 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、国際交流関係団体、NPO、ボランティア等の協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内表示板等の整備

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第19節 ボランティア受入体制の整備

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町及び県等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

1 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会を主体とし、日本赤十字社、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

2 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

（3）受入体制の整備

町は、町社会福祉協議会に協力し、日本赤十字社、NPO、ボランティア等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動の広報・普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの組織化（事前登録、協定締結等）

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティアの養成（訓練、研修等）

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア保険

ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及啓発、加入促進を図る。

オ ボランティアの受入や調整及び派遣要請等

ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整（マッチング）を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

(4) 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

第2章 災害応急対策計画

<活動体制の確立>

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への災害派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、山辺町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

町災害対策本部員会議	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、総務課長、防災対策課長、政策推進課長、税務課長、町民生活課長、保健福祉課長、産業課長・農業委員会事務局長、建設課長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会教育課長、消防団長、山形市消防本部（広域応援要請等があった場合にはこの限りでない）

各部連絡員（本部事務）			
総務部	庶務係長	産業部・農業委員会部	農政係長
防災対策部	危機管理係長	建設部	管理用地係長
政策推進部	総合戦略係長	教育部	総務係長
税務部・会計部	町民税係長	消防部	防災係長
町民生活部	住民係長	水道部	企業団業務係長
保健福祉部	福祉係長		

総務部	庶務班、財政管理班、財産管理班、支所班、議会班
防災対策部	危機管理班
政策推進部	総合戦略班、情報統計班、協働推進班
税務部・会計部	税務班、会計班
町民生活部	住民班、生活環境班、国保医療班
保健福祉部	保健指導班、福祉班、介護保険班、介護支援班 子育て支援班、保育班
産業部・農業委員会部	農政班、担い手支援班、農村整備班、商工観光班 農地班
建設部	管理用地班、道路河川班、都市整備班、下水班
教育部	総務班、学校教育班、学校給食班、社会教育班 スポーツ振興班
消防部	防災班
水道部	給水班

※最上川中部水道企業団については、必要に応じて本部員会議に出席するものとする。

(2) 本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none">・ 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。・ 第2章第17節「避難指示誘導」内の避難情報の判断基準の区分が避難指示の判断基準時（205頁～207頁）・ 町長が特に必要があると認めたとき。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none">・ 災害応急対策がおおむね完了したとき。・ 町長が特に必要がなくなったと認めたとき。

イ 設置場所

本部は役場庁舎正庁（大規模の場合は大会議室）に設置する。万が一、役場庁舎が被災し使用不能となった場合には、町民総合体育館に設置する。

ウ 設置権限者

町長は、設置基準により本部を設置するが、町長に事故があるときは副町長が、町長、副町長が事故あるときは「山辺町長の職務を行う者の順位に関する規則」に準じた代理者が本部を設置するものとする。

エ 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、次の区分により、その旨を通知及び公表する。また、本部を設置した場合には、本部の標示を役場庁舎正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	方法	担当
町本部各部班	庁内放送・電話・口頭	危機管理班長
町防災会議委員	電話又は文書	危機管理班長
町議会議員	電話	総務部副部長
県、村山総合支庁	防災行政無線・防災情報システム	危機管理班長
山形市消防本部	電話	防災班長
報道機関	電話・FAX等	情報統計班長
町民	防災放送、プレスリリース、広報車、登録制メール、SNS、HP等	情報統計班長 危機管理班長

(3) 本部の組織、運営等

本部は、本部員会議、本部事務局、連絡員、部及び班からなる。

ア 本部員会議

(ア) 開催

- 本部員会議は、本部長が招集し、開催するものとする。
- 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に資料を提出しなければならない。
- 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長にその旨申し出るものとする。
- 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

(イ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- b 非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること。
- c 関係団体に対する応急対策の要請又は避難指示に関すること。
- d 応急災害救助に関すること。
- e 自衛隊の派遣要請に関すること。
- f 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。
- g 災害対策に要する経費に関すること。
- h その他、災害対策に関する重要な事項

イ 本部事務局

(ア) 組織

- a 事務局長 防災対策課長
- b 事務局員 防災対策課職員（不足する場合は、関係各課職員の中から事務局長が指名する者）

(イ) 事務処理事項

- a 災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。
- b 本部員会議と部及び班相互間の連絡調整に関すること。
- c 被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整備に関すること。
- d 防災関係機関との連絡等に関すること。
- e その他、本部長が必要と認めること。

ウ 連絡員

(ア) 組織

所属部	担当職	担当事務
総務部	庶務係長	総務部に関すること。
防災対策部	危機管理係長	災害対策全般及び防災対策部に関すること。
政策推進部	総合戦略係長	政策推進部に関すること。
税務部・会計部	町民税係長	税務部・会計部に関すること。
町民生活部	住民係長	町民生活部に関すること。
保健福祉部	福祉係長	保健福祉部に関すること。
産業部・農業委員会部	農政係長	産業部・農業委員会部に関すること。
建設部	管理用地係長	建設部に関すること。
教育部	総務係長	教育部に関すること。
消防部	防災係長	消防部に関すること。
水道部	企業団業務係長	水道部に関すること。

(イ) 事務処理事項

連絡員は、本部員会議及び本部事務局と各部及び班との間の連絡調整を担当する。本部員会議の決定事項、指示等を各部及び班に、また、各部及び班の報告、要請等を本部員会議に事務局を通じてそれぞれ伝達する。

エ 部及び班

各部及び班の編成及び事務分掌は、次のとおりである。

部 ◎部長 ○副部長	班（○班長）	事 務 分 掌
各部・班共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・各部・班の動員配備に関する事。 ・災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関する事。 ・所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告する事。）。 ・所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関する事。 ・所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事。 ・罹災証明書、被災者台帳作成への協力に関する事。 ・物資拠点の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 ・部内の協力に関する事。 ・他部・班の協力に関する事。 ・その他関係事項及び本部長の指示による事務に関する事。
総務部 ◎総務課長 ○議会事務局長	庶務班 ○庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関する事。 ・危機管理班の協力に関する事。 ・各部の連絡調整に関する事。 ・被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事。
	財政管理班 ○財政管理係長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急公用負担に関する事。 ・災害応急対策の予算措置に関する事。 ・災害応急対策に要する予算経理に関する事。
	財産管理係 ○財産管理係長	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 ・町有施設の災害のための使用に関する事。 ・町有自動車等の管理に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・緊急通行車両等の確保及び事前対策に関する事。 ・災害対応業務に必要な業務委託、物件の借入れに係る契約事務に関する事
	支所班 ○支所長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部との連絡に関する事。 ・被害状況の把握及び本部への報告に関する事。 ・町民等の支援に関する事。
	議会班 ○議事係長	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認及び情報伝達に関する事。 ・議会との連絡調整に関する事。
防災対策部	危機管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の命令伝達に関する事。

部 ①部長 ○副部長	班 (○班長)	事 務 分 掌
①防災対策課長	○危機管理係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に関すること。 ・ 本部員会議に関すること。 ・ 本部の設置及び廃止に関すること。 ・ 本部の運営に関する総合調整に関すること。 ・ 災害救助法に関すること。 ・ 気象情報等の収集及び通報に関すること。 ・ 地震情報、気象情報の受理及び関係機関、各部への伝達に関すること。 ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒レベル（1～5）の運用に関すること。 ・ 関係機関への被害状況の報告に関すること。 ・ 被災者の救出及び避難計画、避難誘導に関すること。 ・ 指定避難所、指定緊急避難場所の指定に関すること。 ・ 県災害対策本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 災害時応援協定締結団体との連絡調整及び相互協力に関すること。 ・ 広域応援要請に関すること。 ・ 受援体制の確保に関すること。 ・ 他自治体への職員の応援に関すること。 ・ 自主防災組織に関すること。 ・ 各部、各班からの被害情報の取りまとめに関すること。
政策推進部 ①政策推進課長	総合戦略班 ○総合戦略係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターへの協力に関すること。
	情報統計班 ○情報統計係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の公表連絡に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ 災害情報の広報に関すること。 ・ 災害写真の撮影、記録に関すること。 ・ 災害ボランティアセンターへの協力に関すること。
	協働推進班 ○協働推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する総合相談窓口の設置に関すること。 ・ 被災者相談内容の対応に関すること。 ・ 災害ボランティアセンターへの協力に関すること。 ・ 国、県に対する要望資料作成に関すること。
税務部・会計部 ①税務課長・会計	税務班 ○町民税係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害家屋、土地等の固定資産の調査に関すること。 ・ 固定資産の被害判定に関すること。

部 ◎部長 ○副部長	班 (○班長)	事 務 分 掌
管理者	○固定資産税係長 ○収納管理係長 ○収納対策係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対する町税の取扱いに関する事。 ・災害に伴う諸税の減免及び期限延長に関する事。 ・被災場所の公簿確認に関する事。 ・被災地の位置図作成に関する事。 ・被災地資料の収集に関する事。 ・罹災証明書の発行に関する事。(ただし、人的被害を除く。)
	会計班 ○会計係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援金・義援物資の受付、出納に関する事。 ・災害応急対応の資金計画及び収入・支出の審査
町民生活部 ◎町民生活課長	住民班 ○住民係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者台帳作成に関する事。 ・死体埋火葬の許可に関する事。 ・被災者に対する拠出年金保険料の免除に関する事。 ・大規模災害時における他市町村からの避難者名簿の作成整理及び支援の取りまとめに関する事。
	生活環境班 ○生活環境係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地のごみ、し尿、死亡獣畜等の処理に関する事。 ・死体埋火葬に関する事。 ・仮設トイレの確保及び設置に関する事。 ・災害時の愛玩動物(ペット)対策に関する事。
	国保医療班 ○国保医療係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する一部負担金の減免調査に関する事。 ・物資拠点の管理及び救援物資の仕分け、配分に関する事。
保健福祉部 ◎保健福祉課長	保健指導班 ○保健指導係長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の設置に関する事。 ・医療救護及び助産に関する事。 ・医薬品等の調達に関する事。 ・臨時予防接種に関する事。 ・被災者の保健指導に関する事。 ・防疫班等の編成に関する事。 ・被災地の防疫対策に関する事。 ・防疫用薬剤、資器材の調達に関する事。 ・医療機関との調整に関する事。
	福祉班 ○福祉係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する保護及び援護対策に関する事。 ・避難行動要支援者の援護に関する事。 ・老人福祉施設を除く福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・要配慮者の支援に関する事。 ・要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 ・民生委員・児童委員との連絡調整に関する事。

部 ①部長 ○副部長	班 (○班長)	事 務 分 掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体との連絡調整に関すること。 ・日赤県支部との連絡調整に関すること。 ・災害ボランティアセンターへの協力に関すること。 ・災害弔慰金、災害援護資金に関すること。
	介護保険班 ○介護保険係長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に関すること。 ・福祉避難所での避難行動要支援者の避難支援に関すること。 ・老人福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・老人福祉施設の収容者の安全確保に関すること。
	介護支援班 ○介護支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯高齢者の安否の確認、保護に関すること。 ・福祉班及び介護班に対する協力に関すること。
	子育て支援班 ○子育て支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・児童福祉施設等における被害調査及び応急対策に関すること。 ・福祉班に対する協力に関すること。
	保育班 ○安達峰一郎記念保育所長	<ul style="list-style-type: none"> ・安達峰一郎記念保育所の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 ・保育所児の避難及び保護に関すること。
産業部・農業委員会部 ①産業課長・農業委員会事務局長	農政班 ○農政係長	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の被害調査及び災害対策に関すること。 ・林産物及び林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・被災農家の営農指導に関すること。 ・災害時における農作物、果樹等の病虫害発生予防及び防疫に関すること。 ・林業の災害融資に関すること。 ・食料の調達確保及び輸送に関すること。 ・災害対策用木材の払下げに関すること。 ・災害対策用国有林材の払下げに関すること。
	担い手支援班 ○担い手支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜及び家畜施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・農作物被害に対する補助金の早期支払い及び災害融資に関すること。 ・畜産の防疫に関すること。 ・飼料、種苗、肥料の調達に関すること。 ・応急対策資材の調達、輸送に関すること。
	農村整備班 ○農村整備係長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 ・農業関係団体（土地改良区等）との連絡調整に関すること。
	農地班 ○農地係長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災商工業者の被害調査に関すること。

部 ◎部長 ○副部長	班（○班長）	事 務 分 掌
	○商工観光係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災商工業者の経営相談、指導及び融資斡旋に関する事。 ・物資の流通及び安定対策に関する事。 ・販売業者等からの食料及び生活必需品等の調達に関する事。 ・観光施設の被害調査に関する事。 ・観光施設の災害対策及び観光客の保護に関する事。 ・雇用対策に関する事。
建設部 ◎建設課長	管理用地班 ○管理用地係長	<ul style="list-style-type: none"> ・土木全般の災害に関する事。 ・災害対策のための労務者確保に関する事。 ・災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事。 ・応急仮設住宅の用地確保及び建設に関する事。 ・住宅の応急修理に関する事。 ・仮設住宅への入居者選考に関する事。 ・その他災害時の土木行政に関する事。
	道路河川班 ○道路河川係長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 ・河川関係の災害対策に関する事。 ・水防作業に関する事。 ・水防情報の収集取りまとめ及び通報に関する事。 ・水防資器材の調達に関する事。 ・地すべり、がけ崩れ等危険防止対策及び応急復旧に関する事。 ・交通途絶箇所の把握に関する事。 ・迂回路線用地の確保及び公示に関する事。 ・がれき処理、障害物除去に関する事。 ・災害応急対策用資機材の調達に関する事。
	都市整備班 ○都市整備係長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市災害復旧事業に関する事。 ・被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関する事。
	下水道班 ○下水道係長	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道及び下水道施設の被害調査に関する事。 ・簡易水道区域の給水に関する事。 ・災害に伴う簡易水道・下水道使用料金の減免に関する事。 ・関連業者との連絡調整に関する事。 ・下水道施設の応急復旧に関する事。 ・簡易水道の応急復旧に関する事。 ・簡易水道区域の給水箇所の設置及び広報に関する事。
教育部 ◎教育長 ○教育委員会教育課長	総務班 ○総務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設・運営に関する事。 ・教育施設の被害調査に関する事。 ・教育部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急教育に関する事。

部 ◎部長 ○副部長	班（○班長）	事 務 分 掌
	○学校教育係長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒等の保護及び教科書、学用品等の支給に関すること。 ・被災児童生徒等の保護、健康管理に関すること。 ・教職員の参集状況に関すること。
	学校給食班 ○学校給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における学校給食の対策に関すること。
	社会教育班 ○社会教育係長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の被害調査に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設・運営に関すること。
	スポーツ振興班 ○スポーツ振興係長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設利用者の安否確認に関すること。 ・社会体育施設の被害調査に関すること。 ・指定避難所、指定緊急避難場所の開設・運営に関すること。
消防部 ◎消防団長 ○山形市消防本部員	防災班 ○防災係長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地災害対策本部に関すること。 ・水火災警戒、災害対応に関すること。 ・火災対応に関すること。 ・被災者の救出及び避難誘導に関すること。 ・消防、警察等関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害時における消防団の動員に関すること。 ・水防活動の実施に関すること。 ・山形県消防防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 ・救急医療、県ドクターヘリに関すること。
水道部	給水班 （企業団業務係長） 最上川中部水道企業団からの応援による体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に対する飲料水の供給に関すること。 ・水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ・断水広報及び応急給水の実施に関すること。 ・断水時における水質検査及び水質管理に関すること。 ・災害時における水利の確保（消火栓）に関すること。 ・その他本部長の命ずる事項に関すること。

オ 現地災害対策本部の設置

(ア) 本部長は、災害応急対策を推進するため、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部の組織、その他現地災害対策本部に関して必要な事項はその都度本部長が定める。

2 災害対策連絡本部

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、山辺町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・第2章第16節「避難指示、誘導」内の避難情報の判断基準の区分が高齢者等避難の判断基準時 ・町長が特に必要があると認めたとき。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策がおおむね完了したとき。 ・災害対策本部を設置したとき。 ・町長が特に必要がなくなると認めたとき。

イ 設置場所

連絡本部は、役場庁舎（正庁）に設置する。

ウ 連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部に準じて行う。

(2) 連絡本部の組織、運営等

連絡本部の組織及び構成は、災害対策本部に準じるが、消防本部員及び消防団長については必要に応じて招集する。

3 職員の動員配備体制

職員の動員配備体制は、河川の洪水を主体に示し、土砂災害等は、職員の詳細な初動マニュアルで示すこととする。

区分		職員配備基準	活動内容
第1次配備	災害対策警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨、洪水、暴風等気象警報（大雪警報を除く。）のうち1つの警報等が発表されたとき。 ○台風が接近しているときに、大雨、洪水注意報が発表されたとき。 ○竜巻注意情報が発表され、被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。 ○台風接近等で事前に被害が予想される場合は、各課（局）長を招集し、災害対策会議を開催する（自主避難所開設等の検討など）。

区分		職員配備基準	活動内容
第2次配備	初動Gr招集	<ul style="list-style-type: none"> ○台風が接近しているときに、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 ○大雨、洪水、暴風等気象警報（大雪警報を除く。）や土砂災害警戒情報のうち2つ以上の警報が発表されたとき、又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報等の災害関連情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○避難所開設準備
	災害対策連絡員 本部員招集	<ul style="list-style-type: none"> ○須川の鮎洗観測所水位が 14.0m（氾濫注意水位）（レベル2水位）に達し、さらに水位が上昇しているとき。 ○小鶴沢川の大寺観測所水位が 1.0m（氾濫注意水位）（レベル2水位）に達し、さらに水位が上昇しているとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策連絡本部の設置に向けた体制づくりを行う。 ○リエゾンへの連絡、派遣依頼
第3次配備	災害対策連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> ○相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○須川の鮎洗観測所の水位が 15.9m（避難判断水位）（レベル3水位）に達し、さらに水位が上昇し、今後氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ○小鶴沢川の大寺観測所の水位が 1.1m（避難判断水位）（レベル3水位）に達し、さらに水位が上昇し、今後、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ○漏水、浸食が発見された場合 ○町長が特に必要があると認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、関係課等においても災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○災害の状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。 ○避難所が開設したことを確認した後、高齢者等避難の発令
	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○須川の鮎洗観測所水位が、16.3m（氾濫危険水位）（レベル4水位）達したとき。 ○小鶴沢川の大寺観測所水位が 1.3m（氾濫危険水位）（レベル4水位）に達したとき。 ○異常な漏水、浸食が発見された場合 ○町長が特に必要があると認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町長を本部長とする災害対策本部を設置し、関係課等においても災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○避難指示の発令

区分		職員配備基準	活動内容
第4次配備	災害対策本部	○大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○災害救助法による救助を適用する災害が発生し、その対策を要するとき。 ○町長が特に必要があると認めたとき。	○全職員は地域防災計画に定める事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○緊急安全確保の発令

(1) 職員動員配備体制の一般的基準

町内の災害時における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。また、第2次配備とともに活動する初動グループ（以下「初動 Gr」という。）及び第3次配備の職員の詳細な初動体制はマニュアルを策定して決定する。

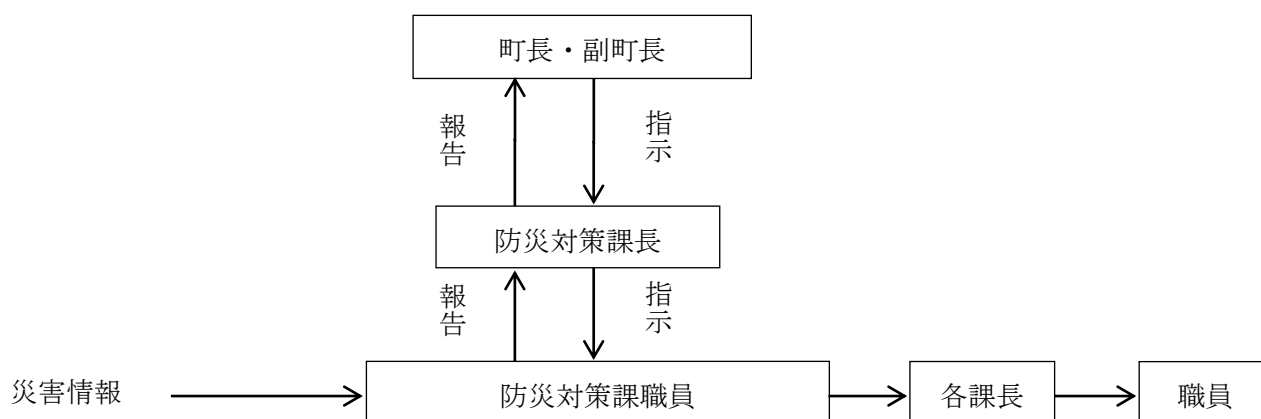
ただし、災害時の種類、規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

課名	係名	第1次配備	第2次配備		第3次配備	第4次配備
				初動 Gr		
総務課	庶務係	△	○		◎	全職員
	財政管理係		△		◎	
	財産管理係	△	○		◎	
	中支所	△	◎		◎	
	作谷沢支所	△	◎		◎	
防災対策課	危機管理係	○	◎		◎	全職員
	防災係	○	◎		◎	
政策推進課	総合戦略係		△	■	○	全職員
	情報統計係		△	■	◎	
	協働推進係		△	■	◎	
税務課	町民税係		△	■	◎	全職員
	固定資産税係		△	■	◎	
	収納管理係		△	■	○	
	収納対策係		△	■	○	
町民生活課	住民係		△	■	◎	全職員
	生活環境係		△	■	○	
	国保医療係		△	■	◎	
保健福祉課	保健指導係		△		○	全職員
	福祉係	△	○		◎	
	介護保険係		△		◎	
	介護支援係		△		◎	
	子育て支援係		△		◎	
	保育所		△		○	

課名	係名	第1次 配 備	第2次配備		第3次 配 備	第4次 配 備
				初動 Gr		
産業課	農政係	△	○		◎	
	担い手支援係	△	○		◎	
	農村整備係	△	○		◎	
	商工観光係		△		○	
建設課	管理用地係	△	○		◎	
	道路河川係	△	○		◎	
	都市整備係	△	○		◎	
	下水道係	△	○		◎	
会計課	会計係		△		◎	
議会事務局	議事係		△		◎	
農業委員会事務局	農地係	△	○		◎	
教育委員会 教育課	総務係	△	○		◎	
	学校教育係	△	○		◎	
	学校給食センター		△		◎	
	社会教育係	△	○		◎	
	スポーツ振興係	△	○		◎	
消防団	団長・副団長本団員 関係分団		△		◎	全団員

(◎印 全員登庁・配置 ○印 1/2配置、1/2待機 △印 全員自宅待機
 ■印 初動 Gr 体制 山形市消防本部は独自の警戒態勢による。)

(2) 動員指令系統図



(3) 動員の方法

ア 勤務時間内

(2) の系統図に従い、口頭、電話、メール、庁内放送等により、必要な職員を動員する。

イ 勤務時間外及び休日

(ア) 防災対策課職員は、県からの気象予警報の通知その他により災害が発生し又は発生しようとしていることを知ったときは、直ちに防災対策課長に報告し指示を受ける。

(イ) 防災対策課長は、町長及び副町長に報告し、本部設置及び配備体制の指示を受けるとともにその措置をとる。

(ウ) 防災対策課職員は、防災対策課長の指示に基づき、各課長及び関係職員に電話、メール等により緊急連絡を行う。

(エ) 連絡を受けた各課長及び関係職員は直ちに登庁し、所要の配備体制につくものとする。

(オ) 電話、メール等による連絡に返信がない関係職員に対しては、再度各課長が電話やメール等にて連絡をする。

(カ) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を課長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(キ) 非常参集する職員は、通常、登庁する道路が寸断している場合は、あらゆるルートを検討と実査を行って、自動車で行き止まりの場合（燃料確保難を含む。）は自転車等によって登庁する。

(ク) 前記のとおりすべてのルートが寸断し、登庁できない場合は常に本部（各部長）と連絡し合せて、指示等を受ける。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

5 業務継続性の確保

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員

や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

また、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

町は、特に、災害時の拠点となる役場庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

6 複合災害への対応

- (1) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、町災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害時において、町以外の災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 町は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 情報伝達体制の確立

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

1 通信施設の確保

防災放送や携帯用無線など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信連絡手段としては、防災放送や携帯用無線のほか、次による伝達手段を活用する。また一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1) 携帯用無線（防災行政無線含む。）の活用

町は、災害時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、携帯用無線を活用する。

(2) 防災放送・I P告知システムの活用

町は災害時、町民に対し迅速に情報伝達を行うため、防災放送及びI P告知を活用する。またI P告知システムを活用し、情報収集を行う。

(3) 災害時優先電話の利用

災害時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がまひ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。（資料5-1参照）

(4) 登録制メールの活用

町は災害時、町民に対し迅速に情報伝達を行うため、登録制メールを活用する。原則、防災放送、I P告知システムと同様の情報を発信する。

(5) 緊急速報メール

町は災害の発生のおそれがあり、避難指示等を伝達する手段として緊急速報メールを活用する。

(6) ホームページやSNS等

ホームページによる情報提供及びSNSを使用した情報提供を行う。

(7) アマチュア無線

携帯用無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(8) 他機関の通信施設の利用

町は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基

本法第 57 条、消防組織法第 41 条、水防法第 27 条又は災害救助法第 11 条に基づき、東日本電信電話（株）山形支店、他市町村、県警察、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、山形地方气象台、東日本旅客鉄道（株）山形支店又は東北電力（株）山形支店、東北電力ネットワーク（株）山形電力センター等の所有する通信設備を利用することができる。

(9) 非常通信の利用方法

ア 町、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

イ 町、県及び防災関係機関は、非常災害時における重要通信の確保のため必要とする場合は、東北総合通信局に対して、無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更について、電話等簡易な手段により免許の付与、その他許可等を求めることとする。

ウ 非常通信の内容

(ア) 人命の救助、避難、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

エ 非常通信の依頼手続

あらかじめ指定してある無線局に対して次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

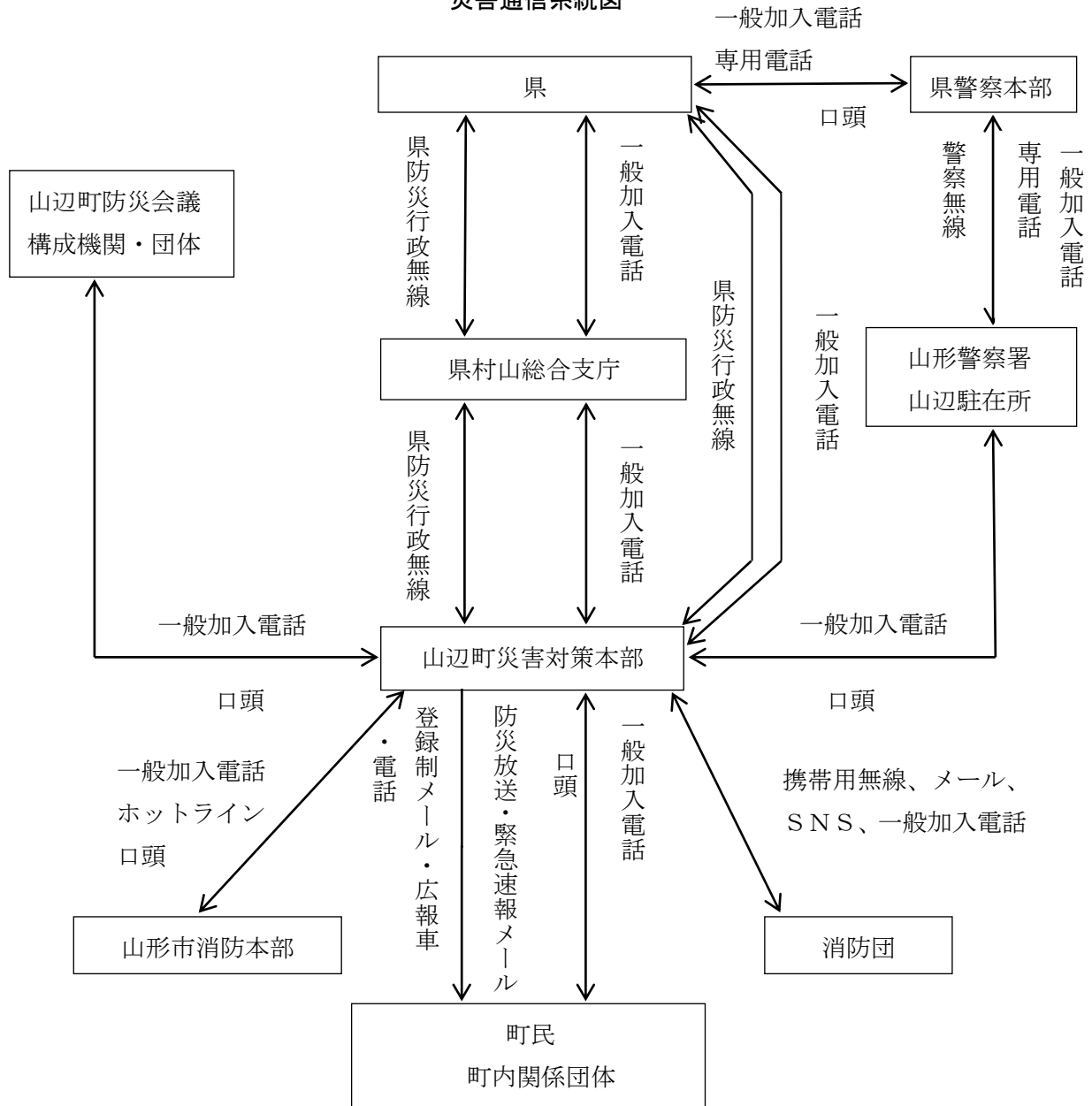
(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

(イ) 連絡内容（200 字以内）

(10) 通信機器の応急調達

町、県及び防災関係機関は、災害時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

災害通信系統図



3 緊急放送の利用

町は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のための緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請する。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 町の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

町において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

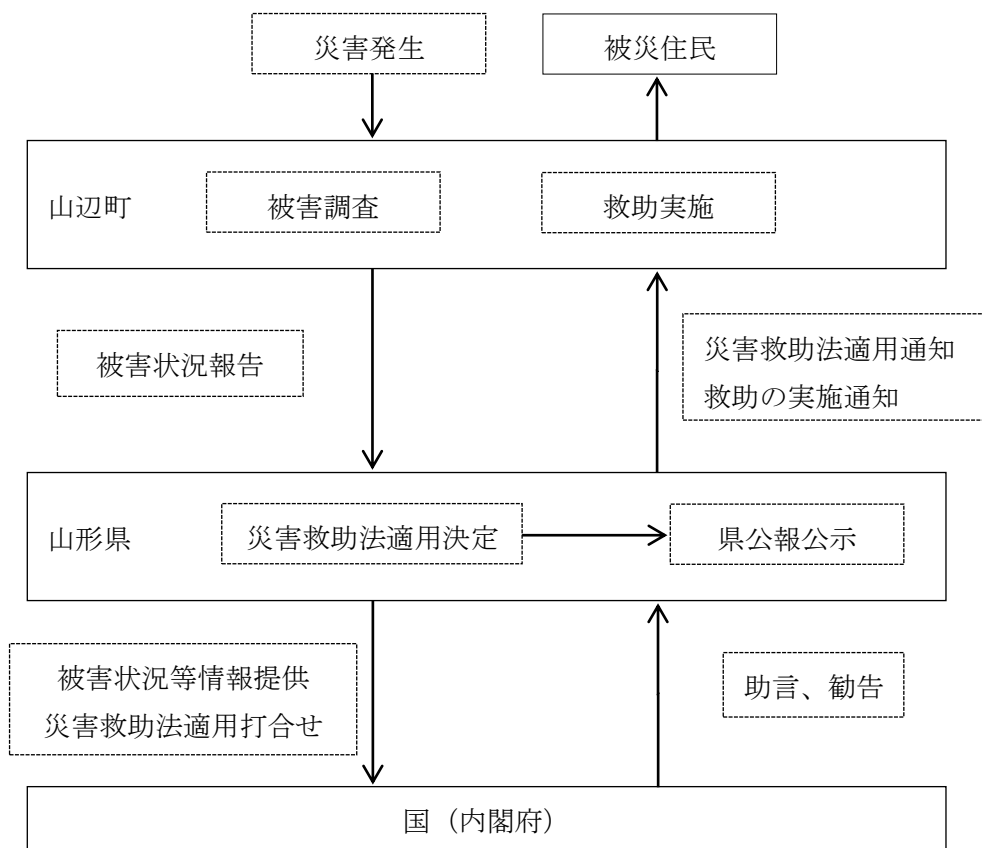
第3節 災害救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号）に係る町及び県の運用について定める。

1 適用の手続

災害に際し、町における被害が下記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

災害救助法による救助フロー



2 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

災害救助法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（災害救助

法第2条)。

ア 適用単位は町の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。

ウ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項に定めるところによるが、山形県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数(全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。)が40世帯以上に達したとき(災害救助法施行令第1条第1項第1号)。

イ 被害が広範囲にわたり、県内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき(災害救助法施行令第1条第1項第2号)。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき(この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。)(災害救助法施行令第1条第1項第3号前段)。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情がある場合であつて、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき(災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたときであつて内閣府令に定める基準に該当するとき(災害救助法施行令第1条第1項第4号)。

3 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う(災害救助法施行令第1条第2項)。

滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3

(2) 滅失世帯数の算定

- ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの
 - (ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
 - (イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

 - (ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
 - (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

 - (ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
 - (イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (3) 世帯及び住家の認定
- ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

 - (ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。
 - (イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。
 - (ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。
 - イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

 - (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
 - (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
 - (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。

4 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（災害救助法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（災害救助法第13条第1項）。

(2) 町の役割

町長は、上記（1）により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（災害救助法第13条第2項）。

5 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである（災害救助法第4条第1項及び災害救助法施行令第2条）。町長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う（災害救助法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供給又は貸与

ク 学用品の供給

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

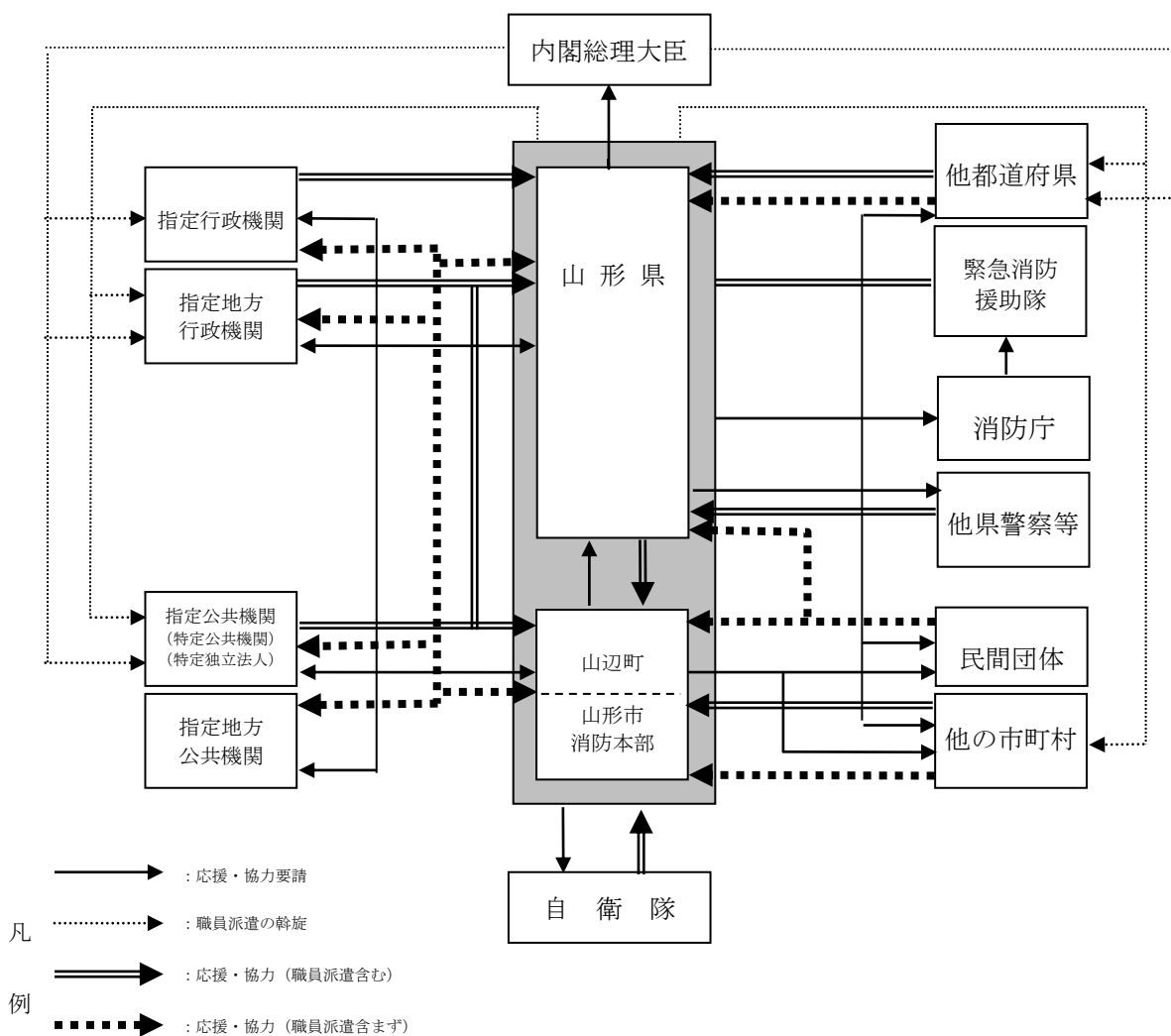
(2) 救助の実施基準

救助の実施基準については、資料1-9を参照のこと。

第4節 広域応援計画

大規模災害時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、町内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

広域応援計画フロー



1 町による広域応援要請

(1) 県に対する要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。なお、知事は、被災状況により町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

(ア) 連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（FAXを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする場所
- (c) 応援を必要とする期間
- (d) その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- (a) 応急措置の内容
- (b) 応急措置の実施場所
- (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣の斡旋を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他市町村に対する要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して広域応援を要請する。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動する。

ウ 町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、市町村長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア 町長は、災害の発生に際し町民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 消防の広域応援

(1) 県内消防の広域応援体制

町と山形市消防本部は、自らの消防力では対応できない場合、消防長と町長が協議し、町長の同意を得たうえで「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

ア 「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、消防長と町長が協議し、町長が知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 町、山形市消防本部及び県は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

3 広域応援・受援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画の策定、協定の締結、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

また、町は県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

その際近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

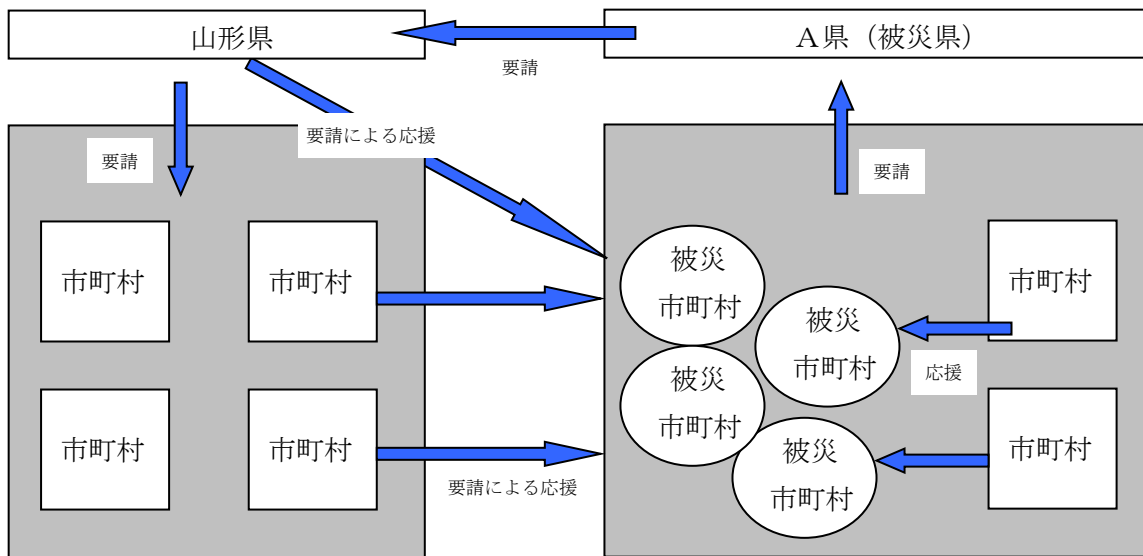
町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス等感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第5節 被災県等への広域応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な災害時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

被災県等への広域応援計画フロー



1 広域応援体制

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部等との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

2 被災した他県等への広域応援活動

町及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、町及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町、県及び防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとし、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(1) 町の対応

町は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、県と連携のうえ、応援要請が

あった際には、迅速に応援活動を行う。

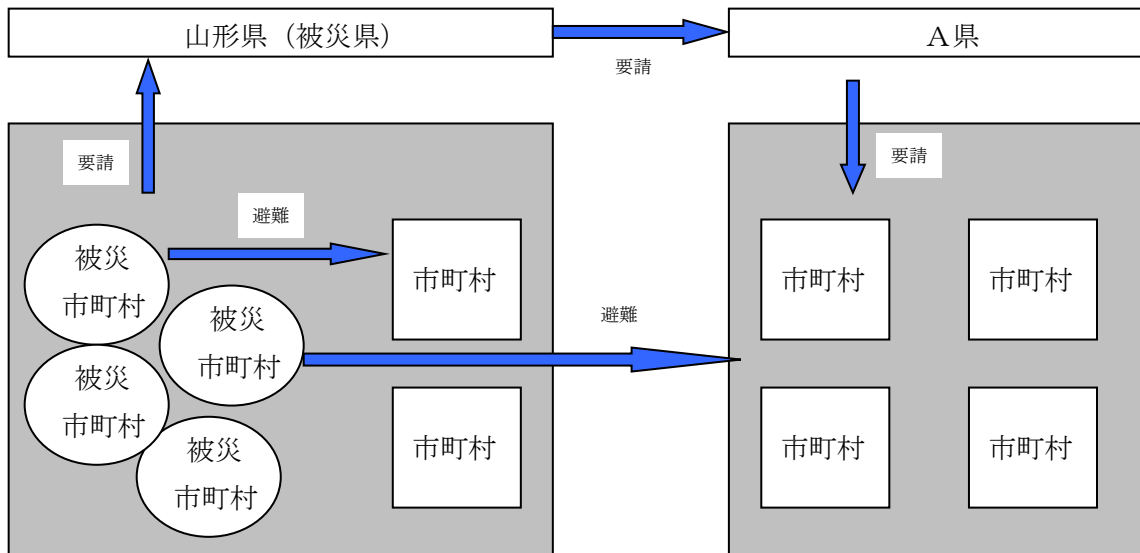
(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、町及び県と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

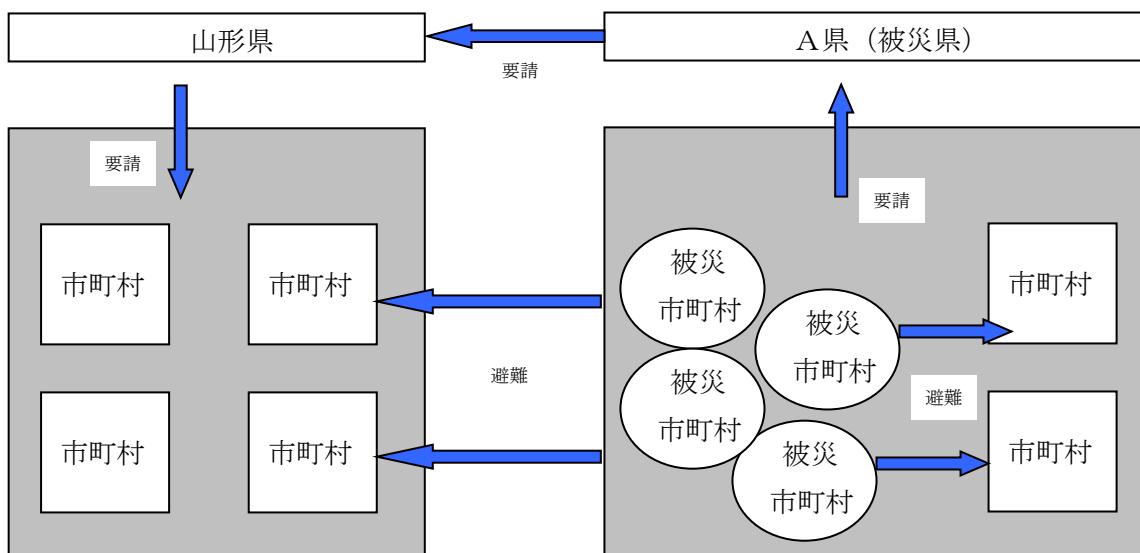
第6節 広域避難計画

大規模な災害時に、自治体の区域を越えて町民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

他の自治体への広域避難



他県等からの避難受入



1 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

町は、災害の予想規模、避難者数等にかんがみ、町内で可能な応急対策をとつてもなお、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難、広域一時滞在を行う。

ア 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入れを要請する。

イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を要請するほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

(2) 広域避難者・広域一時滞在者への配慮

ア 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災住民等に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災住民の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 町、県及び防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握し、以下の情報など被災住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者・広域一時滞在者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(3) 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

2 他県等からの避難受入要請への対応

町、県及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

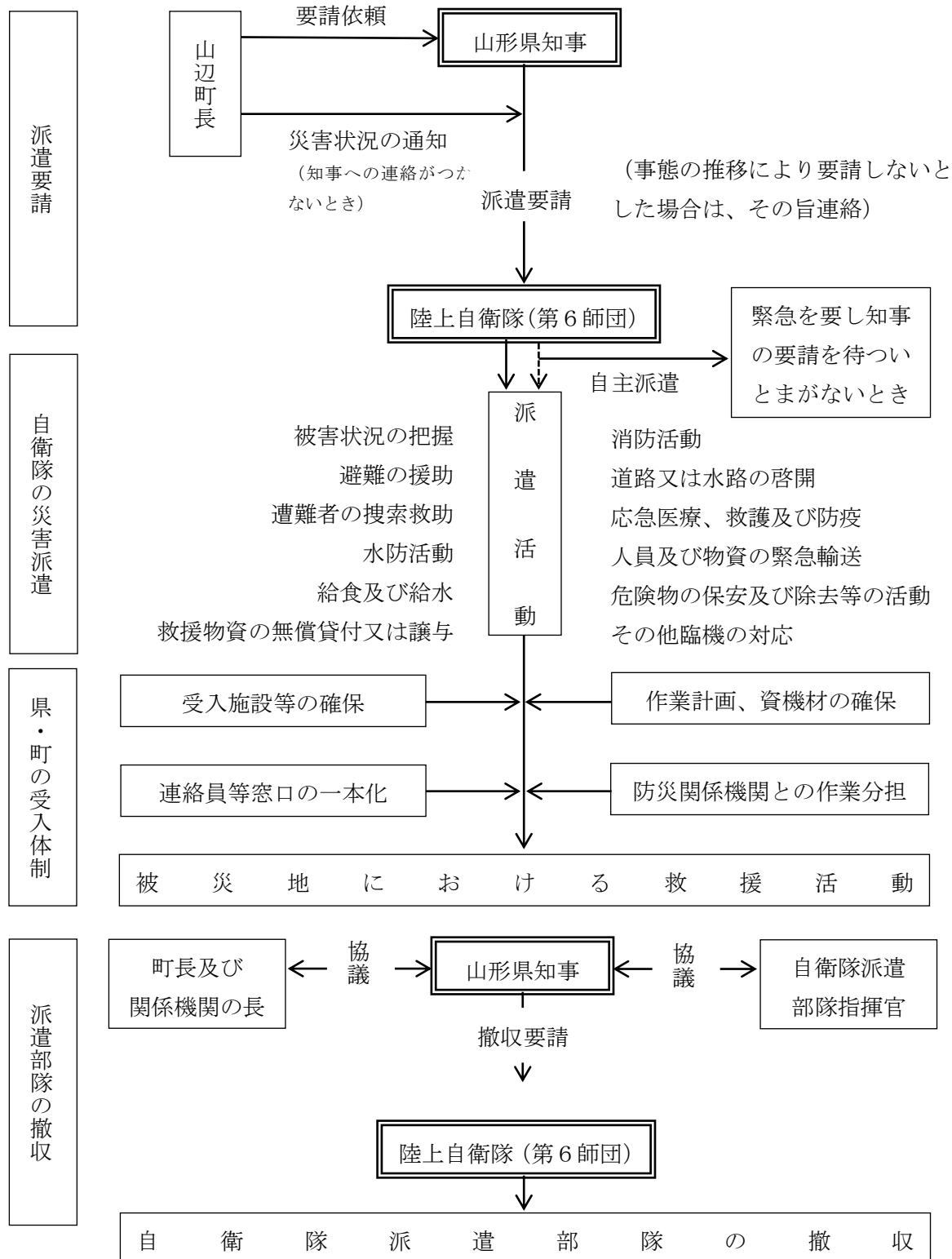
ア 被害の情報

- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模災害時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

自衛隊災害派遣計画フロー



1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）。
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）。
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）。

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸上自衛隊の活動内容

活 動 内 容
車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動

3 自衛隊災害派遣要請依頼の手続き

(1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

ア 災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料 18-1 参照）を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず県防災行政無線又は電話若しくは F A X により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項（宿泊、給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

イ 町長は、知事に対して災害派遣要請を依頼した場合には、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

町長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

ウ 宿营地又は宿泊施設（学校、公民館、中央公園内運動施設等）

学校、公民館等を宿泊施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿营地に指定する場所についても同様とする。

(4) 臨時ヘリポートの設定

本編第1章第11節「輸送体制整備計画」を参照のこと。

5 派遣部隊の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- (2) 撤収要請は、とりあえず電話等により報告した後、速やかに文書（資料18-2）をもって要請（提出）する。
- (3) 災害派遣隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

6 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、町長と自衛隊が協議する。

7 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) F A X 0237-48-1151 内線 5754

第8節 県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの活用

機動性に優れた県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時には、県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの機動性等を活かし、災害直後の初動期、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の上空からの被害状況等の情報収集を速やかに実施し、災害対策本部に伝達
- (2) 救出・救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 町民に対する避難情報の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

山辺町長及び山形市消防長は、災害応急活動の実施にあたり必要であると判断したときは、山形県消防防災ヘリコプター応援協定（資料2-10参照）の定めるところにより県知事に対して応援を要請する。

3 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。
 - ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。（町内のヘリポートについては、資料7-2を参照のこと。）
 - イ 場外離着陸場においては、あらかじめ定めてある場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第9節 ボランティアとの連携

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、NPO・ボランティア等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、迅速な受入れができるよう受入・調整体制を確立する。

1 町災害ボランティア支援本部の設置

大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と町とが密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）を町社会福祉協議会内に設置する。

2 町災害ボランティア支援本部の活動

(1) ボランティアの受付窓口の設置

ボランティアの受入及び登録を行うため、ボランティア受付窓口を設置する。

(2) ボランティア・ニーズの把握

町災害対策本部の各部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティア・ニーズについて町災害ボランティア支援本部に報告する。その際、一般分野（避難所の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊き出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とに区別する。

(3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

ア 把握したボランティア・ニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整・マッチングを行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

イ 登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

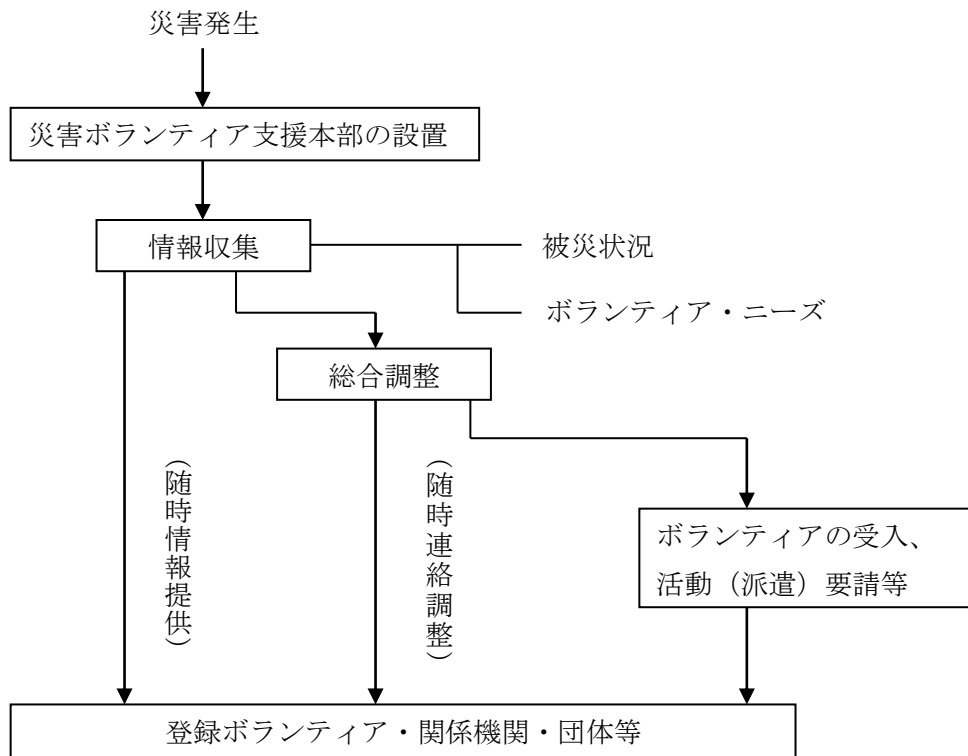
(4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

(5) 災害支援NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携

町災害ボランティア支援本部の運営に当たっては、日本赤十字社災害支援、NPO、その他のボランティア関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地における様々なニーズに効果的に対処するように努める。

災害ボランティア活動計画フロー



＜警戒避難期の応急対策＞

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第10節 気象予警報等の収集・伝達

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び町民等に伝達するための方法について定める。

1 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所は気象庁が発表する「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種類		概要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により

種類	概要
	災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮※		高潮になると予想される場合
波浪※		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想さ	

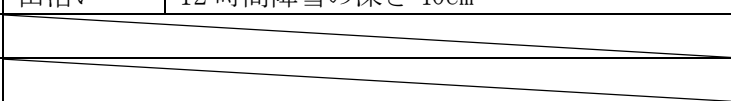
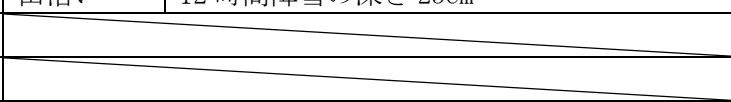
現象の種類	基準
	れる場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※山辺町は対象外

※発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年9月30日現在
発表官署 山形地方気象台

山辺町	府県予報区		山形県		
	一次細分区域		村山		
	市町村等をまとめた地域		東南村山		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	小鶴沢川流域= 5		
		複合基準※ ¹	—		
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 40cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	86		
	洪水	流域雨量指数基準	小鶴沢川流域= 4		
		複合基準※ ¹	須川流域= (6、20.9)		
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
濃霧	視程	100m			
乾燥	①最小湿度 30% 実効湿度 65%				

		②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上 ④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

主な気象警報等発表時における町や町民の対応

※ レベル	町の対応	町民の行動	気象警報等の種類				
			大雨		暴風	大雪	暴風雪
			(土砂災害)	(浸水害)			
レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され災害が発生又は切迫していることの町民への周知 危険な場所へいる町民へ直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけ 必要地域に緊急安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 	大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報
レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが高い状況にあることの町民への周知 必要地域に避難指示 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする行動をとる 日頃と異なったことがあれば役場庁舎等へ通報 	土砂災害警戒情報				
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 警報の町民への周知 避難所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応態勢確立 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は危険な場所から避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし自発的に避難する。 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば役場庁舎等へ通報 暴風警報等については、安全な場所に退避 	大雨警報	大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁 HP などから最新の気象情報を入手 窓や雨戸等家の外の点検 避難所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 災害への心構えを高める 	早期注意情報（警報級の可能性）				

※警戒レベルの詳細は、本章第 17 節「2 行政の避難情報に基づく避難」参照。
 ※警戒レベル 1～2 は山形地方気象台が、警戒レベル 3～5 は山辺町が発表する。
 ※警戒レベルは大雨に対応。

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(紫) : 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤) : 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄) : 避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄) : 避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。

※「極めて危険」(黒) : 警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

ウ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や町民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける。なお、市町村内で実際に危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

ク 須川下流洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や町民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。須川下流については、山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の町民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、また、急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況で、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

須川下流洪水予報の基準水位

河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
須川	鮎洗	山形市	右岸 7.25	13.00	14.00	15.90	16.30
相当する警戒レベル				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

ケ 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

県が、河川の増水や氾濫などに対する町民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標 題	概 要
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない町民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺の冠水・浸水状況を確認する必要がある。
氾濫警戒情報	避難判断水位に達したときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 避難判断水位を越え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難指示を発令する。

小鶴沢川洪水予報の基準水位

河川名	水位 観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
小鶴沢川	大寺観測所	山辺町山辺	0.70	1.00	1.10	1.30
相当する警戒レベル			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

コ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪用により河川

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	
		が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(2) 雪に関する気象情報の提供ア 早期天候情報及び早期注意情報

6日先から14日先までの期間で、その地域・時期として10年に一度程度しか起きないような顕著な降雪量となる可能性が高まっている時には、「大雪（雪）に関する早期天候情報」を仙台管区气象台で発表する。また、5日先までの警報級の現象が発生する可能性を、「高」「中」の2段階で発表する早期注意情報がある。1日3回、5時、11時、17時に定期的に発表されている

イ 解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報

気象庁ホームページでは、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5km四方の細かさで推定する「解析積雪深・解析降雪量」を提供している。積雪計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の面的な状況の把握でき、的確な防災対応に役立つ。また、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方の細かさで面的に予測したもので、1時間毎に発表する降雪短時間予報が提供される。解析積雪深、解析降雪量と合わせて、積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。

ウ 3日先までの降雪量予測の提供

冬型の気圧配置により日本海側で数日間降雪が持続するような時など、降雪量について精度良く予測が可能な場合には、山形県気象情報等に「48時間先からの24時間予想降雪量」を記述する。

エ 短時間の大雪に対する一層の警戒を呼びかけ

山形県のほか、福島県（会津地方）、新潟県、富山県、石川県、福井県において、重大な災害の発生する可能性が高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合に「顕著な大雪に関する気象情報」を発表する。

(3) 特別警報・警報・注意報等の伝達

町は、警報等について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、町民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災放送、広報車等により町民へ周知する。

ア 関係機関から通報される防災気象情報等は、防災対策課職員が、受領する。

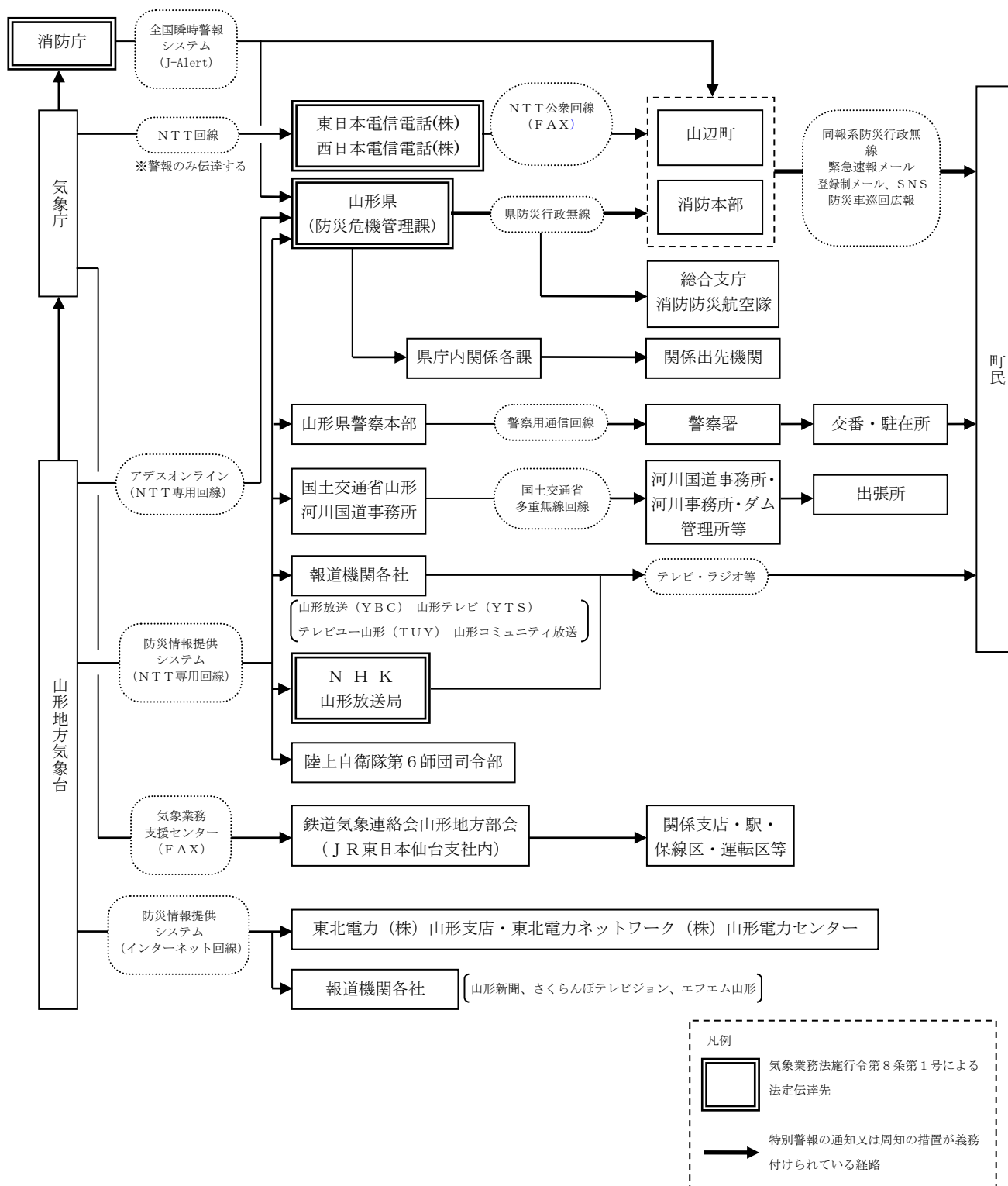
イ 警備員等が受領した場合は、直ちに防災対策課職員に伝達する。

ウ 防災気象情報等を受領した防災対策課職員は防災対策課長に伝達し、防災対策課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て町民及び関係機関に通報する。

エ 町民に対する周知方法は、次のとおりとする。

責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災対策課長 政策推進課長	町民	防災放送、携帯用無線、登録制メール、広報車・消防団による広報、緊急速報メール、HP、SNS	特に必要と認める予警報

気象警報・注意報等伝達経路図



2 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを町及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(イ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、携帯用無線、防災放送、広報車及び消防団等により、速やかに町民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報する。

第11節 災害情報・被害情報の収集・伝達

町は迅速な応急対策を実施するため、災害情報及び被害情報を迅速、確実に収集する。また県及び防災関係機関に速やかに通報、報告する。

1 災害情報の収集

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を町民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、村山総合支庁を通じて県に報告するとともにその他関係機関に通報報告する。ただし、被害状況により県へ報告できない場合は、直接国へ報告する。

また、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

(1) 災害情報等収集体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町民や自主防災組織の協力を得ながら、職員が情報収集にあたる。

(2) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設等被害を伴うもの）
- エ 出火件数又は出火状況
- オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏えい事故など）
- カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）
- キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道等施設被害）
- ク 避難状況、救護所開設状況
- ケ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

(3) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町及び県に連絡する。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

町における被害状況の調査は、各課において分担し、防災関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

(2) 調査要領

山形災害報告取扱要領等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真を防災対策課に提出する。

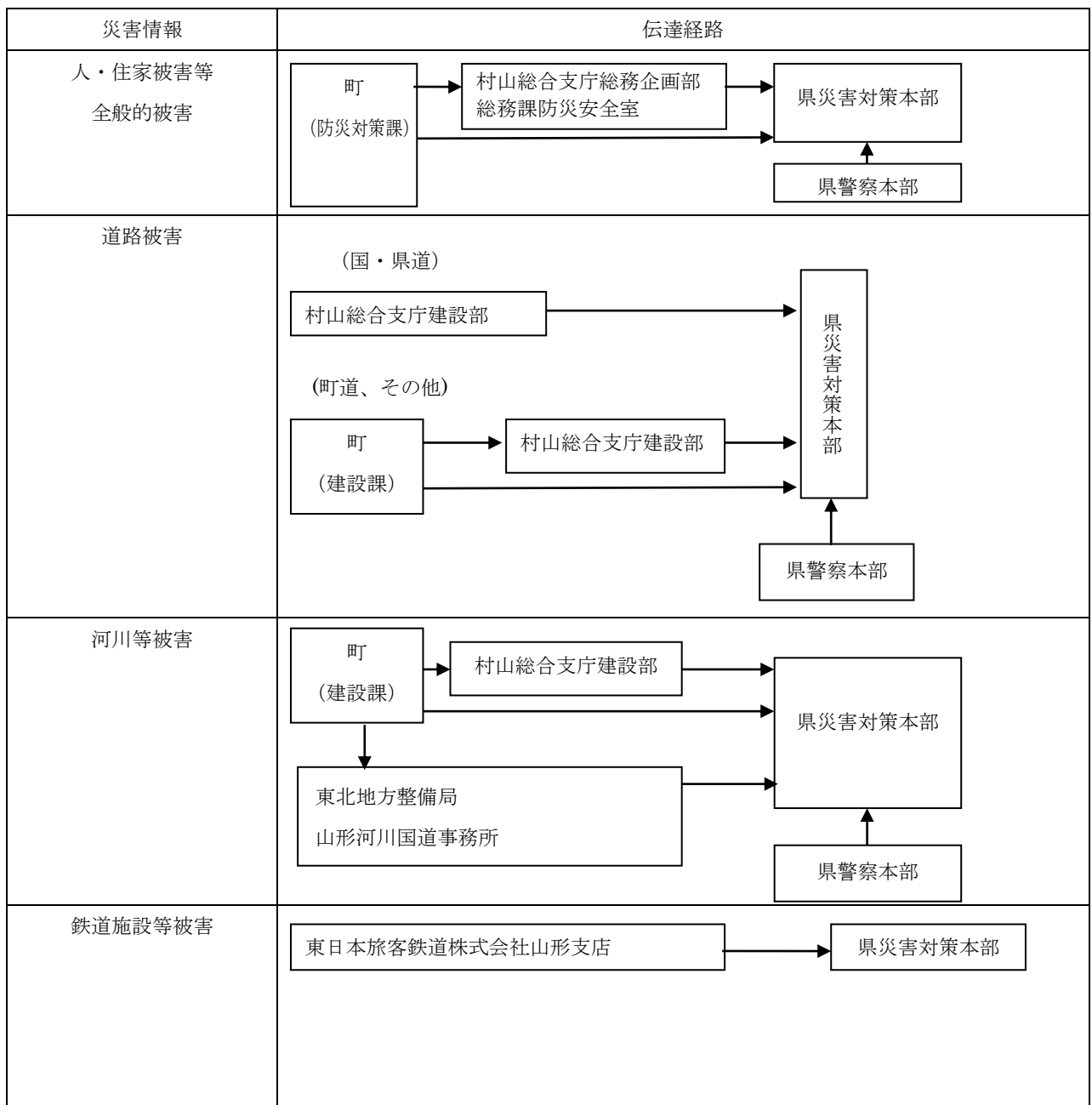
3 防災情報システムの活用

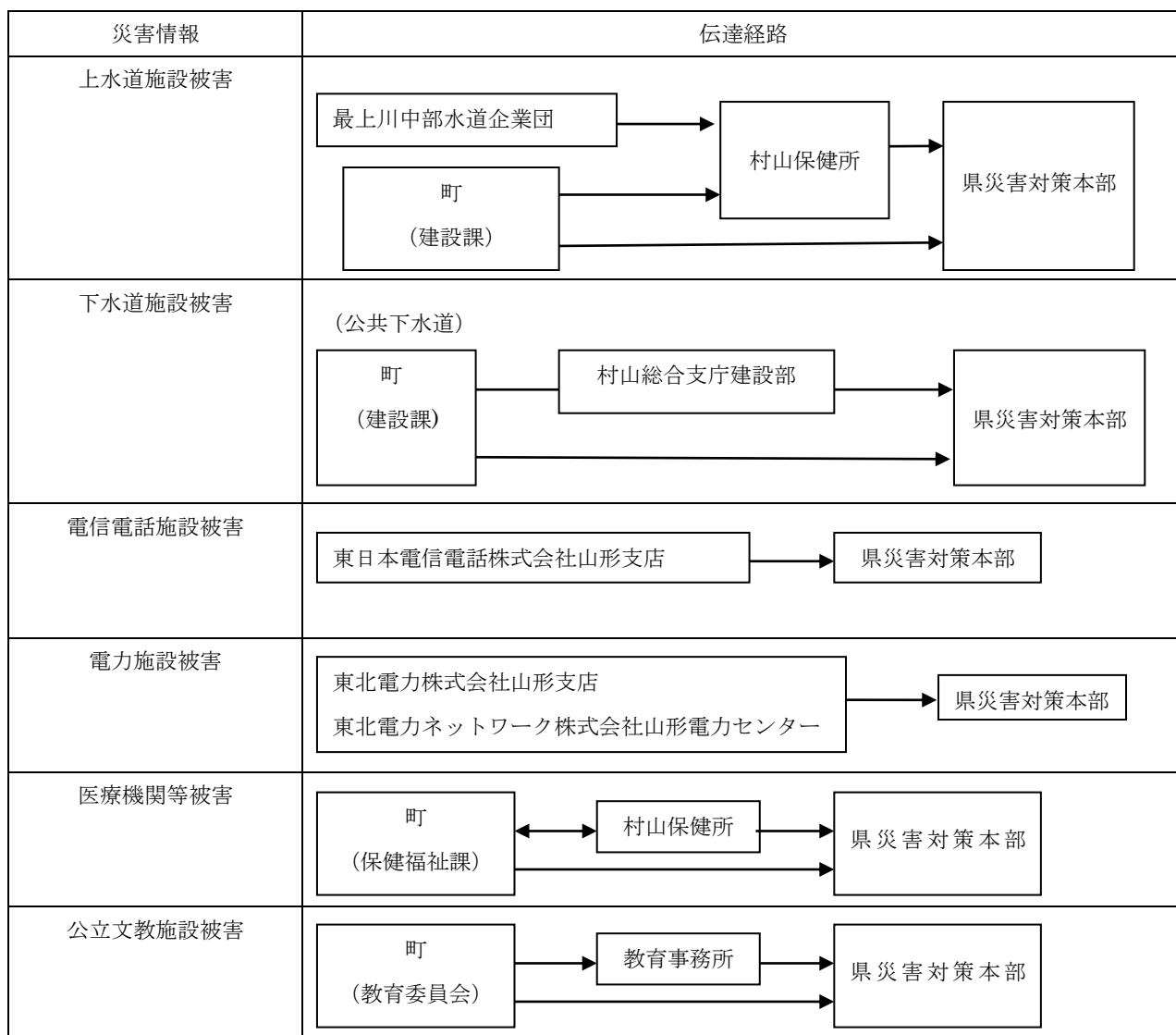
災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

4 被害関連情報の発信

町は、収集された災害関連情報等を集約し、県、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する。

主な災害情報の収集担当部署及びその伝達経路





「災害報告」と「山形県災害報告取扱要領」

分類	用語	記入要領
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

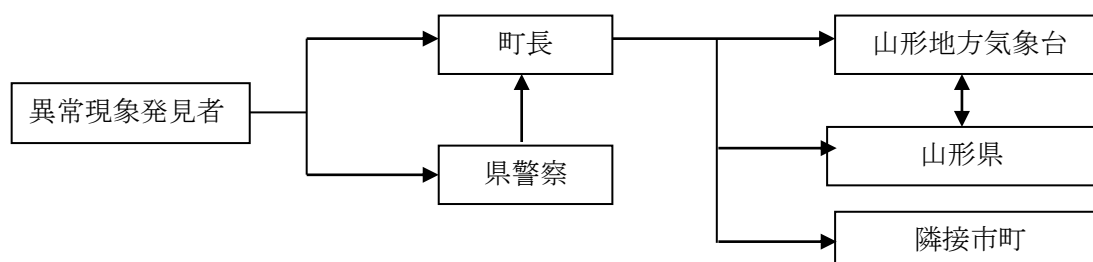
分類	用語	記入要領
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば官公署庁舎、公民館及び公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫及び納屋等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。

分類	用語	記入要領
	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和 23 年法律第 20 号）第 1 条に規定する病院及び診療所とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	水道、電話、電気及びガス	災害中間報告に当たっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告に当たっては、被害の最大値を記入するものとする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が 1 / 20 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

分類	用語	記入要領
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、役場庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。
	被害額	原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

5 異常現象を発見した者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は県警察に通報するものとする。
- (2) 県警察が通報を受けた場合は、速やかにその旨を町長に通報するものとする。
- (3) 町長は、通報を受けた場合は本計画又は町水防計画の定めるところにより、山形地方气象台、県の機関、隣接市町に連絡するものとする。



第12節 広報

災害時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の町民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

2 広報担当の確認

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
町民 報道機関	防災対策課長 政策推進課長	防災放送、携帯用無線、HP、緊急速報メール、SNS、登録制メール、広報車、口頭、文書、テレビ、ラジオ
防災関係機関 庁内	防災対策課長	県防災行政無線電話、庁内放送、庁内電話、庁内イントラネット

3 広報活動

町は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災放送、登録制メール、SNS、掲示板、広報紙、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー事業者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 町内会や自主防災組織等を通じた情報伝達
- ウ 相談窓口の開設
- エ 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ 防災放送、緊急速報メール、登録制メール、コミュニティFM放送局、TV、ラジオ等のコ

コミュニティメディア及びインターネットの活用

(3) 項目

- ア 安否情報
- イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

4 放送機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づき、テレビ・ラジオなどの放送機関へ放送要請を行う。なお、放送機関に対して放送要請を行うときは、原則として県を通じて行う。また要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
		023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
山形コミュニティ放送	山形市本町2-4-14	023-634-0762	023-633-7622

5 災害発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 災害発生直後

- ア 町は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
- イ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期

- ア 安否情報
- イ 町民に対する避難情報
- ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後おおむね3日以降）

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 応急仮設住宅への入居に関する情報
- (4) 復旧対策期
- ア 罹災証明書の発行
 - イ 生活再建資金の貸付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。
- (2) 通信事業者は、災害により電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地の安否確認のため、災害用伝言ダイヤル（局番 171）や災害用伝言板等を開設することとなっており、町は利用方法等についての広報を行う。

7 広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 県及び町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 県及び町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

8 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、町民等へ周知する。

第13節 水防活動

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施することにより、被害の軽減を図る。

1 水防管理者の責務

水防管理団体である町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(1) 水防管理者の責務

水防管理者である町長は、平常時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備を図る。

(2) 水防計画の策定

町長は、水防計画を定め関係機関に周知する。なお、河川管理者による町の水防活動への協力については、あらかじめ河川管理者と協議し、同意を得るものとする。

また、水防計画の策定に当たっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

2 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

イ 河川、砂防施設等の管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

ウ 河川管理者及び農業用排水施設管理者は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団（消防団）等の育成強化

ア 水防管理者は、平常時から水防団（消防団）、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団（消防団）組織等の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団（消防団）の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町内会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる施設の整備に努める。

3 水防管理者の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならぬ。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発表された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 須川下流洪水予報が発せられた場合は、連絡員は密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発表されたとき、鮎洗水位観測所又は大寺水位観測所で水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめるとともに一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。

- (5) 鮎洗水位観測所又は大寺水位観測所で氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防本部にその旨要請すること。
- (9) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。
- (11) 鮎洗水位観測所又は大寺水位観測所の水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団（消防団）又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防本部に提出しなければならない（法第47条第2項）。

4 気象状況の通知

- (1) 水防管理団体及び一般住民に対する気象状況の通報

県知事は、法10条の規定により、気象台より気象状況の通知を受けたときは、直ちに気象台と常時連絡体制をとるとともに、速やかに水防管理団体等に対しその気象状況を通知する。

この通報を受けた水防管理団体は、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

5 巡視・警戒活動

- (1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して

必要な措置を求めなければならない。

なお、町内の主な河川の水防区及び担当水防分団は次のとおりとする。

水防区	河川名	担当分団
第1水防区	須川、小鶴沢川下流、摺鉢沢川、境ノ目川、その他区域内河川	第1分団
第2水防区	小鶴沢川上中流、沢上川、その他区域内河川	第2分団
第3水防区	後明沢川、その他区域内河川	第3分団
第4水防区	須川、摺鉢沢川、境ノ目川、その他区域内河川	第4分団

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

6 通報・連絡

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

施設管理者の連絡先

河川	連絡先
須川	山形河川国道事務所
小鶴沢川、摺鉢沢川、境ノ目川、沢上川、後明沢川	県村山総合支庁河川砂防課

7 水防資機材の確保

(1) 町は、防災倉庫を設置し、水防に必要な資機材を年次計画により逐次整備しておく。

ア 防災倉庫の位置は次のとおりとする。

山辺町緑ヶ丘5番地、山辺町大字大寺560-9番地（旧第2分団第2部車庫）

イ 防災倉庫に備蓄する資機材は、おおむね次のとおりとする。

品名			
ペンチ	ツルハシ	丸太	鉄ぐい
かま	縫針	木ぐい	塩ビ管

のこぎり	一輪車	竹	シート
なた	土のう	縄	土のう袋
かけや	スコップ	鉄線	土のう用止杭

(2) 資機材の確保と補充

町は、資機材確保のため水防区域近在の資機材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

(3) 県が保有する水防倉庫資機材の貸出要請

河川管理者による町の水防活動への協力として、町は緊急時において、県が保有する水防倉庫資機材の町への貸し出しについて要請する。

8 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならぬ。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として水防管理団体において整備するものとし、県は側面的に援助をなすものとする。（法第41条及び第44条の2）。

水防支部は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退

(1) 退去の呼び掛け

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(3) 避難及び立退

水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

10 災害時の処理

(1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。

また水防団員は、その状況を水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報するとともに応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

(2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

11 応援による水防活動の実施

(1) 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

(2) 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

(3) 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

(4) 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

(5) 指導

消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して消防団の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

12 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは直ちに一般に周知する。

13 浸水想定区域内の高齢者等利用施設における取組み

浸水想定区域内の高齢者等利用施設においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、山形河川国道事務所は、高齢者等利用施設等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行う。

14 指定河川及び水防区

(1) 指定河川及び洪水予報等

ア 国土交通大臣が気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川（法第 10 条第 2 項）及び国土交通大臣指定河川〔（水防警報河川）法第 16 条第 1 項〕

須川下流	左岸	自 山形県山形市飯塚町字中河原 1629 番地先 至 最上川合流点	11,647m
	右岸	自 山形県山形市飯塚町字中河原 165 番地先 至 最上川合流点	

イ 県知事指定河川〔（水位周知河川）法第 13 条第 2 項〕

小鶴沢川	左岸	自 東村山郡山辺町北垣字上堰 30 番地先 至 東村山郡山辺町山辺字車ヶ淵 4362-1 番地先 (須川合流点)	2,860m
	右岸	自 東村山郡山辺町大寺字小鶴沢 436 番地先 至 東村山郡山辺町山辺字渋江川 4653-1 番地先	

ウ 水位危険度と水位

水位危険度レベル	水位	水位の説明
レベル 5	氾濫の発生	
レベル 4	氾濫危険水位	「氾濫のおそれが生じる水位」。洪水予報の氾濫危険情報が発表される場合がある。堤防のないところや低いところでは、河川が氾濫するおそれがある。
レベル 3	避難判断水位	降雨の状況などによっては氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位。洪水予報の氾濫警戒情報が発表され、町から避難情報の発令が発表される場合がある。
レベル 2	氾濫注意水位	水防団が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。洪水予報の氾濫注意情報が発表される場合がある。
レベル 1	水防団待機水位	水防団が水防活動に入る準備を行うための水位。

エ 洪水予報の種類

洪水予報の標題	発表基準
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫の発生（レベル5）
氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4）に到達。
氾濫警戒情報（洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合

オ 指定河川洪水予報

所轄事務所名	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
山形河川国道事務所	須川下流	鮎洗	13.00m	14.00m	15.90m	16.30m
水位危険度レベル			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

カ 水位情報の通知及び周知

所轄事務所名	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
村山総合支庁河川砂防課	小鶴沢川	大寺	0.70m	1.00m	1.10m	1.30m
水位危険度レベル			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

(2) 水防区

気象情報、水位並びに雨量等の通報が迅速確実に連絡され、また、水防員の応援、指導、水防資材の調達、輸送等の活動のための水防区。

水防区	水防区 所在地	電話	県防災行政無線 (電話)	水防担当区域 (主な河川)
山辺水防区	役場庁舎	023-667-1111	7703-101	山辺一円(須川)

(3) 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等

ア 県管理倉庫

支 部 名	関係水防管理団体	所 在 地	建坪	年度
東南村山支部	山形市・上山市・天童市・ 中山町・山辺町	山形市双月町四丁目6の 73地先	35	S45
	山形市・上山市・天童市・ 中山町・山辺町	山形市蔵王成沢西3丁目 15地先	3	H16

第14節 土砂災害等の防止対策

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

1 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

2 町民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により地域住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、地域住民に自主的に避難するよう注意を促す。

3 被害の拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による町民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

（1）二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 監視の継続

町は県と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、地域住民に注意を呼びかける。

また、町は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

（2）施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又は発生するおそれがある場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、町民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の徴候がある場合には、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や浸食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土砂災害危険箇所等の応急措置

土砂災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、国、県及び防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

第15節 消防活動

火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

1 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、次により消火に努める。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け付け通報）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、山形市消防本部及び消防団が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、消防水利、消火器その他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 火災防ぎょ活動

(1) 山形市消防本部による活動

「山形市と山辺町との間の消防事務に関する規約」及び「山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定」に基づき活動を行う。

(2) 消防団による活動

ア 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに車庫（機材置場）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動に当たっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

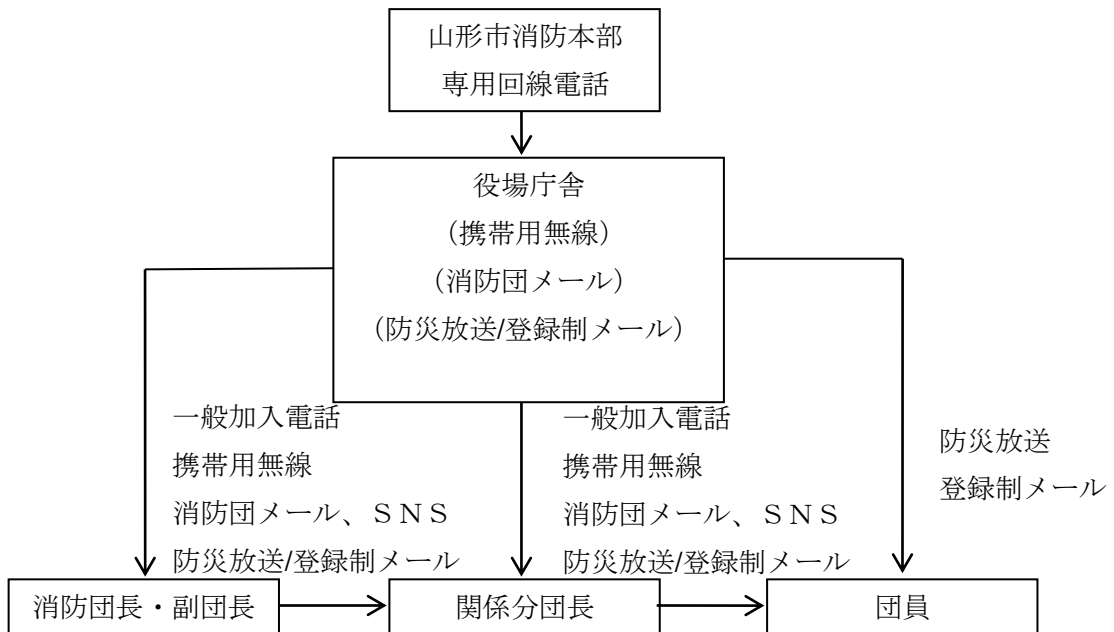
3 広域応援要請

第2編第2章第4節「2 消防の広域応援」を参照する。

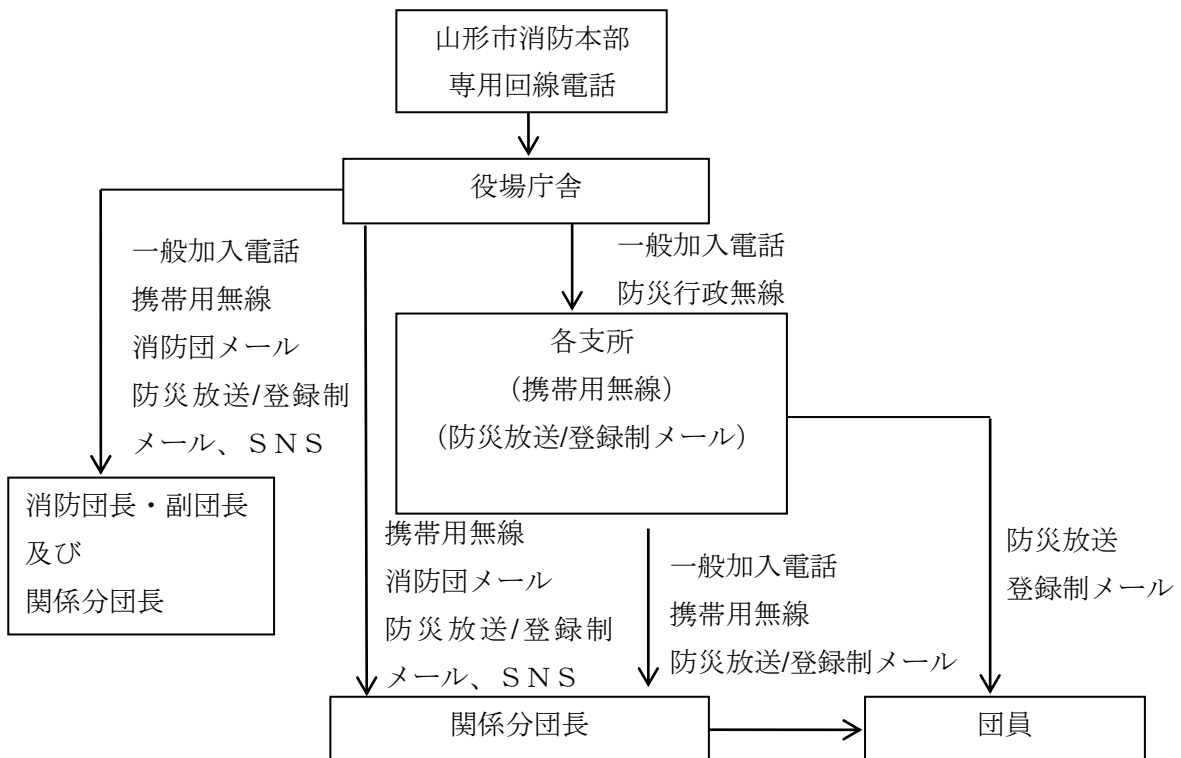
4 山辺町内火災時の連絡体制

(1) 職員の勤務時間内

ア 山辺、大寺、相模地区

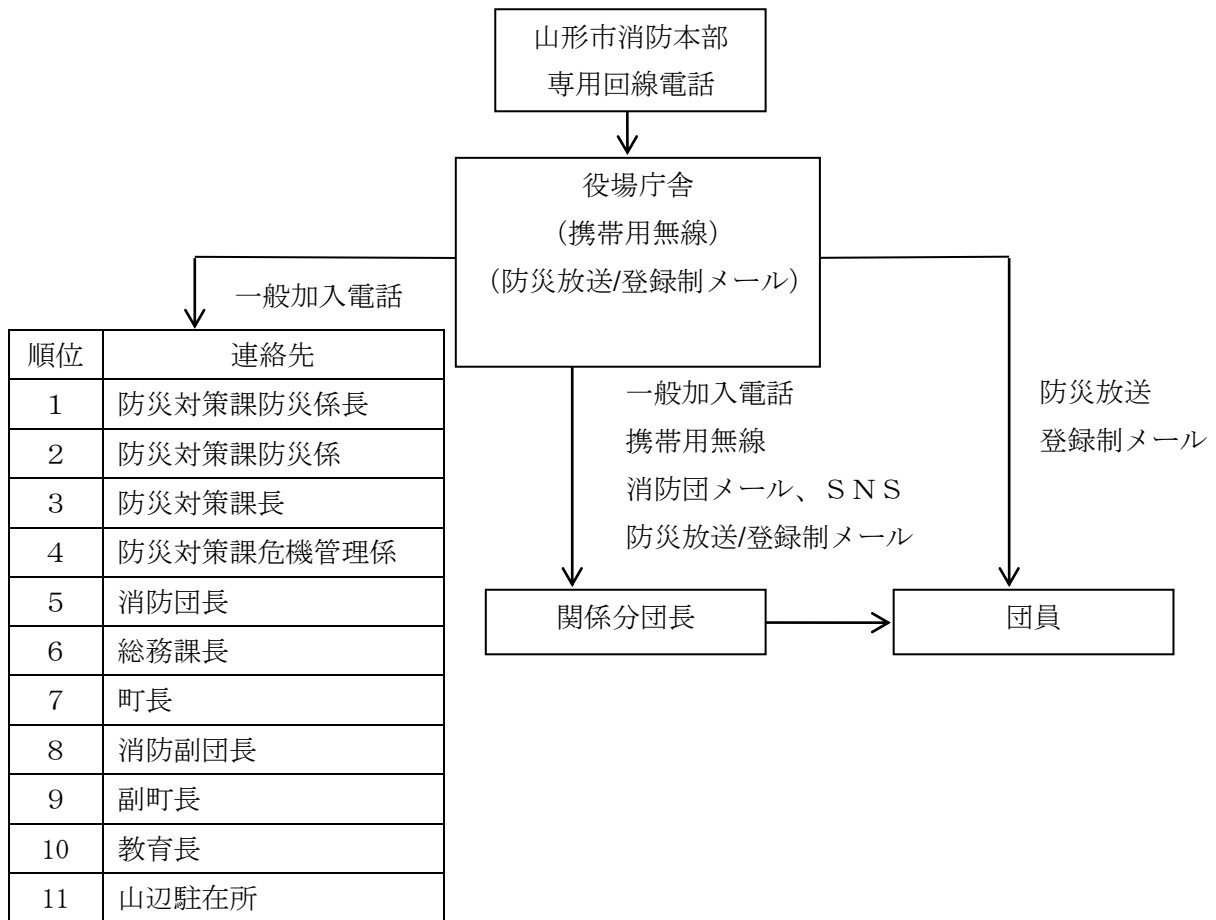


イ 中、作谷沢地区



(2) 職員の勤務時間外及び休日

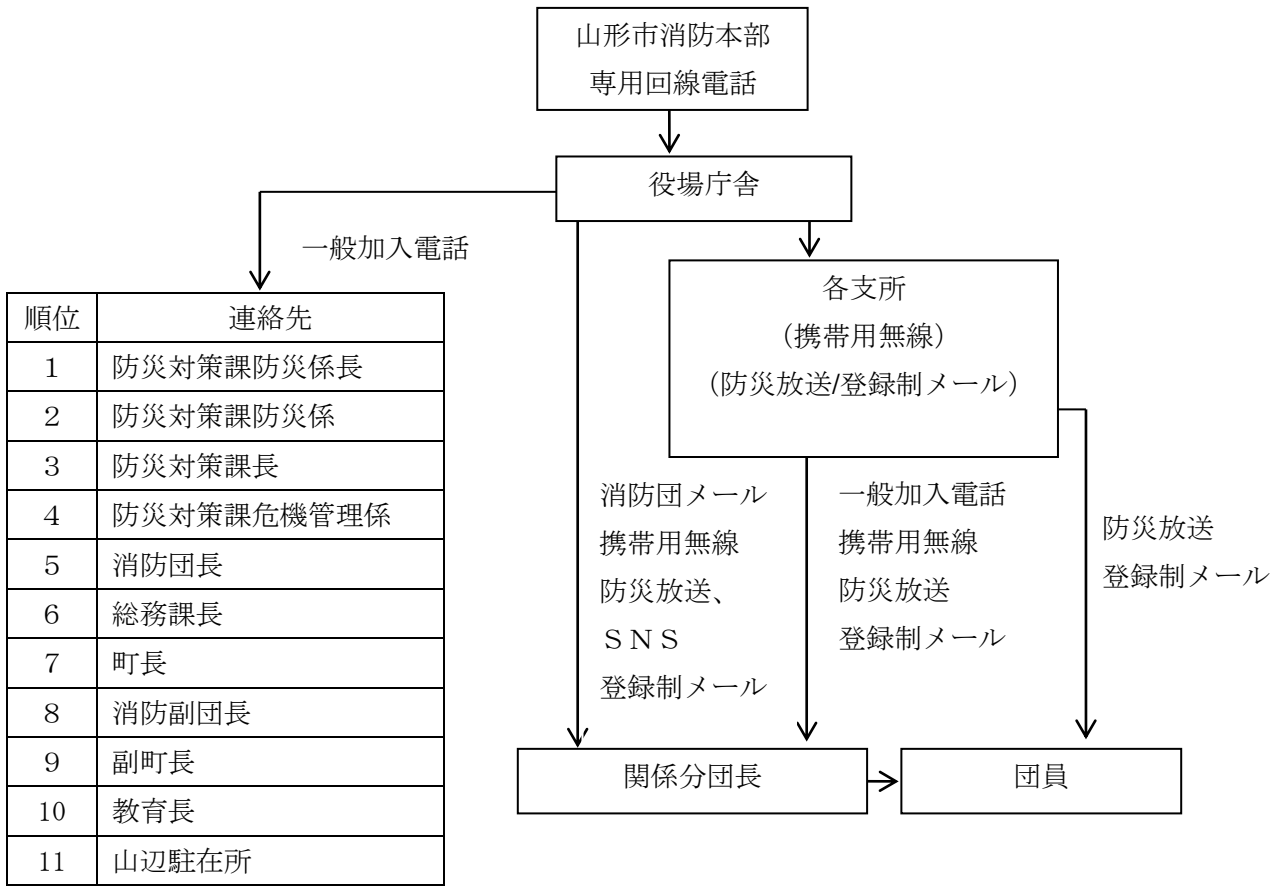
ア 山辺、大寺、相模地区



関係機関

最上川中部水道企業団
東北電力株式会社山形支店
東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター
東日本電信電話株式会社
山形労働基準監督署
村山保健所

イ 中、作谷沢地区



第16節 避難指示、誘導

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に地域住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定める手順等に沿った避難支援を行うことが重要であることから、地域住民の自主的な避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

1 町民等の自主的な避難

町民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

町は、町民等の主体的な避難行動を支援するため、平常時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主避難所の開設

町は、町民の自主避難時に開設する避難所（自主避難所）として、指定避難所から事前に指定を行うものとする。また、自主避難所の開設時期について、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、高齢者等避難（警戒レベル3）発令前の開設に努め、開設した場合は速やかに町民へ伝達する。なお、町は、町民の自主避難について、あらかじめその知識の普及を図る。

(2) 自主避難行動の実施

町民においては、避難情報が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるよう周知を図る。

また高齢者等避難の発令段階から自主的に避難を開始するよう心掛けるものとする。

水平避難・垂直避難を含めた避難行動パターン（以下の表を参照）についても町民へ周知を図る。

安全確保行動	避難所・避難場所の区分		説明
	屋内	屋外	
待避	自宅などの居場所	安全を確保できる場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
垂直移動	自宅の2階 居住建物の 上層階		切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること
水平移動 (一時的)	避難所 知人宅など	公園・広場 高台・高所	その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
水平移動	避難所		住居地と異なる場所での生活を前提とし、指定

(長期的)	知人宅など	避難所などに長期間避難をすること
-------	-------	------------------

(3) 自主避難所の管理・運営

指定避難所から事前に指定を行うものとし、自主避難所の管理・運営については、指定避難所の管理・運営を準用する。

2 行政の避難情報に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難情報を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を防災放送等により、地域住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに地域住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

町長は、町管内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて県警察及び消防団に、町民の避難誘導への協力を要請する。

町は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等発令の実施者

避難指示等の発令は、原則として町長が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難情報を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・ 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の	・ 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・ 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普

	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難情報を実施した場合の通知等
			呼びかけ	段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指 示	4	町長	・ 立退き先の指 示	・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場 合において、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難町民に 対し、直ちにその旨を公示 町長→（報告）→ 知事
		知事	・ 立退き先の指 示	・ 町長がその全部又は大部分の事務を行うこと ができないと認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難町民に 対し直ちにその旨を公示
緊急安 全確保	5	町長	・ 命を守るための 最善の行動をと るよう呼びかけ	・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしてい る場合に、避難のための立退きにより、かえっ て人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、 緊急を要すると認めるとき ※ 町が災害発生を確実に把握できるものではな いため、災害が発生した場合に必ずしも発令 されるものではないことに留意 町長→（報告）→ 知事
避難の 指示等		知事、その命を 受けた県職員又 は水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水の氾濫により著しい危険が切迫してい ると認められるとき （水防法第 29 条） 水防管理者→（通知）→ 警察署長
		知事、又はその 命を受けた県職 員	・ 立退きの指示	・ 地すべりにより著しい危険が切迫していると 認められるとき （地すべり等防止法第 25 条） 知事又はその命を受けた県職員→（通知）→ 警 察署長
		警察官	・ 立退き先の指 示	・ 町長が立退きを指示することができないと認 める場合、又は町長から要求があった場合 （災害対策基本法第 61 条）
				警察官→（通知）→ 町長→（報告）→ 知事

	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				避難情報を実施した場合の通知等
			・避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を 発し、特に急を要する場合、危害を受けるお それがある者に対し必要な限度で避難等の措 置 (警察官職務執行法第4条)
				警察官→(報告)→公安委員会
		災害派遣を命ぜ られた部隊等の 自衛官	・避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にいない場合に限り、「警察官 職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)
				自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

なお、町は、避難情報の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを町民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難情報を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努める。

ウ 町民等への伝達及び避難の実施

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難準備対象地域
- c 避難準備理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等

(ウ) 緊急安全確保の内容

- a 警戒レベル
- b 災害発生区域
- c 災害概況

- d 命を守るための最善の行動をとること
- (エ) 避難の広報
- a 町は、防災放送をはじめ、登録制メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、SNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、町民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難情報を周知・徹底する。
- b 町は、避難行動要支援者への避難情報の発令に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 町は、町民に対する避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- d 町は、危険の切迫性に応じ避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (オ) 防災気象情報と警戒レベル（１～５）相当情報の関係
- 町民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、５段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記された。

警戒レベル	町民が取るべき行動	町民に行動を促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５	既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※ ¹ （※ ¹ 可能な範囲で発令）	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害））	（大雨特別警報（土砂災害））
警戒レベル４	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれ極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（非常に危険））※⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険））※³

警戒レベル	町民が取るべき行動	町民に行動を促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル3	高齢者等は危険な場所から避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警戒 ・洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布（警戒））	・大雨警戒（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布（警戒））
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警戒の危険度分布（注意））	・土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布（注意））
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）			

※3 「極めて危険」については、緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注1) 町が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

また、警戒レベルと避難情報等との関係等は以下のとおりとなっている。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報（例）】
警戒レベル5	既に災害が発生又は切迫している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔町が発令〕	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警戒 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。	避難指示〔町が発令〕	警戒レベル4相当情報

（国土交通省、気象庁、県が発表）

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報（例）】
	公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難にしましょう。		氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 〔町が発令〕	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、町民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害の心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	

（国土交通省、気象庁、県が発表）

注2）各種の情報は、状況が急変することもあるため、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

（オ）避難誘導

町は、河川の増水、土砂災害等が予想され、地域に避難指示を発令し、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、消防機関及び県警察による誘導に当たっては、可能な限り、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン（個別避難計画）等に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、自主防災組織や消防団員等が誘導にあたり、指定避難所等に誘導員を配置して地域住民等を誘導する。なお、緊急を要する避難の実施に当たっては、地域住民が混乱せず、安全に避難できるように努める。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

- b 消防機関は、避難情報が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防団員をもって町民等の避難誘導にあたる。

c 県警察は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ) 避難経路

a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、避難経路の周知・徹底を図る。

b 災害時に避難経路を選択するに当たっては、危険度分布や周囲の状況を検討し、浸水や土砂災害等のおそれのある危険箇所を避ける。

(キ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び県警察等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(ク) 避難順位

a 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者及び避難行動要支援者を優先して行う。

b 浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(ケ) 携帯品の制限

a 携帯品は、必要最少限の食料、日用品、医薬品等とする。

b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

(コ) 危険防止措置

a 避難所の開設に当たって、町長は、避難所担当職員、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

b 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。

(サ) 自主避難の実施

大雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見したりし、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(シ) その他避難誘導に当たっての留意事項

a 要配慮者及び避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、事前に把握された要配慮者及び避難行動要支援者の実態に応じて避難誘導を実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織や避難支援者の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉避難所及び要配慮者利用施設等に事前に移送す

るなどの措置をとる。

b 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町及び山形市消防本部又は県消防防災ヘリコプターにおいて対応する。

(3) 高齢者等避難、避難指示の時期

町長及び水防管理者が実施する高齢者等避難、避難指示の実施時期は、次のとおりとする。

- ア 知事から豪雨、台風等の災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される時。
- イ 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- ウ 河川が避難等に関する判断基準に達し、洪水が生ずるおそれがある時。
- エ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時。
- オ 地すべり、土石流、がけ崩れ等土砂災害に関する判断基準に達した時。
- カ 火災が拡大するおそれのある時。
- キ 豪雪なだれ等により著しい危険が切迫している時。
- ク その他町民の生命又は災害から保護するのに必要とみとめられる時。

(4) 避難情報の判断基準に基づいた避難情報の発令

避難に関する水位等の情報が発表された場合は、以下の避難情報の判断基準に基づき、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断し、高齢者等避難、避難指示を発令する。

ア 避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
高齢者等避難	<p>1：指定河川洪水予報により、須川の鮎洗観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である15.90mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、須川の鮎洗観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である16.30mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：小鶴沢川の大寺観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.10mに到達した場合</p> <p>4：小鶴沢川の大寺観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（1.00m）（レベル2水位））を超えた状態で、次の①②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※</p> <p>①小鶴沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②大寺観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>6：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※4については、河川の状況に応じて①②のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p>

区分	判断基準
避難指示	<p>1：指定河川洪水予報により、須川の鮎洗観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である16.30mに到達したと発表された場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、須川の鮎洗観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合、または、3時間後に氾濫する可能性がある水位を超えることが予想される場合。（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：小鶴沢川の大寺観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.30mに到達した場合</p> <p>4：小鶴沢川の大寺観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（1.00m）（レベル2水位）又は避難判断水位（1.10m）（レベル3水位））を超えた状態で、次の①②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※</p> <p>①小鶴沢川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②大寺観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>6：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※4については、河川の状況に応じて①②のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p>
雨量観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼（国土交通省） ・山辺（山形県）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

イ 避難情報の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p>

区分	判断基準
	3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報 [土砂災害]）がはやおおようされた場合 （災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合
雨量観測所	・大沼（国土交通省） ・山辺（山形県）
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の観測値や各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

3 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第63条)
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限る。(法第63条)
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定。(消防法第23条の2)
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定。(消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定。(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

町長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った町民等がある場合、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 保育所、学校等における避難対策

保育所、学校の児童生徒等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により実施する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位及び編成等
- ウ 避難誘導責任者及び補助員
- エ 避難誘導の要領、措置
- オ 避難者の確認方法

- カ 児童生徒等の保護者等への引き渡し方法
- (2) 社会福祉施設等における避難対策
 - 社会福祉施設等の入所者を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により実施する。
 - ア 避難実施責任者
 - イ 避難の時期（事前避難の実施等）
 - ウ 避難誘導責任者及び補助員
 - エ 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
 - オ 避難所の設定及び収容の方法
 - カ 避難者の確認方法
 - キ 家族等への引き渡し方法
- (3) 在宅障がい者及び一人暮らしの高齢者世帯における避難対策
 - 在宅障がい者及び一人暮らしの高齢者世帯等いわゆる要配慮者及び避難行動要支援者を避難させる必要があるときは、町及び防災関係機関が民生委員・児童委員、避難支援者及び自主防災組織等と連携を密にして迅速な対応を実施する。

5 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

- (1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供
 - 町、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供しよう努める。
- (2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供
 - 町、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等、移手段に関する情報を提供しよう努める。

6 応援協力要請

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設に応援を要請する。

第17節 救助・救急

大規模な地震による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

1 救出対象者

- (1) 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 地震災害のため、行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される、又は生死が不明の状態にある者

2 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

3 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

大規模災害のため、救出を必要とする者が発生した場合において、山形市消防本部の規程に基づき、救助隊を直ちに編成するものとする。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。また、救助に当たっては、救助隊の指揮のもと、場合に応じて消防団員、自主防災組織等の協力も得て行う。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 応援要請

町は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

第2編第2章第4節「2 消防の広域応援」を参照する。

イ 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

4 救助活動の実施

(1) 救助隊の誘導

消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(2) 救助活動の実施

ア 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

ウ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(3) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

山形市消防本部は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県消防救急課に対して搬送調整を依頼する。

6 活動調整

災害対策本部設置時は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、山形市消防本部と連携し、総合調整を行うものとする。

第18節 交通の確保及び規制

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者等及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

1 災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者等は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

3 情報の収集・伝達

道路管理者等は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。

この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

4 道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

5 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

6 緊急輸送道路等の啓開

(1) 道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 通行の障害となる車両の移動
- ウ 仮設橋の架橋

(2) 国道、県道及び町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

7 道路交通施設の応急復旧

応急復旧工事は、施設の重要性や被災状況等を勘案し、道路啓開の後、迅速かつ的確に順次実施する。

第19節 災害警備計画

大規模災害時に、町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町が県警察と連携しながら行う災害警備活動について定める。

1 災害警備活動の実施

(1) 被災者の捜索救助

被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、県警察、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(2) 避難誘導

二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、町災害対策本部と県警察が連携し、避難情報を発令し避難誘導を行うとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(3) 二次災害の防止

町は県警察と連携し、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等について、必要に応じ避難情報を発令する。県警察は、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(4) 交通規制

本章第19節「交通の確保及び規制」により、交通規制を実施する。

(5) 現場警戒

町は県警察と連携し、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(6) 社会秩序の維持

町は県警察と連携し、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(7) 関係機関等との連携

町災害対策本部は、県、県警察及び関係機関と連携し、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

第20節 緊急輸送

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動 (発災直後の初動期)	第2段階の活動 (応急対策活動期)	第3段階の活動 (復旧活動期)
<ul style="list-style-type: none"> ・救助・救急活動、医療活動の従事者及び医療品等人命救助に要する人員物資の輸送 ・消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資の輸送 ・被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者の輸送 ・自治体の職員等及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに物資の輸送 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要の人員・物資の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水等生命の維持に必要な物資の輸送 ・傷病者及び被災者の被災地域外への移送 ・応急復旧等に必要の人員・物資の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・第2段階の続行) ・災害復旧に必要な人員・物資の輸送 ・生活必需物資輸送 ・郵便物の輸送 ・廃棄物の搬出

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

町長は、各道路管理者及び県警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送路」に指定されている道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、避難施設、医療施設、駐在所など）を結ぶ道路を緊急輸送路とし、災害対策を進める。

イ 車両の確保

- (ア) 町所有車両等の確保
車両等の把握、管理は、総務課が行う。
町所有車両等は、資料7-1のとおりである
- (イ) 町所有以外の輸送力の確保
町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、企業所有の車両を借上げるなど、輸送力確保に努める。
- (2) 鉄道輸送力の確保
道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関(東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)に要請し、輸送力を確保する。
- (3) 航空輸送力の確保
陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に輸送が必要となったときは、「山形県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「自衛隊災害派遣要請依頼計画」により県に要請依頼する。
ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。
 - (ア) ヘリコプター使用の目的及びその状況
 - (イ) 期間及び活動内容
 - (ウ) 発着地点又は目標地点イ ヘリコプター発着場所を定めておく。(資料7-3参照)
- (4) 人力による輸送の確保
人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第9節「労働力の確保」による。

3 応援要請

町は、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして、県又は他の市町村に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要な事項

4 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 災害救助法に基づく措置

- (1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。
 - ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救援用物資のための輸送

カ 死体捜索のための輸送

キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用させる輸送費は、本町における通常の実費とする。

(3) 応援救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

第21節 医療救護

大規模な災害が発生した場合の困難な条件下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、応急的な措置を講じ、町民の保護を図る。

1 医療救護の実施

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療を受けられなくなった者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内に分べんした者であって災害のため助産を受けられなくなった者

2 医療救護班の編成

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、次のとおり医療救護班を編成し行う。

医師	看護師又は町保健師	自動車運転手	計
1人	3人	1人	5人

3 医療救護班の派遣要請

- (1) 町長は、町の能力のみでは対応できないときは、県に対して医療救護班の派遣を要請する。
- (2) 町長は、派遣された医療救護班に対し、救護活動が効果的に行われるよう適切な指揮をとる。
- (3) 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品衛生資材等の不足のため医療を実施できない場合には、医師会、自治体、医療機関等の協力を得て被害の少ない医療機関又は被害の少ない地域の医療機関に移送して治療する。

4 医療救護班の活動

医療救護班は、傷病者の救護にあたるため、次の活動を重点的に行う。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難者等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

5 医療救護所の設置

大規模な災害が発生した場合に、町は、災害の規模と傷病者の発生状況により、必要と判断した場

合は、避難所となる公民館等に医療救護所（資料8-2参照）を設置する。その際、災害の状況や避難所の設置状況等に応じて、医療救護活動に適した場所に設置する。

医療救護所に必要な医療従事者については、協定等に基づき確保するほか、県に対し日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

6 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、医師会等関係団体・機関等と連携し、町民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災からおおむね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口になる。

また、救急救命期以降においては、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、(一社)天童市東村山郡医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

(ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること。

(イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること。

(ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること。

(エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。

(オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること。

エ 被災地内の災害拠点精神科病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- (ア) 24 時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること
- (イ) 急性期の精神障がい者の優先受入及び診療を実施すること
- (ウ) 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること
- (エ) D P A T活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること
- (オ) 他関係機関との調整を図ること

オ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して 24 時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、さらに後方の医療機関等への搬送手続を行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

カ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入拠点として、24 時間応急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

キ DMA T（災害派遣医療チーム）指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

ク D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたD P A Tは、県の要請等により県外から派遣されるD P A Tとともに、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整の下、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

ケ 被災地外の一般医療機関

- (ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。
- (イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

7 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品、医療資機材等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する。
- (2) 町内において医薬品、医療資機材等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達斡旋を要請する。

8 負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等を医療施設へ搬送する方法は、おおむね次のとおりとする。
- ア 山形市消防本部救急車による搬送
 - イ 町公用車による搬送
 - ウ 前記において、対応能力に限界がある場合は、関係機関へ応援を要請する。
 - エ 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要となった場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請する。
- (2) 負傷者等の搬送に当たっては、受入医療機関との連絡を密に行う。

第22節 要配慮者への緊急支援

大規模災害時には、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は県及び関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 高齢者、障がい者対策

災害時には、要配慮者である障がい者、介護を必要とする高齢者、高齢者のみの世帯、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難指導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、町は民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。また、必要に応じて県、隣接市町等へ応援を要請する。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 災害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、災害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発令し、町が定める要配慮者避難支援プラン（個別避難計画）等に基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン等に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、町内会、近隣住民、自主防災組織、避難支援者等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師や地域包括支援センターの職員等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、近隣市町又は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

町は、県と連携し被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、保健師や地域包括支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、町等から避難情報が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ山形市消防本部等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は、上記（１）に準じ避難を実施する。

（３）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。
また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（４）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

4 外国人の援護対策

（１）外国人の救護

町は、自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

（２）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

町及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制の整備をする。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】		
○避難行動要支援者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	避難行動要支援者
○避難情報の周知 ・避難行動要支援者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	避難行動要支援者
○避難 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難 ・必要に応じて傷病者、障がい者、児童等を車両により移送	町、関係機関	避難行動要支援者
○避難所での生活環境の整備 ・避難所、福祉避難所の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設	町、県、関係機関	要配慮者

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p>置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 <p>○情報提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸情報機器等による情報伝達 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 <p>○医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等への緊急受入、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者からの優先的な受入 <p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 	<p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p> <p>町、県</p>	<p>高齢者、障がい者、外国人</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・配分</p>	<p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【保健衛生、防疫等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p>	<p>傷病者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定等の調整 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 	<p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、</p>	<p>要配慮者</p>

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・ 応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>要配慮者利用施設等</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等</p>	<p>要配慮者</p>

第23節 竜巻・突風対策計画

特殊な気象条件下において、竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

1 竜巻等の激しい突風に関する知識の普及啓発

竜巻等は積乱雲の下で発生する。しかし積乱雲の下で必ず竜巻等が起こるのではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻等の激しい突風の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、災害が発生するおそれがあるときは、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻等の激しい突風における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻等の激しい突風に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 町民への啓発

町及び関係機関は、竜巻等の激しい突風災害のメカニズム、突風災害の特徴、過去の被害の実績、個人の身の守り方を広報し、町民への啓発を図る。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・(頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの町民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻等の激しい突風に対する対策

(1) 竜巻注意情報等気象情報の取得

竜巻等の発生メカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、「竜巻注意情報」を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、庄内、最上、置賜）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、庄内、最上、置賜）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

＜事態安定期の応急対策＞

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

第24節 避難所の開設・運営

災害発生時に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

1 避難所の開設

(1) 一般の避難所の開設

町は、町民に避難情報を発令した場合、又は避難場所に避難した町民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所（資料6-2参照）の管理者に連絡するとともに、速やかに事前に指定した避難所担当職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設・運営に努める。この際、避難者の過密抑制など感染症対策を考慮した開設・運営に努める。

なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

- ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
 - イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス等感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
 - ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。
 - エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
 - オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 福祉の避難所の開設

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のためにあらかじめ指定している福祉避難所(資料6-3参照)を必要に応じ開設し、一般の避難所から誘導を図る。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅等を避難所として借上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

町は、避難町民の代表者等と協力して、避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営管理チームのリーダー及びサブリーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダー(サブリーダー、運営班長、班員)として選出する。

ウ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料品(パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの)

(イ) 毛布

(ウ) 日用品(マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸)

(エ) 医薬品(消毒液、常備薬、救急箱等)

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ(冬期の場合)

(キ) 簡易トイレ(トイレットペーパー)

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

町は、避難所と災害対策本部等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町及び県は、避難者の事情により避難所外の在宅避難や車中泊等を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等に

よる巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに町民等に周知徹底するとともに、警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所のリーダー等と協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社から派遣された奉仕団とも協力し、物資・サービスの提供に努める。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し、又は県に斡旋を依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難所等へ再避難させる。また、必要に応じ自衛隊の派遣を県に要請する。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡すると

ともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者及び避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意点

- (1) 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合は、「避難所開設運営マニュアル」を基準として対応する。また、獣医師会や動物取引業者等から必要な支援が受けられるよう、平常時から連携に努める。
- (2) 外国人、旅行者、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情を勘案しつつ、適切に受け入れることとする。
- (3) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (4) 町民の避難が数日以上にわたる場合、避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

また、県は、町を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救助を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、男女の違いによる配慮の必要性、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

- (ア) 避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。
- (イ) 感染症予防、急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導に留意する。

イ 衛生、給食及び給水等対策

- (ア) 入浴機会の確保、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) 配食等に当たっては、管理栄養士の関与に努める。
- (エ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

エ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- (イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

オ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営管理チームへの参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

カ 男女のニーズの違い等に配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努める。

また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明の増設や、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

キ 各機関への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会、NPO及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 町民の心得

避難所に避難した町民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 避難所の運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

第25節 食料の供給

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町及び県が実施する災害応急対策について定める。

1 食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料（資料9-1参照）の放出を行うとともに、不足する場合は、町商工会、農業協同組合、流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」（資料2-4参照）に基づき、被災地域応援調整市（寒河江市）を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び他の市町村からの応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じて可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 炊き出し

町は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊き出しは原則として、避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

イ 炊き出しは必要に応じ、避難所の運営管理チームに協力を求める。

ウ 炊き出し施設、器材は、避難所等に備え付けのもの等を使用する。

エ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部及

びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 配分

被災住民への食料配分は避難所の運営管理チームの協力を得て行う。実施に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 町民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

2 食料の輸送

(1) 物資拠点の指定及び管理

ア 屋内ゲートボール場（すば一く山辺）を物資拠点（以下、本節において「地域内輸送拠点」という。）として活用し、調達した食料の輸送体制を確保する。

また、第2の地域内輸送拠点を山辺町民総合体育館とし、町が開設する避難所へ輸送する。

イ 地域内輸送拠点には管理責任者等を配置し、食料管理に万全を期する。

(2) 輸送

ア 町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空路輸送を県に対して要請する。

イ 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は町が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。

(3) 国によるプッシュ型支援の実施

国は、県及び市町村が必要とする食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町は、必要な情報を可能な限り国に提供し、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集に努める。

3 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第29節「防疫・保健衛生対策」による。

第26節 給水

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町、県及び水道事業者（最上川中部水道企業団）が実施する災害応急対策について定める。

1 活動体制の確立

町は、県及び水道事業者と相互に連絡調整を図りながら、応急体制を確立する。

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を整える。

- (1) 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

2 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 町民からの通報による配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

3 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講ずる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

4 応急対策

町、県及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

町、県及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応急給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(エ) 備蓄飲料水

町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資機材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、災害による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

また、町は、山辺小学校プールの水を浄化し、生活用水等として利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

中山間地域へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中層住宅の利用者への給水に当たっては、町民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、その他の給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を徹底する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(3) 町民への広報

町及び水道事業者は、町民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料

水の衛生対策等について広報し、町民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 町及び水道事業者は、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災放送、防災無線、ホームページ、SNS及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

町及び水道事業者は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びホームページ、SNS等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び町民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡調整を確立する。

第27節 生活必需品の供給

被災した地域住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等の物資を町民等に供給するための対策について定める。

1 町が行う調達及び配分

(1) 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資（資料9－1参照）の放出を行うとともに、不足する場合は、流通業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し、必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」（資料2－4参照）に基づき、被災地域応援調整市（寒河江市）を通じて応援要請を行う。

イ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

ウ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(2) 調達生活必需品等物資品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、歯ブラシ等）

ク 生理用品、介護用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品物資の配分は、避難所の運営管理チームの協力を得て行う。実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 町民への事前周知等による公平な配分

イ 要配慮者への優先配分

ウ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

2 物資の輸送

(1) 物資拠点の指定及び管理

ア 屋内ゲートボール場（すば一く山辺）を物資拠点（以下、本節において「地域内輸送拠点」という。）として活用し、調達した物資の輸送体制を確保する。

また、第2の地域内輸送拠点を山辺町民総合体育館とし、町が開設する避難所へ輸送する。

イ 地域内輸送拠点には管理責任者等を配置し、管理に万全を期する。

(2) 輸送

ア 町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空路輸送を県に対して要請する。

イ 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は町が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。

(3) 国によるプッシュ型支援の実施

国は、県及び市町村が必要とする食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町は、必要な情報を可能な限り国に提供し、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集に努める。

第28節 防疫・保健衛生対策

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

1 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、次の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

2 活動体制の確立

- (1) 巡回保健班の編成

町は保健所と連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

3 防疫及び保健衛生資器材の確保

町は防疫及び保健衛生資器材が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

4 保健衛生対策の実施

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

- (1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

（２）避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の管理責任者・運営担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア 食生活の状況（食中毒の予防）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、トイレ（仮設トイレを含む。）等の清潔

キ プライバシーの保護

（３）防疫対策

ア 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

（ア）パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの消毒を指導する。

（イ）道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

（ア）直ちに保健所に報告し、その指示に従って、感染症患者等の入院勧告又は入院措置を行う。

また感染症患者等と接触した者に対する疫学調査や検便等の健康診断等を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

（イ）町は、県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

ウ 臨時予防接種の実施

町は、県の指示により、感染症のまん延防止上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を実施する。

（４）栄養相談・栄養指導

町は、保健所と連携して、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持を指導する。

ウ 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施する。

エ 特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導する。

(5) 食品衛生対策

町及び保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、次の活動を行う。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

町の被災地区への緊急食品の監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

保健所と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取扱状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(6) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、保健所等関係機関や精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

状況により、県にDPAT及び心のケアチームの派遣を要請する。

5 被災動物対策

町は、動物の愛護と町民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導する。

第29節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、山辺町災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

町及び県は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 町及び県は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平常時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるものとする。

イ 町及び県は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(3) 町の措置

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘察し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給の拠点としても活用することとする。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高

いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設については、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源を設置するよう努めることとする。

ク 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

ケ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2 ごみ処理

(1) 町の措置

町は、次によりごみ処理を実施する。

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うよう事務組合に要請する。

ウ 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

エ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

オ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員や収集運搬車両が不足する場合、また、ごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。なお、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

3 し尿処理

(1) 町の措置

町は、次によりし尿処理を実施する。

- ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。
- イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うよう事務組合に要請する。
- ウ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- エ くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。
- オ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- カ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員や収集運搬車両が不足する場合、また、し尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。なお、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第30節 遺体等の捜策及び処理等

大規模な災害に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する多数の遺体について、主として町が実施する災害応急対策について定める。

1 遺体等の捜索

- (1) 町、県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の捜索を行う。
- (2) 町は、県に対して、捜索の対象人員、捜索地域及び捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に捜索活動への応援要請を行うよう県知事に依頼する。

2 遺体の処置等

町は、死亡した者について、次の範囲において、遺体に関する処置を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに確保するよう努める。

(1) 遺体の安置

ア 町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・安置するとともに、県及び県警察と連携のうえ、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所として使用可能な場所

名称	所在地	管理者	電話番号
旧山辺中学校	山辺 3700	町教育委員会	667-1115
旧鳥海小・中中学校	大蔵 1100	町教育委員会	667-1115

(エ) 上記の場所を使用できない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ町民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

町は、山形県医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 町は身元不明の遺体について県警察その他関係機関に連絡し、その取扱について協議する。

イ 町は、身元確認の結果として、身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。また、

被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取扱う。

3 遺体の埋葬・火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の火葬や埋葬を行う。
- (2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。
- (3) 町は、死亡者が多数のため、通常の手続では遺体の腐敗等公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きの簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。
- (5) 火葬場及び埋葬場所
 - ア 火葬場
町には火葬場がないため、山形市斎場等で行う。
 - イ 埋葬場所
埋葬場所は、各地区の寺院の墓地とする。

4 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬の実施が困難な場合は、近隣市町等又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第31節 住宅の供給確保

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等の斡旋等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

1 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、県の協力を得て災害により住家に被害が生じた場合、罹災証明書等の発行、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 住家被害状況調査（住家の被害の程度等）

イ 避難場所の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

エ 被災建築物応急危険度判定調査

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 町は、被災建築物応急危険度判定の実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定調査

敷地の被害の状況により、町は、県による各種支援のもと、宅地の危険度判定を行う。

カ 住家被害認定調査

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

また町は、家屋の被害認定の担当者のための研修会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

- コ 住宅に関する県への要望事項
 - サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項
- (2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、町民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

- (3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

2 応急仮設住宅の提供

住家に被害を受けた被災者の収容対策としての応急的な住宅の確保については、災害救助法が適用され、知事より救助の種類として必要と認め指定された場合県が実施するが、知事からの通知で町長がその事務を行うこととなった場合等において町が行い、暫定的に住生活の安定を図る。

- (1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、町の被害の程度や町民の経済的能力、町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

- ア 民間賃貸住宅の借上げ

- (ア) 借上方法

- a 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給するものとする。
- b 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

- (イ) 入居者への配慮

借上住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、町民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

- イ 応急仮設住宅の建設

- (ア) 建設用地の選定

次の事項に十分留意して建設用地を選定する。

- a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の

設置についても検討する。

- b 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
- c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。
- d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 規模及び費用

- a 応急仮設住宅一戸あたりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。
- b ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- c また、建設資材を県外調達等したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

(ウ) 建設の時期

- a 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- b ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 応急仮設住宅は、所定の基準により建設する。

(イ) 応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業関係団体等に対し協力を要請する。

(ウ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

エ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 住民登録を行っている者
 - (d) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。
また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。
- b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮

するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

オ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、町民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 公営住宅、民間賃貸住宅の空家等の斡旋等

県、町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋等できるように努める。

3 被災住宅の応急修理

被災した住宅の応急修理については、災害救助法が適用され、知事より救助の種類として必要と認め指定された場合県が実施するが、知事からの通知で町長がその事務を行うこととなった場合等において、県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、1か月以内に完了するように努める。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の救助の事務の一部を委任された町長は、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産がない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

4 住宅建設資機材等の確保

町は、応急仮設住宅の建設等に当たって必要があるときは、所管の森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

5 建物関係障害物の除去

災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、建物関係障害物の除去については、災害救助法が適用され、知事より救助の種類として必要として認め指定された場合には県が実施するが、知事からの通知で町長がその事務を行うこととなった場合等において、町が行い、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内とする。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の事務の一部を委任された町長は、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産がない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第32節 文教対策

災害時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

1 学校の応急対策

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

学校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。町・県教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学級生徒等については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に下校させる。交通の混乱等により直ちに下校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、学校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

イ 災害時の安全確保

(ア) 在校時の措置

災害後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

(イ) 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方

不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(ウ) 勤務時間外の措置

学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）で、あらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(エ) 下校及び休校の措置

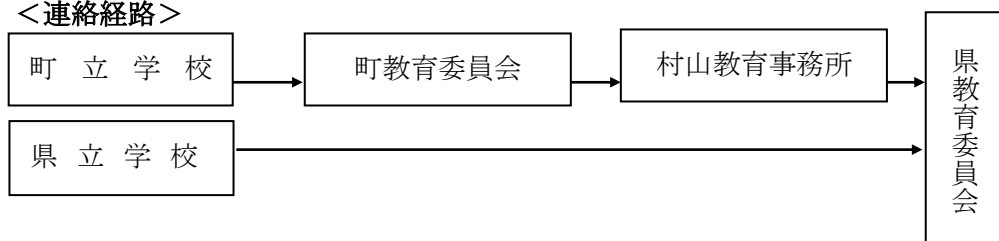
児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、中学生以上の生徒については帰宅経路等の安全を確認したうえで、生徒を速やかに下校させる。幼稚園児、小学生及び特別支援学級生徒等については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、下校後、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

学校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

<連絡経路>



2 応急教育の実施

(1) 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

(2) 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
 - 例 公民館、体育館等
- イ 災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

ウ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 県及び近隣市町等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の派遣

3 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(1) 学用品の供給

ア 供給対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品をそう失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

イ 学用品の品目

- (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- (イ) 文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 供給の方法

- (ア) 町教育委員会は、速やかに供給対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- (イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具、通学用品及びその他の学用品については15日以内に支給完了する。
- (ウ) 学校長は、配付計画を作成し配付する。

(2) 調達

町教育委員会は、供給対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

4 学校給食対策

- (1) 学校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町長と協議し速やかに復旧措置を講ずる。
- (2) 学校給食用物資は、公益財団法人山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合、県教育委員会に対し斡旋を依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

- (3) 災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

5 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
- (2) 避難所に避難所担当管理者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- (3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、必要な協議を行う。

6 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

7 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により身の安全を確保することを呼びかけるとともに、施設内の入館者等に施設内外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

8 文化財の応急対策

- (1) 県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災

の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

(2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

(3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第33節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン関係事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第27節「給水」による。

2 下水道施設対策

災害に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

(1) 活動体制の確立

災害が発生した場合、速やかに被害情報を把握し、復旧活動を行えるよう活動体制を確立する。

ア 広域応援要請

災害による被害の規模が大きく、町のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

イ 被災状況の把握及び広報

(ア) 段階ごとの被災調査

町は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等をもとに、被害状況の的確な把握に努めるため、災害による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

a 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

b 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

c 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(イ) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、町民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は町へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

(2) 応急対策

上記2-(1)-イの調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂しゅんせつ及び仮設配管の布設等を行う。

ア 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、マンホールトイレや各避難所に仮設（簡易）トイレを設置する。仮設トイレはリース業者等より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

町内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早期に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、町内及び近隣市町の関係業者から調達するが、状況によっては知事に対し資材及び技術者の斡旋を要請する。

(5) 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。

3 電力供給施設対策

(1) 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

ア 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

イ 要員の確保

(ア) 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。
各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

(イ) 山形電力センターのみで対応が困難な場合は、他事業所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

ウ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ 広報体制の確立

断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、平常時から町民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(3) 応急対策

ア 復旧資材の確保

(ア) 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 災害対策組織相互の融通
- c 他電力会社からの融通

(イ) 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

(ウ) 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

イ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

エ 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

(4) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 復旧作業の日程

(オ) 仮復旧の完了見込み

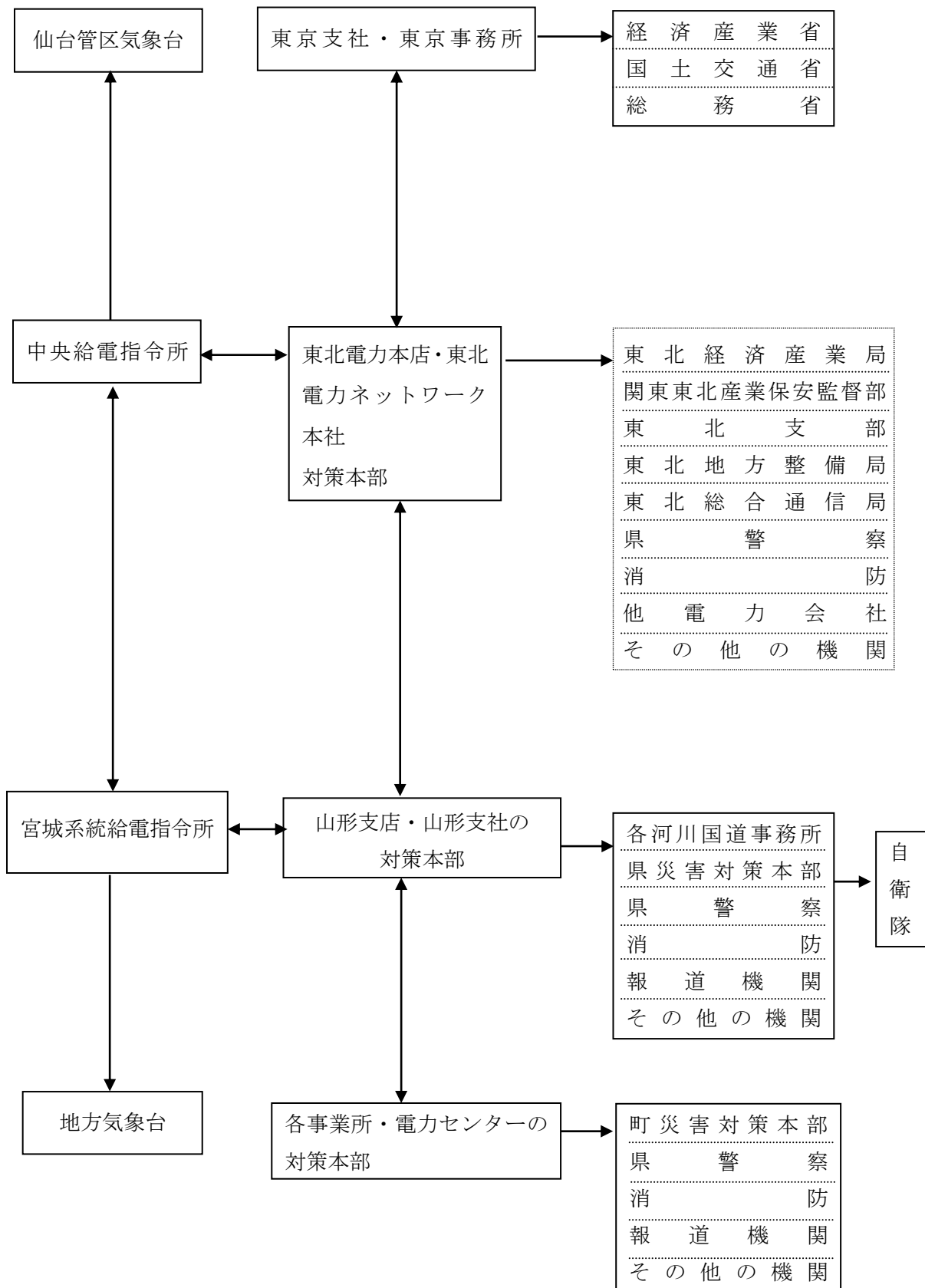
(カ) 宿泊施設、食料等の手配

(キ) その他必要な対策

イ 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、医療機関、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

<東北電力株式会社・東北電力ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路>



4 電気通信施設の災害予防対策

(1) 計画の概要

災害時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

(2) 応急対策

ア 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

イ 災害時組織体制の確立

災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

ウ 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

(ア) 全社体制による応急復旧要員等の非常招集

(イ) 関連会社等による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

オ 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

カ 災害対策用機器等の配備

災害時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線通信装置

(ウ) 非常用電源装置

(エ) 応急ケーブル

(オ) その他応急復旧用諸装置

キ 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

5 液化石油ガス施設対策

(1) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者及び簡易ガス供給者

(2) 実施内容

災害が発生した場合、液化石油ガス販売事業者及び簡易ガス供給者は、次により応急措置等を行うものとする。

ア 応急対策

各供給先における被災状況を速やかに調査点検して被災状況を把握し、容器、供給設備及び消費設備への応急措置を実施する。

イ 保安の確保

ガス設備が火災等により危険な状態になった場合は、容器を撤去し、爆発、流失等のない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

ウ 通報及び警報

県警察及び消防機関へ災害発生を直ちに通報するとともに、必要があるときは付近の町民に避難するよう警告する。

エ 利用者への広報

事業者は、近隣の町民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、近隣の町民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 応援協力関係

液化石油ガス販売事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難な場合は、他の販売事業者、一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に応援を要請し、又は県に要員の確保について応援を要請する。

第34節 危険物等施設応急計画

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、山形市消防本部、町、県警察、県及び関係機関に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 町民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、町民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の対策

危険物等取扱事業所は、災害時の保安体制の確立、防火訓練の実施、防災資機材の整備、災害に備えた必要な措置を行う。

(5) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物等施設に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 町内で危険物を移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の町民に避難等の警告を行うとともに、山形市消防本部及び県警察等に連絡する。

イ 町等

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、山形市消防本部、施設関係者及び町等関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、町民への広報や避難のための立ち退きの指示又は勧告を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

2 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、高圧ガス容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の町民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

3 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難情報の措置を講ずる。

- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質（石綿を含む。）等が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第35節 義援金品・義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金・義援物資を円滑かつ適切に受入れ及び配分するために、町及び県等が実施する対策について定める。

1 義援金

(1) 受入体制の周知

町は、県及び日本赤十字社山形県支部と協力して、義援金の受入れが必要と認める場合は、政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。天童市では「ふるさとチョイス」も含めている。

(2) 受入

町は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

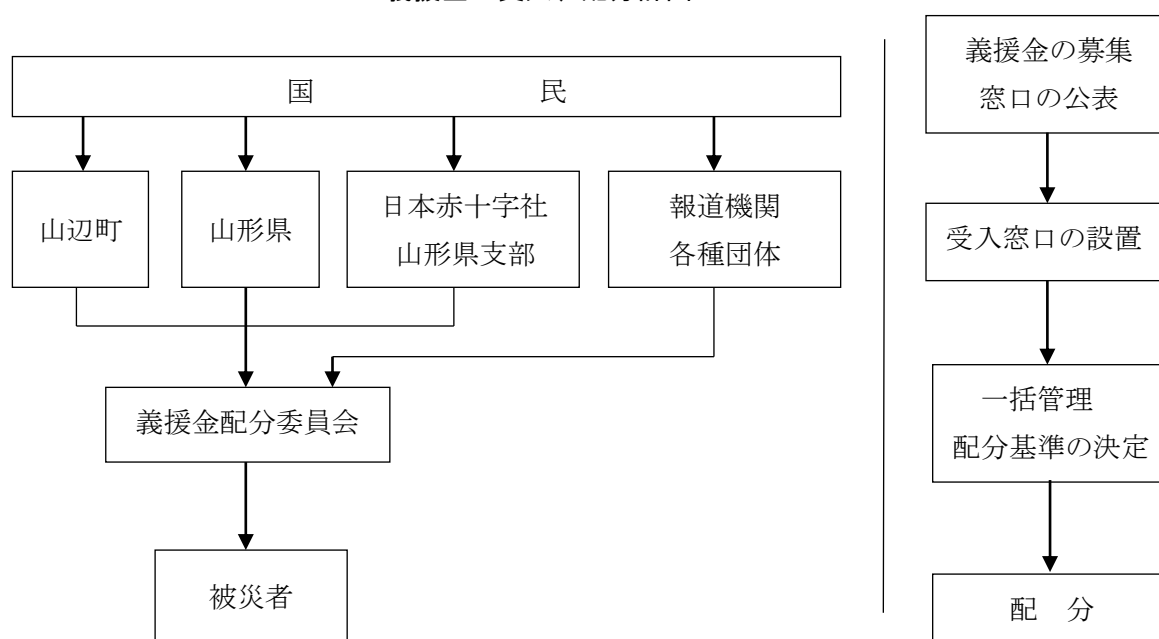
(3) 配分

ア 町は、県、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、町社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 町、県及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金については、速やかに義援金配分委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

義援金の受入、配分計画フロー



2 義援物資

(1) 受入の基本方針

町及び県は、必要に応じて義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 受入体制の周知

町及び県は、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、政府本部又はホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努めるとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入れの必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

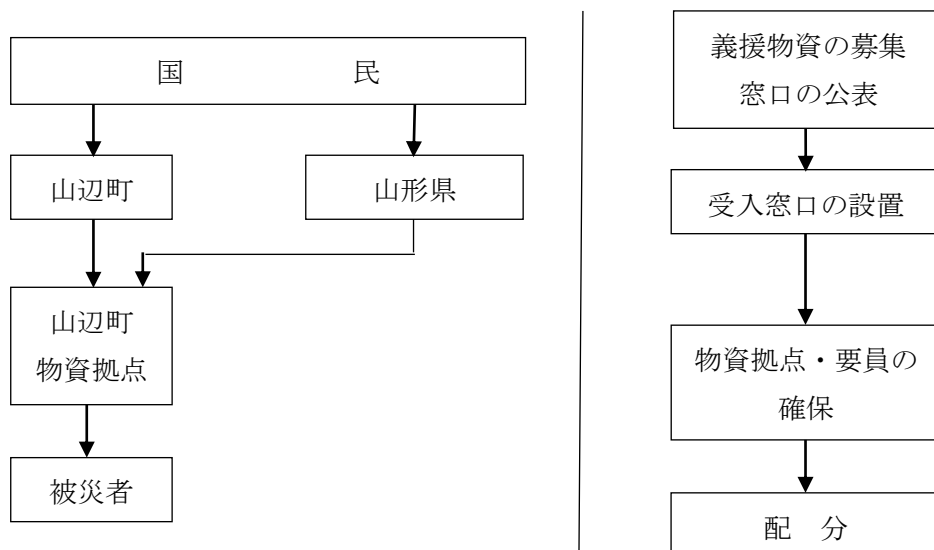
(3) 受入及び保管

町は、次により義援物資を受入れる。

- ア 受入・照会窓口を開設する。
- イ 受入要員を確保する。
- ウ 義援物資輸送、保管に適した物資拠点を確保する。

(4) 配分

- ア 自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。
- イ 物資拠点から避難所への輸送は、町が行う。
- ウ 県の広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県が対応する。
- エ 地域内輸送拠点から避難所への輸送は町が対応する。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合には、広域物資輸送拠点から避難所までは県が対応する。



第36節 農林漁業災害の応急対策

大規模災害による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、町、県及び農林漁業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

1 被害状況の把握

町は、農業協同組合、森林組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

2 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農家及び農業協同組合等に対し、災害による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

畜産農家及び農業協同組合等に対し、災害による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による町民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

林家及び森林組合に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

(4) 水産物及び水産施設

水産業者等に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

ア 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

3 農林水産業の災害応急対策

町及び県は、農林漁業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町及び県は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

ア 農作物の病害虫発生予防措置

イ 病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
 - オ 種苗の供給体制の確保
- (2) 家畜及び家畜飼養施設
- 町及び県は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。
- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受入体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形中央農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
 - イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
 - ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
 - エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）
- (3) 林産物及び林産施設
- ア 町、県及び森林管理署は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。
 - (ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
 - (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
 - (ウ) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
 - (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
 - (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
 - イ 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。
- (4) 水産物及び水産施設
- ア 町及び県は、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。
 - (ア) 施設の応急修繕
 - (イ) 応急対策用資材の円滑な供給
 - (ウ) 養殖水産物の移送
 - (エ) 水産物の廃棄処分

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

大規模災害は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、町民生活の混乱及び経済的に大きな損失を発生させる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

町及び県は被災状況や地域特性を考慮し、迅速な原状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、町内部だけでなく外部の有識者や専門家及び町民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画について配慮する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

3 公共施設等災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の町民生活の安定と生活環境の整備を効率的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対し報告する。

(3) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(4) 事業の実施

町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(5) 災害復旧事業の種類

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 農林水産業施設等災害復旧事業
- ウ 文教施設等災害復旧事業
- エ 厚生施設等災害復旧事業
- オ 都市施設災害復旧事業
- カ 公営住宅等災害復旧事業
- キ その他の災害復旧事業

(6) 災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう県と協議しながら適切な措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づく主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- オ 廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱
- カ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ク その他（激甚法）

4 災害復興計画

(1) 復興計画の基本方針の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(2) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関

係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、町民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての町民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

特定大規模災害の復興に際しては、町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。また、町は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 復興事業の実施

ア 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

イ 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

(ア) 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

(イ) 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

(4) 復興に関する町民合意の形成

復興を迅速かつ円滑に推進するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

5 民間活力の積極的活用

公共事業のみならず、民間部門による住宅建設など、積極的に民間活力の導入を促進するための支援措置や規制緩和等について、国や県の協力を得ながら推進する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は県及び防災関係機関の協力を得て、災害により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策についてを講ずる。そのために必要となる本編第2章第3節「災害救助法の適用に関する計画」で定めている「被災者台帳」の整備を早急に行う。また、「被災者台帳」整備をスムーズにするため平常時から県等と連携を図って万全を期す。

1 被災者のための相談

(1) 相談の開設、広報

ア 町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

町の設置する相談所：役場庁舎及び避難所等

イ 町民に対し、防災放送、町ホームページ、SNS、登録制メール、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関の協力のもとに放送により周知を図る。

エ 放送法に規定する「臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」（臨時目的放送）として、臨時災害放送局の開設又はこれに準じた放送方法の実施に努める。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金等の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

(3) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

各種支給・貸付制度の概要は、資料17-1～17-8のとおりである。

3 被災者生活再建支援法による支給

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用

して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

4 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付（資料 17－6 参照）

(2) 災害公営住宅の建設

町は県と連携し、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建築計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 町及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

5 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

6 罹災証明書の発行

町は、山辺町罹災証明書交付要綱に基づき、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、罹災証明書については、手数料を徴収しない。

7 租税の特例措置

町及び県は、災害により被災者の納付すべき地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

8 雇用の確保等

町及び県は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、山形公共職業安定所の協力を得て職業の斡旋に努める。

9 被災者への精神的なケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障がい者の生活再建支援

ア 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過剰なストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化による「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対してはアルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人たちへの突然の死別は、残されたものにとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

10 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

町は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、県の実施する需給及び価格状況の調査並びに監視に協力し、その結果を町民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 町は、県に協力し、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入り調査や、適正な価格での売買の指導、必要に応じての勧告及び公表を行う。

11 被災者への各種措置の周知

町、県村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第3節 産業復興の支援

被災した中小企業者及び農林漁業者等の施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

1 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関して、商工関係各種融資制度を活用することができる。

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要

な助言、調整を行う。

2 農林漁業関係（資料 17-7・17-8 参照）

（1）天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

（2）日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

（3）各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

（4）既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

（5）農林漁業者への各種措置の周知

町及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第4節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

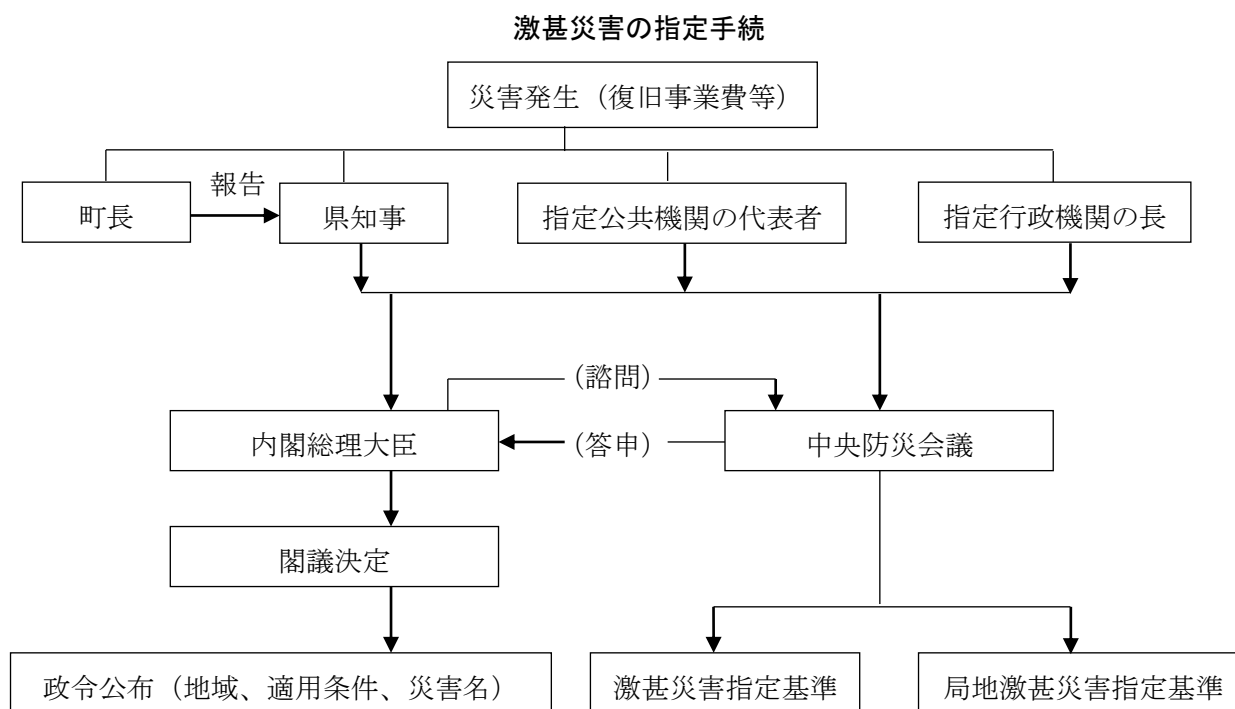
1 激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努めるものとし、町は調査等について協力する。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は資料 17－9 のとおりである。

第1章 災害予防計画

＜震災に強い施設等の整備＞

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 地震に強いまちづくり

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地などの面的な視点からの取組みも必要となる。

こうした観点から、住宅密集地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し行うこととする。また、地震に伴い生ずる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

1 耐震性の確保

(1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

(2) 耐震設計における基本的な考え方。

ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。

イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。

(3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

(4) 主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 保全事業の充実

(1) 地震に強いまちの形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

(2) 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震発生時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもち安全上問題があると認められる危険なため池があったときは、堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 地震に強いまちの形成

- (1) 町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の検討を図る。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上の危険解消を図るため、再開発等による面的な整備を検討する。
- (4) 医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設については、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能するよう整備を図る。
- (5) 防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (6) 水道企業団は飲料水兼用の耐震性貯水槽の整備についても検討を促進する。

4 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策を実施する。

(1) 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

(2) 地盤改良の推進

市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(3) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(4) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について町民や関係方面への周知に努める。

5 土砂災害防止施設予防対策

(1) 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

ア 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理

体制の整備と徹底を図る。

イ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

ウ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

エ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

オ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

カ 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について町民へ周知する。

(2) 治山施設等の災害予防対策

町は、国及び県が、次により講じる山地、治山の災害予防対策に協力する。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

(イ) 指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

(イ) 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

(ウ) 流木災害が発生するおそれのある森林について、間伐等の森林整備などの対策を推進する。

ウ 林道施設の整備

災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として利用可能な林道の維持管理に努める。

(3) 砂防設備等による災害予防対策

町は、国及び県が、次により講じる砂防設備等による災害予防対策に協力する。

ア 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、砂防関係法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

イ 砂防設備等の整備

(ア) 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(イ) 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施する。

ウ 地すべり防止施設の本備

(ア) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

(イ) 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

エ 急傾斜地崩壊防止施設の本備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

6 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成28年度を初年度とする第5次山形県地震防災緊急事業五箇年計画を必要に応じて作成し、地震対策の万全を期する。

第2節 建築物等の予防対策

地震による建築物の災害の未然防止と被害の軽減を図られるよう、役場庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び町等が実施する災害予防対策について定める。

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町及び県は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（役場庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）
- エ 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- オ 社会福祉施設等

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「第2次山辺町耐震改修促進計画」（平成28年3月策定）に基づき、耐震診断を実施し、必要があると認められたものから、順次、改修等を行うよう建築物の管理者に促す。また、町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ア 町内の住宅・建築物の耐震診断・改修は、所有者等自ら耐震化に努めることを基本とし、町は県や関係機関と連携し、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じ、「第2次山辺町耐震改修促進計画」により町内全域において施策の展開を図るものとする。

(ア) 国庫補助事業の住宅・建築物耐震改修事業や木造住宅耐震改修補助事業等の制度を活用し、耐震化を進める。

(イ) 町や県に耐震化等の住宅改修にかかる相談窓口を設置し、相談体制を整備する。

(ウ) 町民に耐震化に関する情報等の情報提供を行う。

イ 建築物の耐震改修に当たっては、町民、事業者、町、県及び建築関係団体が連携をとり、それぞれが主体となって取組むものとする。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保

- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

(4) 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

2 公共建築物の耐震化の推進

町及び県は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」及び「県促進計画」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ。））を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる役場庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設等の災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く町民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く町民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

3 一般建築物の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練
 - エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- (2) 住宅・建築物の耐震化
- ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修
 - (ア) 町は県と連携し、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。
 - (イ) 耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。
 - (ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。
 - (エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。
 - イ 耐震診断・改修に関する知識の普及啓発
 - 町は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。
 - (ア) 木造住宅所有者等に対し、耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、DVD等により、普及啓発を図る。
- (3) 地震ハザードマップの作成・公表
- 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、その地域に発生するおそれがある地震の被害予想について確実に伝え啓発し、町民に意識付けをすることが重要である。
- 町は、「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ(震度マップ)の周知に努めるものとする。また、必要に応じてその更新を行うものとする。
- (4) 相談体制の整備・情報提供の充実
- 町は、住宅・建築物の耐震化について所有者が相談できる体制を整備する。
- (5) ブロック塀、石塀等の倒壊防止
- 町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (6) 窓ガラス等二次部材の落下防止
- 町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、天井、看板等の落下物による災害を防止するため、街区及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (7) 家具、電気製品等の転倒・落下防止
- 町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は

二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について町民に周知徹底を図る。

(8) 町内会等との連携

町内会や自主防災組織などの地域活動組織の存在は、地震災害発生時の救護活動、また、平常時においても危険箇所の点検や耐震化の啓発等の活動等に重要な役割を果たすことが期待されるため、町は、それらの組織との相互連携を深めるものとする。

4 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

町は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町は県と連携し、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 判定資機材等の整備

町と県は、協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

イ 関係機関における協力体制の確立

町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、町民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

5 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は県と連携して、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

6 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されない
ので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、
被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県等は、関係団体等と連携・協力しな
がら地震保険の普及啓発を図る。

第3節 地盤災害の予防対策

地震により発生する崖崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

町は、県が実施する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

町は、基礎調査の結果により県が指定する「土砂災害警戒区域」（土砂災害が発生した場合には町民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域）、「土砂災害特別警戒区域」（建築物に損壊が生じ町民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域）等について、町民に情報を提供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により町民への周知徹底を図る。

2 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により町民への周知徹底を図るほか、町は、これらの「山地災害危険地区」を本計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

3 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限し、町はこれに協力する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不同沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

町、国及び県は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

4 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

町は、県、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する情報収集を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導體制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

また、町は、自己用の居住の用の住宅の建築物の建築等について開発許可運用指針に則って、適切な情報提供を図る。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、町民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被

災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、地震災害に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図り、町はこれに協力する。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、地震が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の地震対策を推進する。

1 水道施設の予防対策

町及び水道事業者（最上川中部水道企業団）は、地震が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるため、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。また、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

（1）組織体制の確立

災害発生時に水道施設の復旧に直ちに着手できるよう所要の組織体制毎に体制の整備を図る。

（2）応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

（3）職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

（4）管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難所及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

（5）関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう県警察との連絡調整を図るなど、災害発生時における関係機関との連携体制を整備する。

（6）緊急時連絡体制の整備

町及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

（7）自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

（8）防災広報活動の推進

町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により町民、町内会、

自主防災組織等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 町民に対する広報、啓発活動

町民に対し、広報紙等を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 町内会、自主防災組織等への防災活動の研修

町内会、自主防災組織等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施すること等により、緊急時における町内会、自主防災組織等の支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

(9) 上水道等施設の被害想定

水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

ア 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

イ 水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

(ア) 管路の被害想定

(イ) 構造物及び設備の被害想定

(ウ) 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

(エ) 断水期間

ウ 耐震整備の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い施設から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

(ア) 水道施設ごとの応急復旧期間

(イ) 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

(ウ) 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

(10) 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

ア 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

(ア) 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

(イ) 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

- (ウ) 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- (エ) 配水池容量（12 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- (オ) 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- (カ) 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに医療施設及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

イ 代替性の確保

水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- (ア) 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- (イ) 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- (ウ) 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- (エ) 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- (オ) 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

- (ア) 機械、電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- (イ) 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- (ウ) 水道用薬品の適正な量の備蓄

オ 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(11) 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

町及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- (ア) 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- (イ) 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- (ウ) 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- (エ) 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- (オ) 作業員の安全装備等の常備

(12) 生活用水水源の把握

町は、町内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

2 下水道施設の予防対策

下水道管理者は、地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など町民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

ア 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制毎に体制の整備を図る。

イ 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

ウ 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

エ 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

オ ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

カ 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を検討する。

キ 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図

る。

ク 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

（2）広報活動

下水道管理者は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

（3）下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

ア 耐震性の確保

（ア）耐震基準

処理場、ポンプ及び重要幹線については、レベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

（イ）耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

（ウ）耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

a 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

b 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

（エ）液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆どすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、施設の被害を軽減する液状化対策を講ずる必要がある。

（オ）管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

（カ）安全性の確保

a 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等

何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

b 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

c 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(キ) 長時間停電対策

a 非常用発電機の確保

下水道施設の停電対策として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を提携することを検討する。

b 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

(ク) 災害復旧資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

3 電力供給施設の予防対策

電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社）は、地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

ア 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

(ア) 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

(イ) 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

ウ 防災業務施設等の整備

(ア) 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

(イ) 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

(2) 防災関係機関との連携

- ア 町防災会議等との協調
町防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。
- イ 他電力会社等との協調
東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。
- (3) 広報体制の確立
地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、平常時から町民に対して広報活動を行う。
また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (4) 電力設備の災害予防対策
電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。
- (5) 代替性の確保
電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (6) 重要施設への供給体制の強化
特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。
- (7) 電気工作物の巡視点検
電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。
倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。
- (8) 二次災害の防止
各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。
- (9) 災害対策用資機材等の確保及び整備
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
- (10) 災害対策用資機材等の輸送
災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。
- (11) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(12) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

4 ガス供給施設の予防対策

ガス供給事業者は、地震による簡易ガス施設等の被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分に検討し、ガス事業法令等に基づき合理的な設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件（液状化の危険性、活断層の位置等）を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更正処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 供給所

(ア) 検知・警報装置（地震計、漏えい検知器及び火災報知器等）を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。

(イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。

- (ウ) 防火・消火設備を整備する。
- (エ) 発災直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

(4) 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資機材を整備しておく。また、復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

(5) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス貯蔵所等

- (ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。
- (イ) 町は県と協力し、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。

イ 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、高圧ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(6) 保安教育の実施

- ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。
- イ 町は、県及び関係機関と協力し、高圧ガス関係事業所における自主保安体制の確立について指導、啓発に努めるとともに、保安教室の開催等により、一般消費者の保安意識の高揚を図る。

(7) 防災訓練の実施

町は県と協力し、高圧ガス関係団体に対し、実践的な防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(8) 防災体制の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、防災体制及び防災資機材の整備に努める。

(9) 連絡、応援体制の確立

- ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。
- イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

5 電気通信施設の予防対策

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

（1）防災体制の整備

ア 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

イ 地震発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の確保

大規模な地震が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

（ア）全社体制による応急復旧要員の非常招集

（イ）関連会社による応援

（ウ）工事請負会社の応援

エ 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

（ア）社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。

（イ）防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

（ウ）町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

（2）地震時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

（3）電気通信設備の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

ア 電気通信設備の耐震性等

（ア）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

（イ）耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(4) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- エ 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(5) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他の応急復旧用諸装置

(6) 二次災害の防止

各施設の管理者は、大雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材等の確保に努める。

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

＜迅速かつ円滑な震災応急対策への備え＞

地震災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような震災応急対策への事前の備えについて対策を講ずる。

第5節 職員の配備体制

地震が発生した場合には、地震の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、町は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。なお、休日、夜間等の勤務時間外の体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員配備体制の強化

地震災害においては、発生直後の初動体制の速やかな確立は、被害の拡大防止のためにも極めて重要となる。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外における災害の発生についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、緊急連絡網の整備を図り対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 職員が災害発生時に的確な活動を行い得るよう、平常時から特に次の点について習熟するために研修等を実施する。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設置・運営方法
 - ウ 防災放送ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、町と防災関係機関の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報伝達・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の点検及び非常通信訓練の実施

町は防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、毎年、通信体制の点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

町は、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定及び茨城県日立市との協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る。

第6節 地震に関する調査研究計画

町は、地震災害の予防・応急・復旧復興対策に関する調査・研究を総合的に進める。

1 防災関係機関との情報交換等の実施

(1) 他市町村との防災資料交換

地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換に努める。

(2) 県・国等関係機関との情報交換

県各機関、国等関係機関との情報交換・資料収集等に努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集等

(1) 過去の災害等の資料整理・公開

過去の大規模災害関連の研究報告書、出版物、資料等の収集等を行う。

(2) 各種データの保存

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

3 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

(1) 直下型大規模地震対応に関する調査等

直下型大規模地震対応に関する調査等に努める。

(2) 土砂災害との複合災害に関する調査等

土砂災害の多い地域防災特性にかんがみ、地震により引き起こされる可能性のある土砂災害についての調査等に努める。

第7節 地震情報収集体制の整備計画

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、地震情報収集体制の整備を推進する。

1 町の地震観測体制の整備・強化

(1) 町の地震観測体制

町は、役場庁舎に震度計を設置しており、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

県、山形地方気象台、町等防災関係機関は、震度情報ネットワークの機能・信頼性の向上に努める。

第8節 情報通信連絡網の整備

第2編第1章第7節「情報通信連絡網の整備」を参照する。

第9節 相互応援体制・受入体制の整備

第2編第1章第8節「相互応援体制・受入体制の整備」を参照する。

第10節 消防体制の整備

第2編第1章第9節「消防体制の整備」を参照する。

第11節 医療救護体制の整備

第2編第1章第10節「医療救護体制の整備」を参照する。

第12節 輸送体制整備計画

第2編第1章第11節「輸送体制整備計画」を参照する。

第13節 避難行動と避難収容対策

第2編第1章第12節「避難行動と避難収容対策」を参照する。

第14節 孤立集落対策計画

第2編第1章第13節「孤立集落対策計画」を参照する。

第15節 積雪期の地震災害予防計画

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

1 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道及び町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 町及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 町及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 町及び県は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の購入を支援する。

(3) 雪崩防止対策の推進

町、県及び国は、雪崩から町民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

町等は、社会福祉協議会等と連携し、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発や、ボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

町は、積雪の多い区域において消火栓の充実及び除排雪等による水利確保を推進する。

2 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

町及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の災害対策活動に必要な緊急輸送

道路について、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を進めるとともに、中山間地域集落との通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上交通手段の確保に努める。

(4) 避難所の整備

ア 避難所における資機材等の整備

中山間地域の豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、避難所等における耐震化や、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

町は、積雪寒冷期の指定避難所の運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の整備に努める。

3 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第16節 食料の調達・確保及び防災資機材等の整備

第2編第1章第14節「食料の調達・確保及び防災資機材等の整備」を参照する。

＜防災行動力強化の促進＞

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、日頃より町民や防災機関と連携し防災知識の普及啓発、防災訓練を実施するほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第17節 防災訓練の実施

地震発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

1 訓練の実施及び参加

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を以下の点に留意して実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等可能な限り多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (4) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するよう努めること。
- (5) 図上訓練等を実施するよう努めること。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (7) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報等をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (11) 新型コロナウイルス等感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的な地震災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るため訓練を定期的又は随時実施す

る。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 火災防ぎょ訓練

消防団は、円滑及び充実した消防活動を行い、実践的能力を涵養するため、関係機関の協力を得て、強風下、水利難等のあらゆる状況下における火災に対処するため、おおむね年1回火災防ぎょ訓練を行う。

実施期間・方法等は消防団と十分協議のうえ、計画する。

イ 避難訓練

町は、町内の施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について、山形市消防本部と連携し、指導を行う。

ウ 非常通信訓練

町は、災害が発生した場合に、防災放送、携帯用無線及び衛星携帯電話が十分な効果を発揮できるよう、平常時からその訓練を行っておく。

エ 消防団員の教育訓練

消防団員の技術向上のため、消防学校で行われる教育訓練に計画的に派遣する。

(2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、年1回、次の訓練内容を包含した総合的な訓練を実施する。

- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救出救助訓練
- ・ 非常通信訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 通信手段確保訓練
- ・ 避難所開設運営訓練
- ・ その他必要な訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 災害情報収集伝達訓練
- ・ 救急救護訓練
- ・ 災害対策本部設置運営訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 山形市消防本部と連携した訓練
- ・ ボランティアセンター開設訓練

3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

4 保育所、幼稚園、小中学校、高校の防災訓練

保育所、幼稚園、小中学校、高校の管理者は、幼児、児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

- (2) 幼児・児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 地震に伴う土砂災害等、地域災害特性を考慮した避難訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関・福祉施設並びにスーパー等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、医療機関・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び山形市消防本部との緊密な連携のもと、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

7 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第18節 防災知識の普及

町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、町全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

(1) 町における防災教育

地震発生時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、毎年度職員に対し、防災関係法令、関係条例、本計画及び地震時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。また、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

ア 地震災害の特性等に関すること

イ 町の防災対策（本計画など）に関すること

ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関すること

エ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）に関すること

オ 家庭及び地域における防災対策に関すること

カ 防災対策の課題に関すること

なお、上記エ及びオについて、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

2 町民に対する防災知識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、町民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、理解と協力を得るものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、町民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動等を通して防災に関する知識の普及啓発を図る。また、地域

における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、毛布等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、食料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法: 普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や山形市市民防災センター、山形県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

ウ 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、地震体験車、山形市市民防災センター、山形県防災学習館等の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施期間）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、町民に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（２）社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、PTA、芸術文化・スポーツ団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に関する意識を高める。

ア 啓発の内容

（１）啓発内容に準ずるほか、各団体等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

（３）企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るため啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

（４）不特定多数の者が利用する施設への啓発

大規模小売店、体育館、町民プール、山辺温泉保養センター、ゴルフ場等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

（５）町民の責務

町民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対する防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。また、町及び町商工会議所は、中小企業等による事業継続力

強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、毛布等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築
- (ク) 地震体験車、山形市市民防災センター山形県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自動車運転時の行動
- (エ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (オ) 避難場所、避難経路
- (カ) 応急救護の方法
- (キ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ク) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

町は関係機関と協力し、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、地震体験車、山形市市民防災センター、山形県防災学習館等の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

4 学校教育における教育

(1) 児童生徒等に関する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や地震時の対応、県及び町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること（指定避難所、避難経路の確認、防災知識の普及啓発等）。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料等の教材を活用し指導するとともに、山形市市民防災センター等の活用により防災教育を推進すること。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性等に応じた避難行動等に関する研修等に努める。

イ 校長は、教職員が地震発生時に、適切かつ主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、定期的にマニュアル等を用いて校内研修を実施する。

5 要配慮者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮し、次の項目について自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援者等の協力を得ながら実施に努める。

(1) 外国語パンフレット等の作成・配布の検討

(2) 障がい者、高齢者の常備品等の点検

(3) 介護者の役割の確認

(4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに宿泊施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、LPガス等の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店、体育館、町民プール、山辺温泉保養センター、ゴルフ場等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

第19節 自主防災組織等の育成

第2編第1章第17節「自主防災組織等の育成」を参照する。

第20節 要配慮者の安全確保

第2編第1章第18節「要配慮者の安全確保」を参照する。

第21節 ボランティア受入体制の整備

第2編第1章第19節「ボランティア受入体制の整備」を参照する。

第2章 災害応急対策計画

<活動体制の確立>

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

町域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、山辺町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

町災害対策本部員会議	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、総務課長、防災対策課長、政策推進課長、税務課長、町民生活課長、保健福祉課長、産業課長・農業委員会事務局長、建設課長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会教育課長、消防団長、山形市消防本部（広域応援要請等があった場合にはこの限りでない）

各部連絡員（本部事務）			
総務部	庶務係長	産業部・農業委員会部	農政係長
防災対策部	危機管理係長	建設部	管理用地係長
推進政策部	総合戦略係長	教育部	総務係長
税務部・会計部	町民税係長	消防部	防災係長
町民生活部	住民係長	水道部	下水道係長
保健福祉部	福祉係長		

	総務部	庶務班、財政管理班、財産管理班、支所班、議会班
	防災対策部	危機管理班
	政策推進部	総合戦略班、情報統計班、協働推進班
	税務部・会計部	税務班、会計班
	町民生活部	住民班、生活環境班、国保医療班
	保健福祉部	保健指導班、福祉班、介護保険班、介護支援班 子育て支援班、保育班
	産業部・農業委員会部	農政班、担い手支援班、農村整備班、商工観光班 農地班
	建設部	管理用地班、道路河川班、都市整備班、下水班
	教育部	総務班、学校教育班、学校給食班、社会教育班 スポーツ振興班
	消防部	防災班
	水道部	給水班

※最上川中部水道企業団については、必要に応じて本部員会議に出席するものとする。

(2) 本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、その対策を要するとき ・ 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき ・ 町長が特に必要があると認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策がおおむね完了したとき ・ 町長が特に必要がなくなったと認めたとき

イ 設置場所

本部は、役場庁舎（正庁）に設置する。万が一、役場庁舎が被災し使用不能となった場合には、町民総合体育館に設置する。

ウ 設置権限者

町長は、設置基準により本部を設置するが、町長に事故あるときは副町長が、町長、副町長が事故あるときは山辺町長の職務を行う者の順位に関する規則に準じた代理者が本部を設置するものとする。

エ 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、次の区分により、その旨を通知及び公表する。また、本部を設置した場合には、本部の標示を役場庁舎正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	方法	担当
町本部各部班	庁内放送、電話、口頭	危機管理班長
町防災会議委員	電話又は文書	危機管理班長
町議会議員	電話	総務部副部長
県、村山総合支庁	防災行政無線・防災情報システム	危機管理班長
山形市消防本部	電話	防災班長
報道機関	電話・FAX等	情報統計班長
町民	防災放送、プレスリリース、広報車、登録制メール、SNS、HP等	情報統計班長 危機管理班長

(3) 本部の組織、運営等

本部は、本部員会議、本部事務局、連絡員、部及び班からなる。

ア 本部員会議

(ア) 開催

- a 本部員会議は、本部長が招集し、開催するものとする。
- b 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- c 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長にその旨申し出るものとする。
- d 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

(イ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

- b 非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること。
- c 関係団体に対する応急対策の要請又は避難指示に関すること。
- d 応急災害救助に関すること。
- e 自衛隊の派遣要請に関すること。
- f 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。
- g 災害対策に要する経費に関すること。
- h その他、災害対策に関する重要な事項

イ 本部事務局

(ア) 組織

- a 事務局長 防災対策課長
- b 事務局員 防災対策課職員（不足する場合は、関係各課職員の中から事務局長が指名する者）

(イ) 事務処理事項

- a 災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。
- b 本部員会議と部及び班相互間の連絡調整に関すること。
- c 被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整備に関すること。
- d 防災関係機関との連絡等に関すること。
- e その他、本部長が必要と認めること。

ウ 連絡員

(ア) 組織

所属部	担当職	担当事務
総務部	庶務係長	総務部に関すること。
防災対策部	危機管理係長	災害対策全般及び防災対策部に関すること。
政策推進部	情報統計係長	政策推進部に関すること。
税務部・会計部	町民税係長	税務部・会計部に関すること。
町民生活部	住民係長	町民生活部に関すること。
保健福祉部	福祉係長	保健福祉部に関すること。
産業部・農業委員会部	農政係長	産業部・農業委員会部に関すること。
建設部	管理用地係長	建設部に関すること。
教育部	総務係長	教育部に関すること。
消防部	防災係長	消防部に関すること。
水道部	企業団業務係長	水道部に関すること。

(イ) 事務処理事項

連絡員は、本部員会議及び本部事務局と各部及び班との間の連絡調整を担当する。本部員会議の決定事項、指示等を各部及び班に、また、各部及び班の報告、要請等を本部員会議に事務局を通じてそれぞれ伝達する。

エ 部及び班

各部及び班の編成及び事務分掌は、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照する。

オ 現地災害対策本部の設置

(ア) 本部長は、災害応急対策を推進するため、必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部の組織、その他現地災害対策本部に関して必要な事項はその都度本部長が定める。

2 災害対策連絡本部

町長は、局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、山辺町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none">・局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき・町内で震度4の地震が観測されたとき・町長が特に必要があると認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策がおおむね完了したとき・災害対策本部を設置したとき・町長が特に必要がなくなったと認めたとき

イ 設置場所

連絡本部は、役場庁舎（正庁）に設置する。

ウ 連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部に準じて行う。

(2) 連絡本部の組織、運営等

連絡本部の組織及び構成は、災害対策本部に準じるが、消防本部員及び消防団長については必要に応じて招集する。

3 職員の動員配備体制

区分		職員配備基準	活動内容
第1次配備	災害対策警戒	○町内で震度3の地震が観測され、被害が発生したとき。	○被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。

区分		職員配備基準	活動内容
第2次配備	災害対策連絡本部	○局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○町内で震度4の地震が観測されたとき。 ○町長が特に必要があると認めたとき。	○町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、関係課等においても災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○災害の状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。
第3次配備	災害対策本部	○広範囲に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○災害救助法による救助を適用する災害が発生し、その対策を要するとき。 ○町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 ○町長が特に必要があると認めたとき。	○町長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員は地域防災計画に定める事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。

(1) 職員動員配備体制の一般的基準

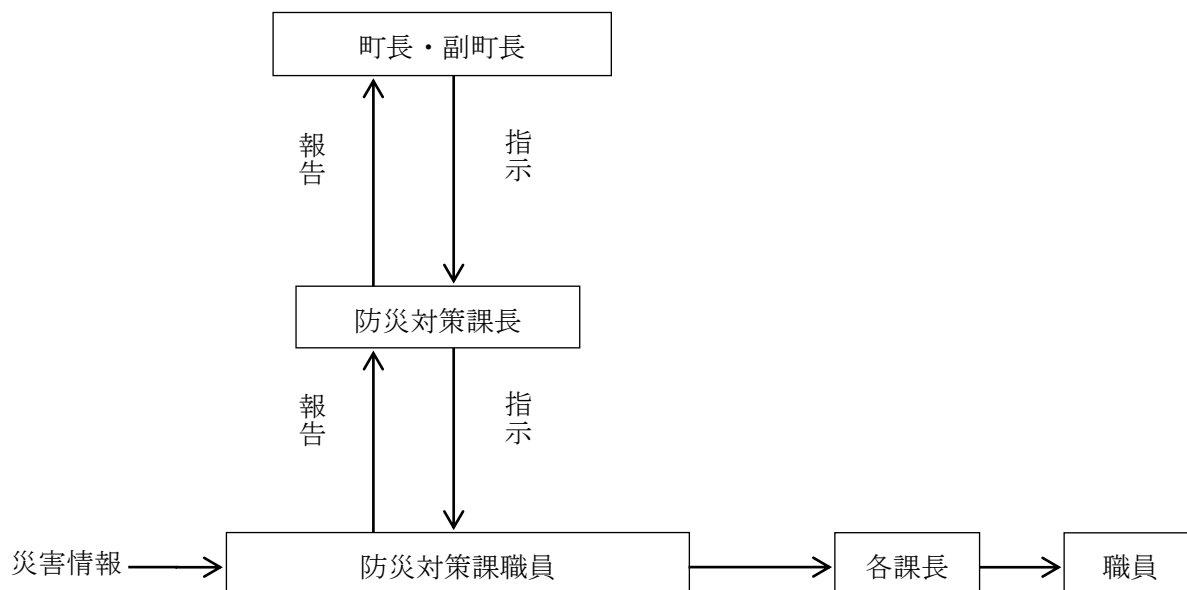
地震発生時における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。また、第2次配備とともに活動する初動 Gr 及び第3次配備の職員の詳細な初動体制はマニュアルを策定して決定する。ただし、災害の規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

課名	係名	第1次配備	第2次配備		第3次配備
				初動 Gr	
総務課	庶務係	△	◎		全職員
	財政管理係		○		
	財産管理係		◎		
	中支所		◎		
	作谷沢支所		◎		
防災対策課	危機管理係	○	◎		
	防災係	○	◎		
政策推進課	総合戦略係		○	■	
	情報統計係		○	■	
	協働推進係		○	■	
税務課	町民税係		○	■	
	固定資産税係		○	■	
	収納管理係		○	■	
	収納対策係		○	■	
町民生活課	住民係		○	■	
	生活環境係		○	■	
	国保医療係		○	■	
保健福祉課	保健指導係		○		
	福祉係	△	○		
	介護保険係		○		
	介護支援係		○		
	子育て支援係		○		
	保育所		△		

課 名	係 名	第 1 次配備	第 2 次配備		第 3 次配備
				初動 Gr	
産業課	農政係		○		
	担い手支援係		○		
	農村整備係	△	◎		
	商工観光係		○		
建設課	管理用地係	△	◎		
	道路河川係	△	◎		
	都市整備係		◎		
	下水道係	△	◎		
会計課	会計係		◎		
議会事務局	議事係		◎		
農業委員会事務局	農地係		○		
教育委員会 教育課	総務係		◎		
	学校教育係		○		
	学校給食センター		◎		
	社会教育係		◎		
	スポーツ振興係		◎		
消防団	団長・副団長・本団員 関係分団		◎		全団員

(◎印 全員登庁・配置 ○印 1 / 2 配置、1 / 2 待機 △印 全員自宅待機
 ■印 初動 Gr 体制 山形市消防本部は独自の警戒態勢による。)

(2) 動員指令系統図



(3) 動員の方法

ア 勤務時間内

(2) の系統図に従い、口頭、電話、メール、庁内放送等により、必要な職員を動員する。

イ 勤務時間外及び休日

(ア) 防災対策課職員は、地震情報を受けた場合は、必要に応じ、直ちに防災対策課長に報告し指示を受ける。

(イ) 防災対策課長は、町長及び副町長に報告し、本部設置及び配備体制の指示を受けるとともにその措置をとる。

(ウ) 防災対策課職員は、防災対策課長の指示に基づき、各課長等に電話、メール等により緊急連絡をし、各課長は関係職員に電話、メール等により連絡する。

(エ) 連絡を受けた各課長及び関係職員は直ちに登庁し、所要の配備体制につくものとする。

(オ) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を課長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(カ) 非常参集する職員は、通常、登庁する道路が寸断している場合は、あらゆるルートを検討と実査を行って、自動車で行き止まりの場合（燃料確保難を含む）は自転車等によって登庁する。

(キ) 前記のとおりすべてのルートが寸断し、登庁できない場合は常に本部（各部長）と連絡し合って、指示等を受ける。

第2節 情報伝達体制の確立

第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」を参照する。

第3節 災害救助法の適用に関する計画

第2編第2章第3節「災害救助法の適用に関する計画」を参照する。

第4節 広域応援計画

第2編第2章第4節「広域応援計画」を参照する。

第5節 被災県等への広域応援計画

第2編第2章第5節「被災県等への広域応援計画」を参照する。

第6節 広域避難計画

第2編第2章第6節「広域避難計画」を参照する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照する。

第8節 県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの活用

第2編第2章第8節「県消防防災ヘリコプター・県ドクターヘリの活用」を参照する。

第9節 ボランティアとの連携

第2編第2章第9節「ボランティアとの連携」を参照する。

<初動期の応急対策>

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救急・救助、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第10節 地震情報等の収集・伝達

地震発生時は、地震情報等は基本的な情報である。このため、町は、地震情報を、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、必要に応じ町民に伝達する。

1 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これをテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて地域住民に提供する。

町は、地域住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

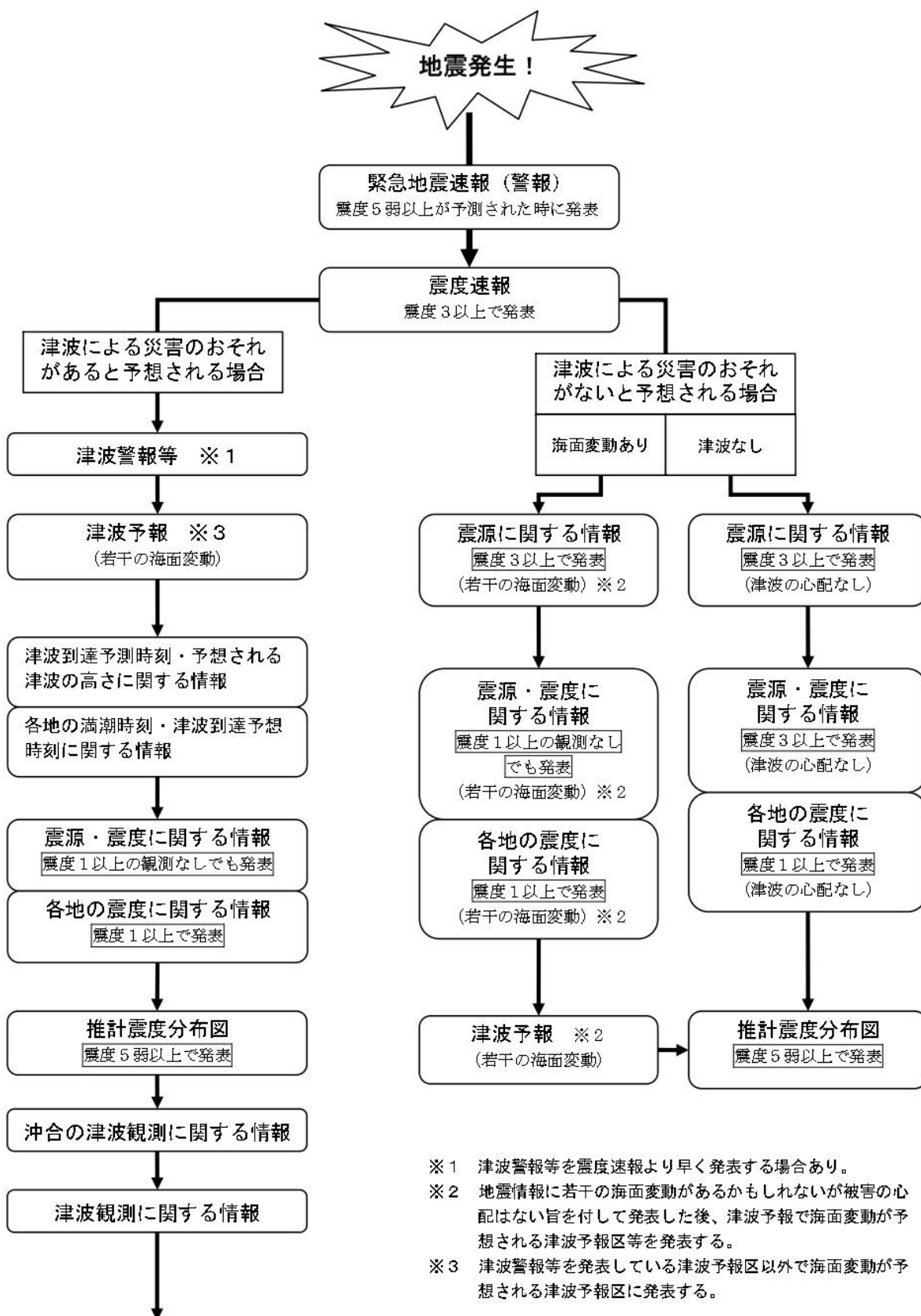
注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表又は若	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し

地震情報の種類	発表基準	内容
	干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	ていない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

地震情報及び津波警報・情報の発表の流れ



(3) 地震活動に関する解説資料等

山形県内の地震活動の状況等を取りまとめ山形地方気象台が提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・山形県沿岸に津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・山形県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・山形県沿岸に津波警報、津波注意報発表時 ・山形県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	毎月の山形県内の地震活動状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

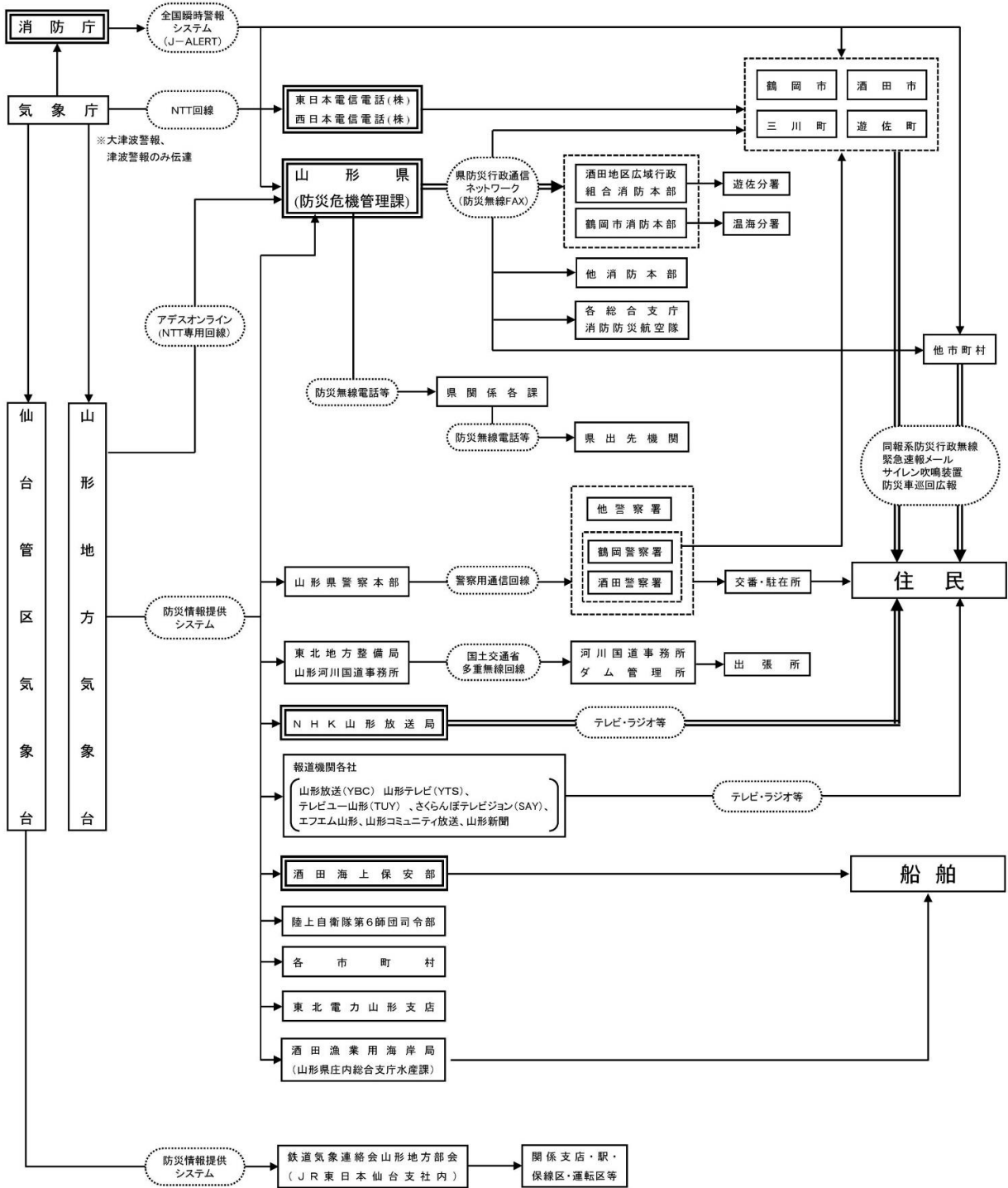
2 地震情報の伝達

山形県に関わる地震に関する情報は、気象庁及び管区・山形地方気象台から発表され、県、防災関係機関、報道機関、町及び町民へと伝達される。

町は、伝達された地震情報を、防災放送、登録制メール、緊急速報メール、広報車等により、速やかに町民に周知する。

これらの伝達系統は次のとおりである。

津波警報、地震・情報及び津波予報の伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

第11節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第2編第2章第11節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照する。

第12節 広報

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

2 広報担当の確認

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
町 報 道 機 関	防災対策課長 政策推進課長	防災放送、携帯用無線、町ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、SNS、広報車、口頭、文書、テレビ、ラジオ
防 災 関 係 機 関 庁 内	防災対策課長	県防災行政無線電話、庁内放送、庁内電話、庁内イントラネット

3 広報活動

町は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災放送、登録制メール、掲示板、広報紙、広報車等など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 町内会等を通じた情報伝達
- ウ 相談窓口の開設
- エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ 防災放送、登録制メール、緊急速報メール、コミュニティFM放送局、TV、ラジオ等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

(3) 項目

- ア 安否情報
- イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

4 放送機関への発表

(1) 災害対策基本法第 57 条に基づき、テレビ・ラジオなどの放送機関へ放送要請を行う。なお、放送機関に対して放送要請を行うときは、原則として県を通じて行う。また要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

(2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
		023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
山形コミュニティ放送	山形市本町 2-4-14	023-634-0762	023-633-7622

5 地震発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 地震発生直後（地震発生後おおむね 3～4 時間以内）

- ア 山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の

情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後おおむね2日以内）

ア 安否情報

イ 地域住民に対する避難情報

ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

エ 避難所の開設状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後おおむね3日目以降）

ア 消毒、衛生及び医療救護情報

イ 小中学校の授業再開予定

ウ 被害認定・罹災証明書の発行

エ 被災地支援に関すること

(4) 復旧対策期

ア 罹災証明書の発行

イ 生活再建資金の貸付

ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

エ その他生活再建に関する情報

6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。

(2) 通信事業者は、地震により電話が混線し繋がりにくくなった場合、被災地の安否確認のため、災害用伝言ダイヤル（局番 171）や災害用伝言板等を開設することとなっており、町は利用方法等についての広報を行う。

7 広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 町及び県は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

8 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、町民等へ周知する。

第13節 水防活動

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

以下の対策の他、第2編第2章第13節「水防活動」を参照する。

1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

2 ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

3 河川施設の早期復旧

二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第14節 土砂災害等の防止対策

第2編第2章第14節「土砂災害等の防止対策」を参照する。

第15節 消防活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想され、山形市消防本部を中心に消防団と連携しながら消防活動を実施する。また、町民、自主防災組織等と協力しながら、出火防止と自身の安全を第一にして初期消火を実施し、応急対策に取り組む。

1 初期消火

(1) 町民等による初期消火

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防機関へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域等の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、自身の安全を確保しながら、消防機関が到着するまでの間、消火器や消火栓等を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 火災防ぎょ活動

第2編第2章第15節「消防活動」を参照する。

3 広域応援要請

第2編第2章第4節「2 消防の広域応援」を参照する。

4 山辺町内火災発生時の連絡体制

第2編第2章第15節「消防活動」を参照する。

第16節 避難指示、誘導

地震後さらに続いて起こる地震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、町民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

以下の対策のほか、第2編第2章第16節「避難指示、誘導」を参照する。

1 行政の避難情報に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 町、県及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難情報を適切なタイミングで発令するよう留意する。

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 町及び県は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の倒壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。また、県は、建築技術者等の派遣により、積極的に町の活動を支援する。

ウ 土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

第17節 救助・救急

第 2 編第 2 章第 17 節「救助・救急」を参照する。

第18節 交通の確保及び規制

第 2 編第 2 章第 18 節「交通の確保及び規制」を参照する。

第19節 災害警備計画

第 2 編第 2 章第 19 節「災害警備計画」を参照する。

第20節 緊急輸送

第 2 編第 2 章第 20 節「緊急輸送」を参照する。

第21節 医療救護

第2編第2章第21節「医療救護」を参照する。

第22節 要配慮者への緊急支援

第2編第2章第22節「要配慮者への緊急支援」を参照する。

＜事態安定期の応急対策＞

地震災害の発生後、状況がある程度落ち着いてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、飲料水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

第23節 避難所の開設・運営

第2編第2章第24節「避難所の開設・運営」を参照する。

第24節 食料の供給

第2編第2章第25節「食料の供給」を参照する。

第25節 給水

第2編第2章第26節「給水」を参照する。

第26節 生活必需品の供給

第2編第2章第27節「生活必需品の供給」を参照する。

第27節 防疫・保健衛生対策

第2編第2章第28節「防疫・保健衛生対策」を参照する。

第28節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

第2編第2章第29節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」を参照する。

第29節 遺体等の捜索及び処理等

第2編第2章第30節「遺体等の捜索及び処理等」を参照する。

第30節 住宅の供給確保

第2編第2章第31節「住宅の供給確保」を参照する。

第31節 文教対策

地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護

者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

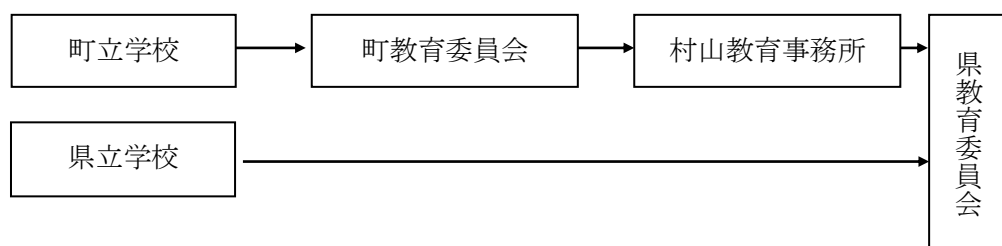
児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、中学生以上の生徒については帰宅経路等の安全を確認したうえで、生徒を速やかに下校させる。幼稚園児、小学生及び特別支援学級生徒等については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、下校後児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

学校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

<連絡経路>



2 応急教育の実施

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

3 災害救助法に基づく措置

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

4 学校給食対策

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

5 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

6 心の健康管理

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

7 学校以外の文教施設の応急対策

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

8 文化財の応急対策

第2編第2章第32節「文教対策」を参照する。

第32節 ライフライン施設の応急対策

第2編第2章第33節「ライフライン施設の応急対策」を参照する。

第33節 危険物等施設応急計画

第2編第2章第34節「危険物等施設応急計画」を参照する。

第34節 義援金・義援物資の受入・配分

第2編第2章第35節「義援金・義援物資の受入・配分」を参照する。

第35節 農林漁業災害の応急対策

第2編第2章第36節「農林漁業災害の応急対策」を参照する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

第2編第3章第1節「災害復旧・復興」を参照する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

第2編第3章第2節「被災者の生活再建等への支援」を参照する。

第3節 産業復興の支援

第2編第3章第3節「産業復興の支援」を参照する。

第4節 激甚災害の指定

第2編第3章第4節「激甚災害の指定」を参照する。

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

降雪によって町民生活が著しく阻害されることを防止するため、冬期の降積雪による雪害を予防するため必要な事業の施行、施設の整備その他予防対策を実施し、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、町民生活の安定に寄与する。

1 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の把握及び周知

町は、国、県等の調査結果及び現地の調査点検、聞き取り調査等により町域の雪崩危険箇所（資料15-1参照）を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の町民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知を図る。

(2) 雪崩防止対策の整備

国、県及び町は、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

ア 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

イ 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

ウ 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

エ 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるため、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置を検討するほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

(3) 危険箇所の警戒

ア 道路等の危険箇所の点検

道路等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

イ 町による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接してい

る民家、不特定多数の者が利用する公共施設等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

ウ 県及び県警察の協力体制

県は町から応援要請があったときは、県警察と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び町民の避難に関して指導する。

エ 町民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び役場庁舎に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

(4) 事前回避措置の実施

ア 町民への雪崩情報の周知

(ア) 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩による災害の発生の可能性がある場合は町民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

(イ) 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、町民等が避難するための施設を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

(ウ) 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めるときは、町民に対し避難指示を行う。また、町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

イ 道路施設等の対策

道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

2 道路交通の確保

町及び県は冬期間における道路交通網の確保を図るため、相互連絡を密にして除排雪を実施し、道路交通網の確保とともに除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努める。また、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。さらに、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

また、集中的な大雪が予測される場合は、一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスcoopや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

3 町民生活の安全確保

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

県等は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 要配慮者世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要配慮者世帯に対して民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。

また、必要によっては、町建設業協会を通して除雪業者の斡旋を行い、社会福祉協議会では一定条件に該当するものに対し、雪下ろしの助成を行う。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

町は、雪害の未然防止を図るため早めに屋根の雪下ろしをするよう呼びかけるとともに、雪下ろしなど除雪作業の集中する時期に合わせて、「雪害事故防止週間」を設定し、命綱の使用方法など安全な雪下ろし・除雪作業についての効果的な広報活動を実施する。

町は、県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、町民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

(5) 孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

(6) 消防水利等の対策

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、地域で協力して消火栓や防火水槽の除雪に取り組むよう啓発を図る。

4 農作物、農産施設の被害予防対策

町及び関係団体は連絡を密にし、気象情報等によって見回りを十分に行い雪害による農作物、農業施設等の被害の防止・軽減を図る。

5 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道の除雪体制の強化と列車の運転確保に努める。

6 東日本電信電話株式会社

雪害による通信設備の被害を防止するため、設備の耐雪構造化、通信網の多ルート化、積雪期前の巡回、点検等を行い雪害発生防止に努めるとともに、通信の孤立が生じた場合は、衛星携帯電話又は非常用衛星通信装置の臨時設置等により孤立地区における通信の確保に努める。

7 東北電力ネットワーク株式会社

雪害による電線切断等の被害を防止するため、施設の雪害予防措置実施と巡回、点検整備を行い、雪害発生防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

町は降雪時における交通の確保、雪崩や暴風雪時の人命救助、農作物、果樹等の対策等の応急措置を実施して、町民の生活を守るとともに、降雪に伴う被害の軽減を図る。

1 豪雪対策本部の設置

(1) 設置基準

次のいずれかに該当するとき

- ア 役場庁舎前の積雪深が60cm以上となり、今後も積雪が増えると見込まれ、積雪により町民生活に大きな影響が発生するおそれがある場合
- イ 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表された場合
- ウ 町長が特に必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

次のいずれかに該当するとき

- ア 雪害のおそれなくなるとともに、応急対策がおおむね完了したとき
- イ 町長が特に必要がなくなったと認めたとき

2 交通の確保

(1) 国・県道の除雪

国・県道の除雪は、県が担当区間を定め実施する。また効率的な除雪作業を進めるため、町と県が協定を締結し、交換路線を設けて除雪する。

(2) 町道の除雪

町は、道路除雪実施計画の定めるところにより、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。

ア 除雪区分

除雪作業を円滑に推進するため、指定路線とその他の路線に区分する。

(ア) 指定路線

交通を確保することを原則として、早朝作業の実施により、通勤、通学までの完了を目標にし、交通の確保を行う。

(イ) その他の路線

指定路線以外のもので、道路の積雪状況により、必要に応じて除雪を行う。

イ 出動基準及び出動時間

(ア) 除雪出動は、降雪量がおおむね10cm以上に達したか又はおおむね10cmに達する見込みのときに出勤し、通勤、通学の時間帯に支障がないよう交通の確保に努める。

出動時間は午前3時00分とし、午前8時30分完了を目標とする。

(イ) 日中の降雪により交通障害の発生するおそれがある場合は、担当課より出動要請を行い交通の確保に努める。

(3) 排雪

- ア 町は、町内の適切な所に排雪場所を確保する。
- イ 町は、町道の排雪が必要と判断した場合は、見通しの悪い場所や交通に支障が出る場所等について排雪を行う。
- ウ 幅員の狭い道路や共同で利用している私道などについて、町内会が排雪作業を行う場合、運搬用のトラックの調達費用を助成し、交通の確保に努める。

3 暴風雪時の対応

(1) 警告等

町は気象情報等に基づき、暴風雪による災害の発生等が予想される場合は、必要な警告を行う。

(2) 救出・救助

町は、災害による遭難者等の通報を受けたときは、関係機関と連携し、救出・救助活動を行う。

(3) 緊急輸送路確保のための措置

ア 交通安全施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通安全施設を活用する。

イ 放置車両の移動等と緊急通行車両の先導

緊急輸送路を確保するため必要な場合には、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による放置車両の移動等を行う。

なお、放置車両の移動等で災害対策法に基づき道路区間の指定をし、車両等の占有者等への移動命令を行う場合は、指定通知を公安委員会に提出する必要がある。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 消防職員等の措置

警察官がその場にはいない場合、消防職員等（委託民間事業者も含む。）は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、町は他の道路管理者等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等に対して、交通誘導の実施等の協力を要請する。

4 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び町民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 町は、町民等が被災した場合、関係機関と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 町は、住居を失った町民について公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路等施設の被災時の対策

ア 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、道路が寸断され、通行車両中に運転者等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

5 応援協力関係

町は、除雪及び救出の実施が町のみでは困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

第2章 道路上における交通災害対策

第1節 災害応急対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

1 被害情報等の伝達

- (1) 道路管理者、県警察及び消防機関は、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した場合は、直ちに町、県等関係機関に通報するものとする。
- (2) 町は被害の状況を調査し、県に報告する。

2 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
道路管理者、県、町並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
町及び県は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。
- (3) 自衛隊派遣要請
事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

3 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者や県警察と協力して、二次災害防止のための次の措置を講ずる。

- (1) 通行禁止又は制限
 - ア 道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
 - イ 県警察は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
 - ウ 道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。
- (2) 道路利用者及び町民等への広報
町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに山形市消防本部、県警察、関係機関等へ連絡し、防災放送及び広報車等により広報を行う。

4 消火及び救助に関する措置

- (1) 山形市消防本部は、救出・救助活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、消防団と連携し迅速に消火活動を行う。
- (2) 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救出・救助及び消火活動の実施のため、必要な協力をを行う。

5 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防機関、県警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

(1) 二次災害の防止

- ア 消防機関は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災の未然防止に必要な措置を講ずる。
- イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は、水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- ウ 有害物質が、河川等公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

(2) 町民の安全確保

町は、県警察等と連携し、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、町民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害応急対策計画

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、東日本旅客鉄道株式会社が実施する応急対策の方針等について定める。

1 事故情報等の伝達及び広報

(1) 情報の収集・伝達

東日本旅客鉄道株式会社は、乗客、乗員及び地域住民等に多数の死傷者が出るなど大規模な鉄道事故が発生した場合は、町に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報する。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集にあたりるとともに、東日本旅客鉄道株式会社が実施する応急対策について協力する。

また、地域住民からの通報等により事故発生情報がもたらされた場合、町は、防災関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

被災者の家族、旅客及び一般住民等に対する広報は、東日本旅客鉄道株式会社が実施する。

町は、東日本旅客鉄道株式会社から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、防災放送や広報車等による広報活動を実施する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整える。

3 自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、第2編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

4 広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援計画」及び第2編第2章第6節「広域避難計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、県及び国への応援を要請する。

5 消火及び救助に関する措置

(1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、東日本旅客鉄道株式会社と連携して、旅客及び周

辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消防機関等は消火活動を行う。

- (2) 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び消防機関と連携して、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

第4章 航空災害対策

第1節 災害応急対策計画

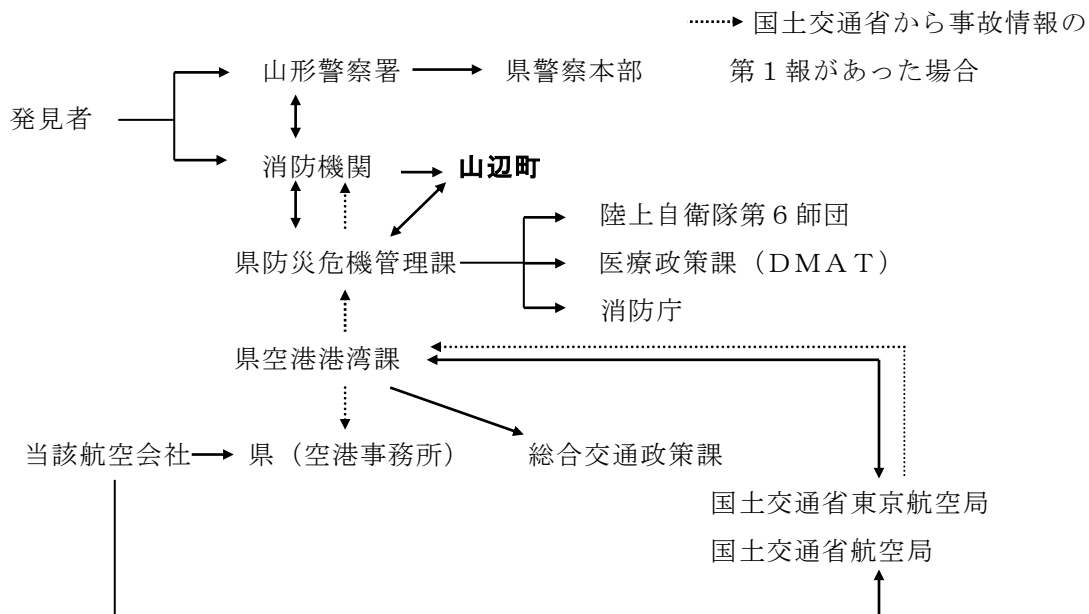
町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する災害応急対策について定める。

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。



(2) 避難情報

町で事故が発生した場合は、町又は県警察は避難情報の指示を行う。

(3) 安否情報の提供

町で事故が発生した場合、航空会社、町、県及び県警察は、死亡者、行方不明等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動に当たっては、県、町、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難情報の情報を的確、迅速に伝えるよう努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、町、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

2 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

航空機事故が発生した場合、町、県、消防機関及び県警察等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 応急活動の実施

町、消防機関、県、県警察及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

1 危険物施設等の把握

山形市消防本部火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については資料14参照のこと。

2 危険物取扱事業所の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

(2) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(3) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、常に山形市消防本部、県警察等関係機関等との連絡体制を整備しておく。

第2節 災害応急対策計画

危険物等施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設等が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 応急活動体制の確立

町は、危険物による災害が発生したことを覚知したときは、山形市消防本部と連携し状況を把握するとともに、円滑・迅速な災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災放送や広報車等を利用した町民への広報や避難指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

[危険物取扱事業所等]

危険物取扱事業所は、事故発生時及び事故災害により被災した場合、山形市消防本部、町、県警察及び県等関係機関に、事故等の状況を直ちに通報し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物取扱事業所は、災害発生時には、危険物の取扱作業を中止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは直ちに、適切な応急措置を行う。
- (2) 危険物による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等の活用により、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の町民に避難等の警告を行うとともに、山形市消防本部及び警察等に連絡する。

3 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防機関、県警察及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は

汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難情報の措置を講ずる。

(4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

自然環境と森林資源及び県民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

1 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の町民等に林野の監視、事故通報等を委嘱するなど、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

イ 林道の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道の適切な維持管理に努める。

ウ 消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽等の整備を推進する。また、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

エ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、関係機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町に近接する場合には、当該市町に通知する。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して町民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防団と連携して警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

2 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期や山菜採取等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間として、啓発を強化するとともに、登山口や林野内の道路等に看板を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 関係機関相互の連携強化

町、県、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連携を強化し、予防対策や火災発生時の対処等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

町は、町域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を消防機関と連携のうえ定めるものとする。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生するが多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

町は県及び消防機関と、県内外の消防機関との広域的な応援体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平常時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

県、町及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、関係機関は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽等の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 林野火災に対応した訓練の実施

町、県、その他の林野関係機関は消防機関と連携しながら、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため毎年訓練の実施に努める。

第2節 林野火災応急計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動について定める。

1 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関等に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

山形市消防本部は消防団と連携し、直ちに消火活動に出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

2 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

山形市消防本部、消防団、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

町は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防機関は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地対策本部等の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町、県、県警察、自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防長及び町長並びに団長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに条例に基づく現地対策本部又は指揮本部等を設置する。

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

消防機関及び県警察等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで

誘導する。

(2) 町民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、町民に対して避難情報の発令を行い、県警察等と協力して町民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者名簿及び避難支援プランを作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

4 応援要請

火災が大規模の場合等に、自らの消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県内消防の広域応援

町長と消防長などが協議し、町長の同意を得たうえで、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

大規模災害が発生した場合は、町長と山形市長が協議し、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の応援の必要があると判断した場合は、消防長が町長に報告し、町長の指示により、速やかに知事に要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

消防長は町長に報告し、町長の指示により知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行う。

5 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第7章 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から町民等の生命及び身体を守るために、町、県、国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

1 大規模土砂災害対策フロー

* 大規模土砂災害現象の発生



2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20m以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による 湛水	河道閉塞の高さがおおむね 20m以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因 する土石流	河川勾配が 10 度以上である区域のおおむね 5 割以上に 1 cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広が りつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第 60 条第 1 項及び第 6 項の規定による避難指示の発令の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県は町に、国土交通省は県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、町は避難判断基準により避難指示等を適切に実施するとともに、避難所等を示したハザードマップの作成や町民等への伝達方法など、警戒避難体制を整備する。

4 避難情報の判断基準に基づいた避難情報の発令

土砂災害が発生するおそれのある場合は、以下の避難情報の判断基準に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。避難情報の発令に当たっては、以下の基準をもとに、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難情報の伝達は、防災放送、登録制メール、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他放送機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難情報の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに

区分	判断基準
	発令) 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 （災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合
雨量観測所	<ul style="list-style-type: none"> ・大沼（国土交通省） ・山辺（山形県）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の観測値や各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

第8章 原子力事故災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、町民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な町民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（平成24年10月策定、平成30年10月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 女川原子力発電所（宮城県）

本町（役場庁舎）からは約109kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年10月25日廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉

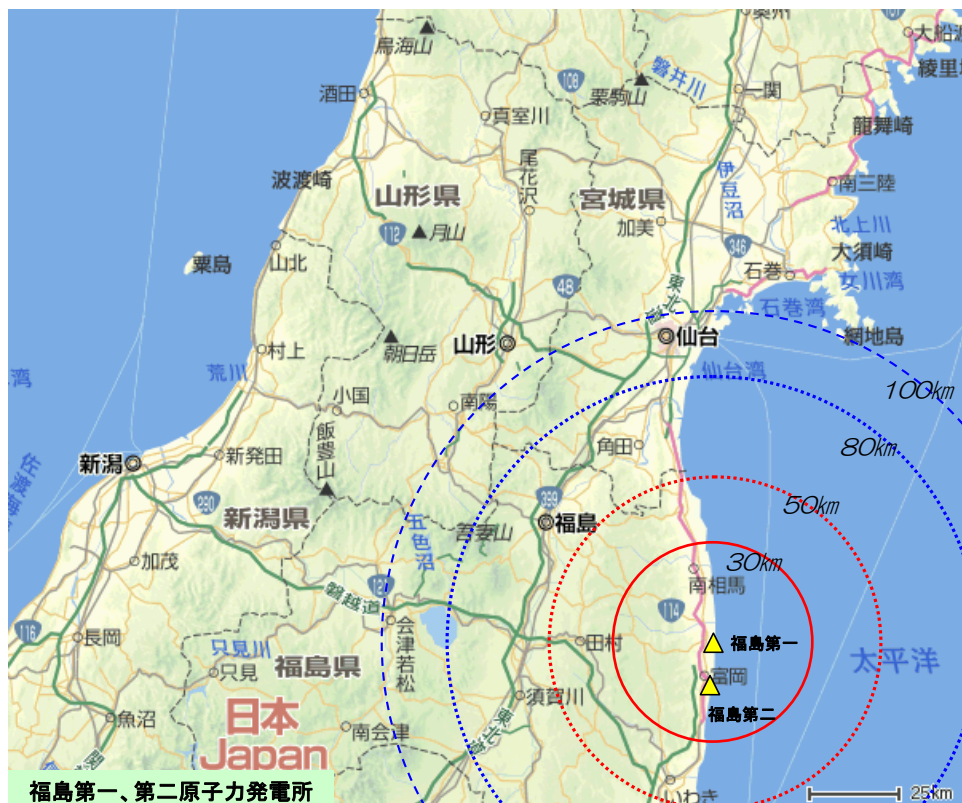


(2) 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県）

本町（役場庁舎）からは約 118 km の距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉 町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年 4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年 1月31日廃止
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 檜葉町及び富岡 町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR = 沸騰水型軽水炉



(3) 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

本町（役場庁舎）からは約 175 k mの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及 び刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、A BWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに町民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 活動体制等

町及び県は、平常時から各々の役割に応じて体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。また、活動体制や実施体制について点検しておくものとする。

3 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

4 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

町は、町民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災放送及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制を整備する。なお、情報連絡、町民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）における町民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避指示、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等についての確かつ迅速に実施できるよう体制の整備を行う。

(3) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、町民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

5 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

町は、国、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
- (オ) 原子力災害時に町民がとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- (カ) その他必要と認める事項に関すること。

イ 防災教育

原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること。
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること。
- (キ) 緊急時医療に関すること。
- (ク) 危機管理に関すること。
- (ケ) その他必要と認める事項に関すること。

(4) 町民相談体制の整備

町は、町民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、町及び県が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による町民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※<O I L>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

町及び県は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び町民等に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

町及び水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合は、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者へ周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続すると見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、町への影響が懸念される事態が発生した場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、町

に対して原災法第 15 条の規定に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、町民に対して指示を行う。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の町民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による影響が懸念される場合に、町民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、町民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の町民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第 15 条第 3 項の規定に基づく指示があった場合には、町民に対して避難指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第 15 条第 3 項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、町に対し、町民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 町は、町民に対する屋内退避又は避難指示を次により伝達する。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災放送等による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(オ) バス事業者の協力による広報

イ 町は、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、町民を屋内退避又は避難させる。

ウ 広域避難が必要となった場合は、県と連携し実施する。

4 町民への情報伝達等

(1) 町民に対する広報及び指示伝達

ア 町が行う広報及び指示伝達

町は、町民に対して、防災放送や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、町民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況

(ウ) 放射線の状況に関する今後の予測

(エ) 町、県及び防災関係機関の対策状況

(オ) 屋内退避、避難など町民のとるべき行動及び注意事項

(カ) その他必要と認める事項

(2) 町民相談の実施

町は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県と連携し町民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

5 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を超えた避難者の受入等活動については、第2編第2章第4節「広域応援計画」及び第2編第2章第6節「広域避難計画」に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受入活動にあたる。

特に町は、東海原子力発電所に近い茨城県日立市と「災害時における相互応援協定」を締結しており、協定の対象となる災害に原子力災害を含んでいる。その中で町は可能な限り被災者の一時受入れを行うこととしている。

原子力災害が発生し、自治体の区域を越え町に避難する事態となった場合は、県と連携し、町の指定避難所で可能な限り受入れを行い、避難者に対して必要な支援及び避難元市町村からの情報提供等を行う。

第4節 災害復旧計画

1 計画の概要

町民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

町は、県から、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、町民への放射性物質による影響の懸念がなくなり避難等の指示を解除するよう指示を受けたときは、町民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、町民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、町においてモニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、町民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

町及び県は、町民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

町は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

町及び県は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。

第9章 火山災害対策計画

蔵王山の噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、町、県及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

本町は蔵王山火山防災協議会には含まれていないが、気象庁及び山形県の火山防災対策に準じて、対応を図るものとする。

1 火山災害対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

町、国、県及び防災関係機関は、火山災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

(2) 計画の対象とする火山

本計画の対象とする火山は、本町に隣接する山形市に位置する活火山の蔵王山とする。蔵王山は、日本における111の活火山（平成29年6月現在）のうちの一つであるほか、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」の50火山（平成26年11月に3火山が追加）に含まれている。火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。

火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山現象	概 要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺のおおむね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流 (火砕サージを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。 火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。(避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。)

火山現象	概 要
融雪型 火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速 60km を超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。
降灰後の 土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
小さな 噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、ときには数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
<small>がんせつ</small> 岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

2 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を、高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

- ア 火山性地震（微動）の群発
- イ 鳴動、音響
- ウ 火山周辺の地殻変動
- エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化

オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

3 噴火警報等の周知

(1) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や町民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。蔵王山は、平成28年7月より噴火警戒レベルが運用されており、噴火警報又は噴火予報に付して発表する。（噴火警戒レベルは気象庁HPによる。）

(2) 噴火速報の内容と発表

仙台管区気象台（山形気象台）は、登山者や周辺の町民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の内容と発表

仙台管区気象台は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状

況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い時点で、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（４）降灰予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区气象台は、必要に応じ降灰予報を発表する。

ア 降灰予報（定時）

（ア）噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表する。

（イ）１８時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

（ア）噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～１０分程度で発表する。

（イ）噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※１）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

（ア）噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表する。

（イ）噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するための情報等で、仙台管区気象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

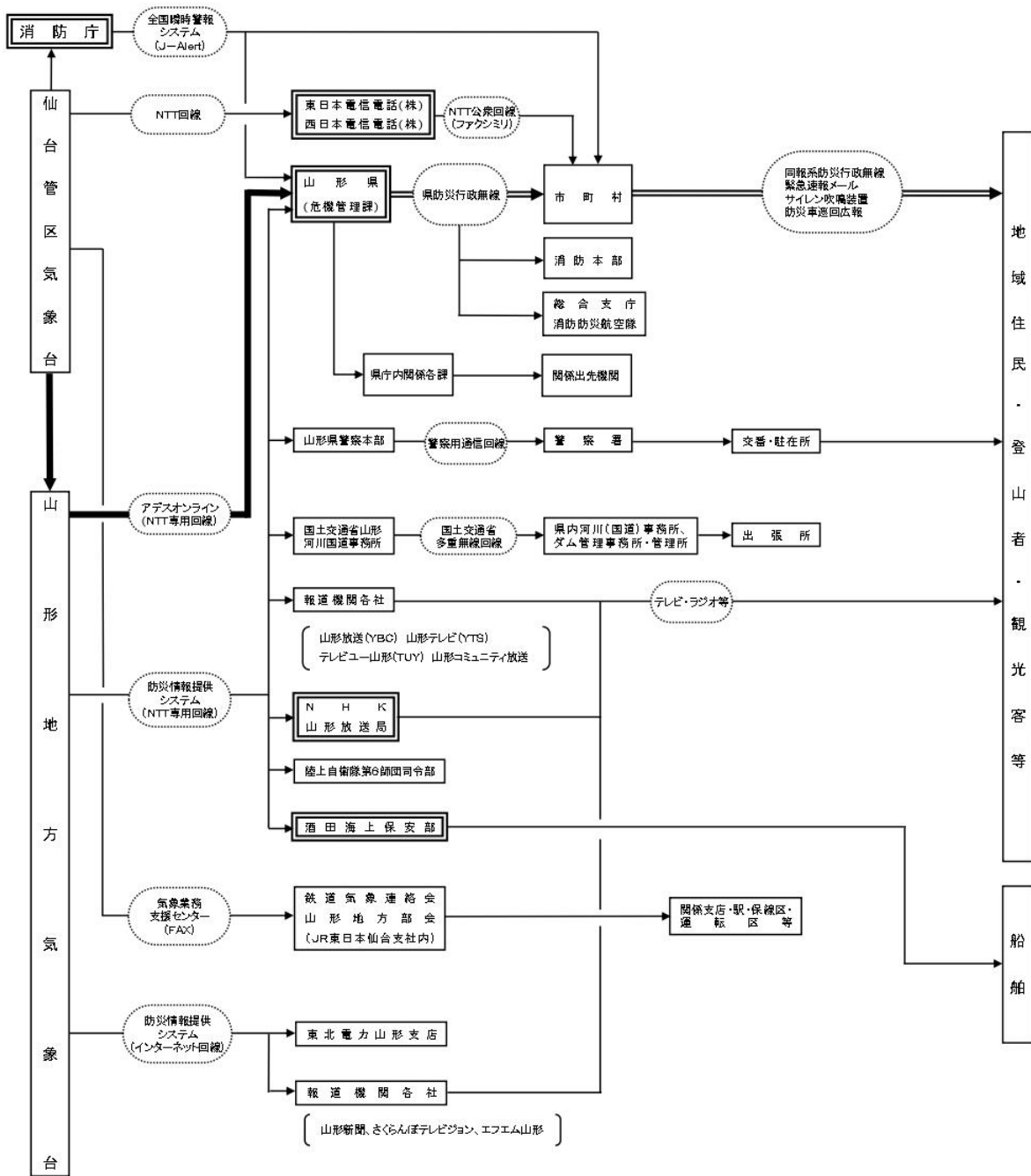
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

町、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を町防災行政無線等により、町民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、町は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民、登山者及び観光客等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

噴火警報・予報等伝達経路図（参考）



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに町その他関係機関へ通報するものとする。また、町その他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方气象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方气象台は、仙台管区气象台に連絡するとともに、町、県、県警察本部及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター

は、上空からの観測・情報収集活動に協力する。

なお、通報を要する異常な火山現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の多発
- エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

4 警戒避難体制の整備

(1) 避難体制の整備

- ア 町は、町民及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。
- イ 町は、町民及び観光客等を避難させる際の、県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。
- ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時避難が可能となるよう、国や他の市町との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 関係施設の整備

- ア 情報伝達のための施設
町は、防災行政無線の整備等、町民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、観光客等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール等の情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

5 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

町は、火山噴火等により町民及び観光客の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等に基づき、町民及び観光客等に対して避難情報を発令し、町民及び観光客等の事前避難を実施する。県は、町長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力

も得て、町民及び観光客等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から町民等へ避難情報を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

町は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の町民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報を発令するよう努める。

(2) 警戒区域等の設定

町長は、町民及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等に基づき、警戒区域を設定して立入り制限又は禁止する。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う避難は長期間にわたる場合が多い。町は、避難先での生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

町長は、噴火警報等により危険が去ったと判断したときは、避難情報又は警戒区域の設定を解除し、町民の帰宅及び生活再開を支援する。

6 広域的な避難対策

避難に関し、町又県の区域を越えた広域的な避難が必要な場合の調整については、第2編第2章第6節「広域避難計画」及び第2編第2章第24節「避難所の開設・運営」によるものとする。

7 救助・救急、医療活動

(1) 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、第2編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第2編第2章第21節「医療救護」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、町その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出にあたるものとする。

また、火山災害の現場に居合わせ、要救助者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救出にあたるよう努めるものとする。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、第2編第2章第21節「医療救護」によるものとする。

山辺町地域防災計画

発行日 令和4年7月
発行 山形県 山辺町

〒990-0392
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
TEL:023-667-1111 (代表)
FAX:023-667-1112

企画・編集 山辺町 防災対策課
TEL:023-667-1119 (直通)
